

目次

序

東北地方建設局
岩手工事事務所長
武内達夫

口 絵

運 輸

奥州藤原文化導入路……………一

第一節 概 説……………九

第二節 沿 革……………一〇

第三節 陸奥国開拓期……………一七

第四節 中世の舟運……………三一

第五節 近世の舟運……………三四

一、概 況……………三四

二、江戸廻米の起終点……………三七

三、江戸廻米の基地……………三七

四、舟運の拠点、名振浜……………三九

五、下 航	四二
六、舩 舟	四六
七、舩 下げ	四九
八、舩 り 備	五一
九、玄場、舵巻	五二
十、泊 り	五三
十一、河 状	五五
十二、航路維持	六〇
十三、近世各論	六四
(一) 伊達 領	六五
第一項 舟運施設	六五
第二項 御蔵場概況	六六
第三項 御 蔵 米	七七
第四項 蔵 出 し	七八
第五項 御蔵場の町	七九
第六項 番 所	八〇
第七項 脱 石	九三
(二) 田村 領	一五六

(三) 南部 藩	一六五
第一項 舟運開始	一六五
第二項 北上川と舟運	一六八
第三項 舟 行	一七一
第四項 運 送	一七二
第五項 舟 船	一七五
第六項 南部藩舟運の拠点	一八四
第七項 御蔵役人等組織	一九七
第八項 番 所	一九九
(四) 八戸 南部 藩	二〇〇
第六節 北上川舟運の末路	二三一
補遺(一)	二四〇
補遺(二)	二五四
年表	二七三
御挨拶	二七七
編集後記	

序

岩手工事事務所長 武 内 達 夫

北上川は岩手、宮城両県を貫流する東北最大の河川であるとともに、我が国有数の大河であり、流域の人々にとっては母なる川でもあります。

古代より、流域には人が住み、これまで幾多の洪水と戦いながら苦勞を重ね、人々は身を守ってきました。それと共に北上川からは多くの恩恵も得てきました。それは生活用水であり、農業用水でもあり、また漁業による糧も得ていたのです。そして時代が進歩するにしたがい、流域の人々にとってますます大きな存在となっていきました。経済の発展は北上川の舟運無くしては考えられず、また舟運は北上川筋の文化形成にも役立ってきました。

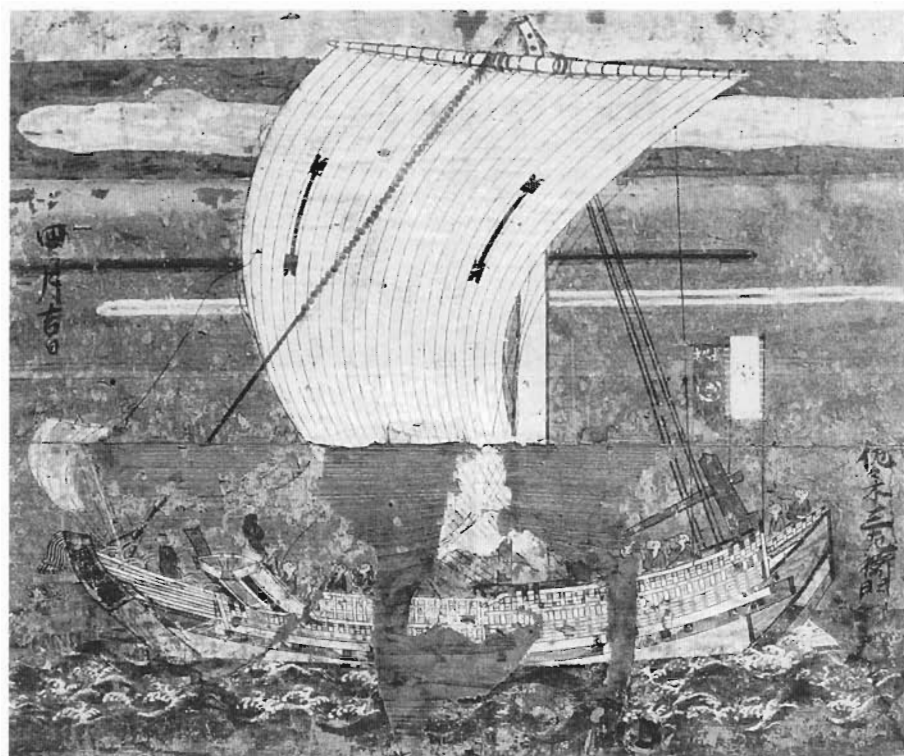
かつて舟運が担っていた交通運輸は、この地域をささえた大きな力でありました。今は鉄道輸送やトラック輸送に代り、さらに新幹線、航空機による。大量高速化の時代を迎えています。

現在は水辺に寄せる関心が高まっており、望ましい河川環境の創出に取組み積極的に河川環境整備事業を実施しているところでございます。この機会に舟運と水辺を考えることも意義深いことであります。

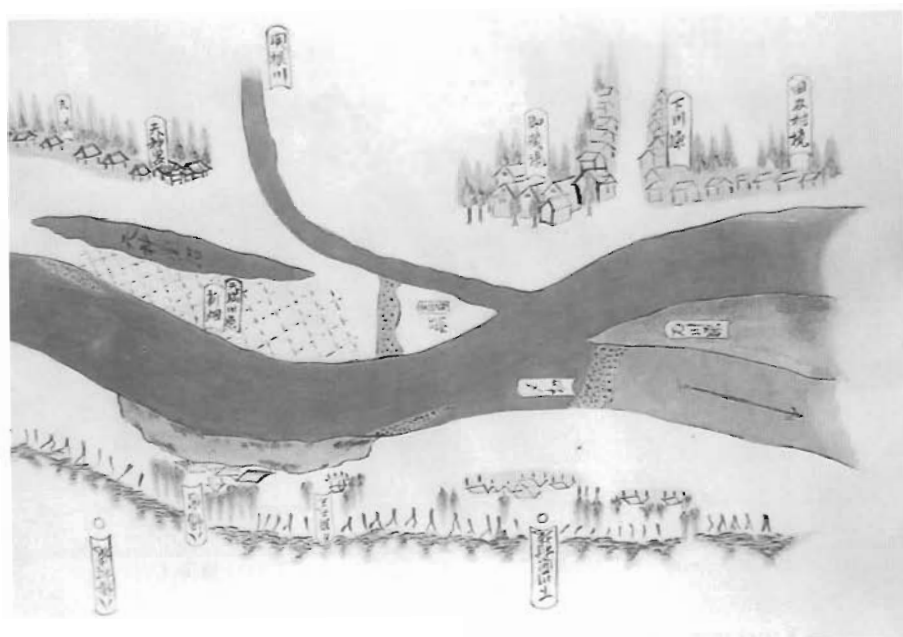
本輯では、主に近世江戸期における舟運を取上げていますが、沿川地域の発展と文化形成に与えた影響は大きく、地域と北上川を知る上で大いに参考になると信じております。

この本がすこしでも多くの人に読まれ、役立つことを願ってやみません。

平成三年三月



奉納額「千石船」 江刺・愛宕 愛宕神社

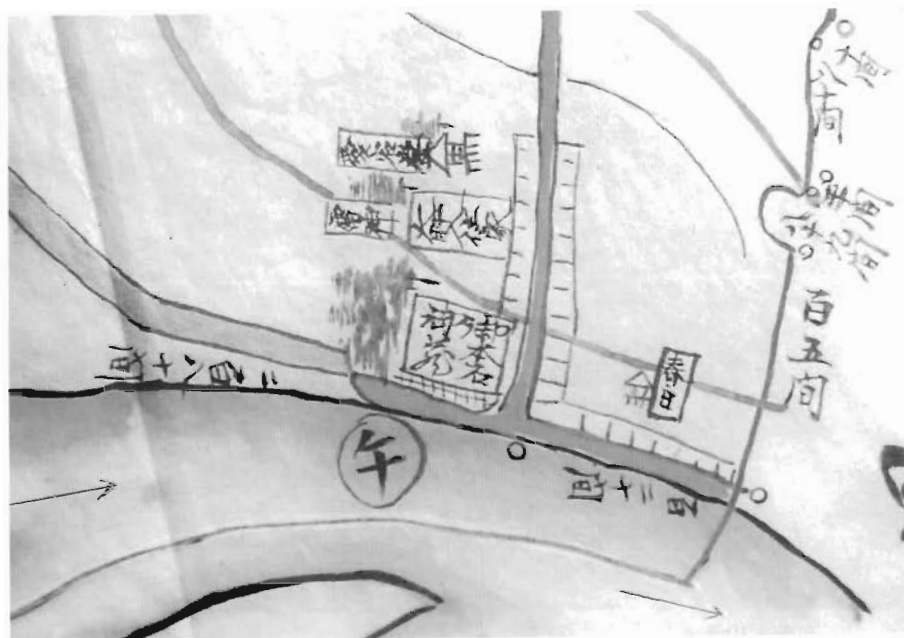


北上川の変流工 (メ切)

化政期 川絵図より



河口 (石巻港) (流れの方向→)

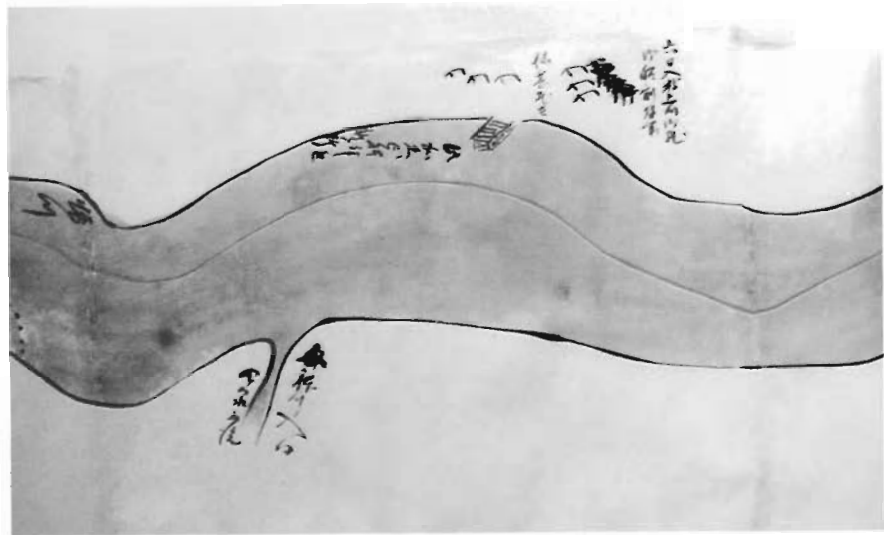


御蔵並河港

化政期の村絵図より

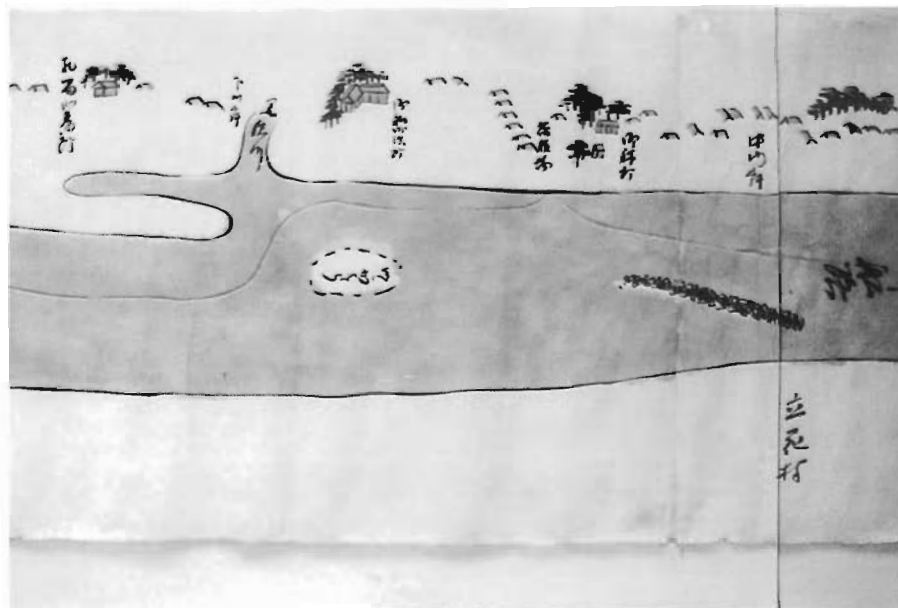


石巻河口 北上川航路図より (流れの方向←)



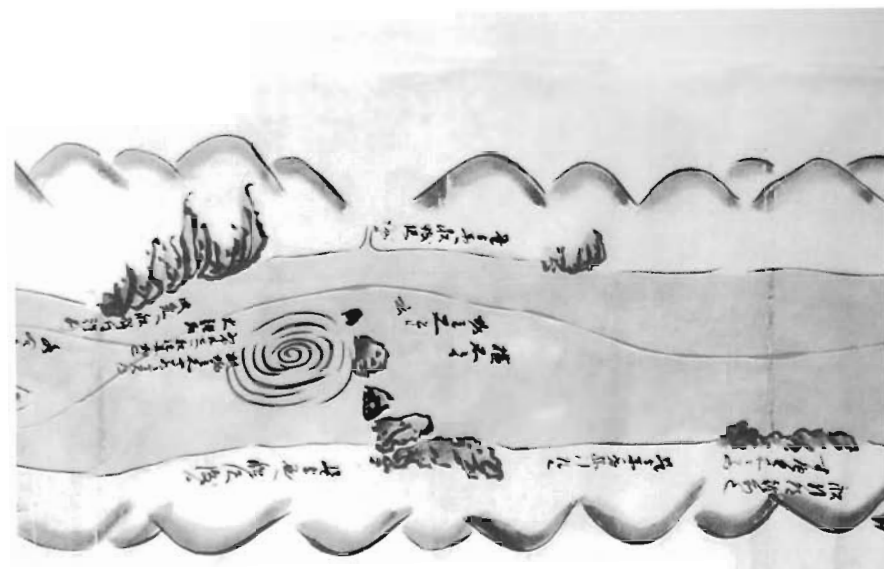
(3)六日入御船割付所

(胆沢郡前沢町)



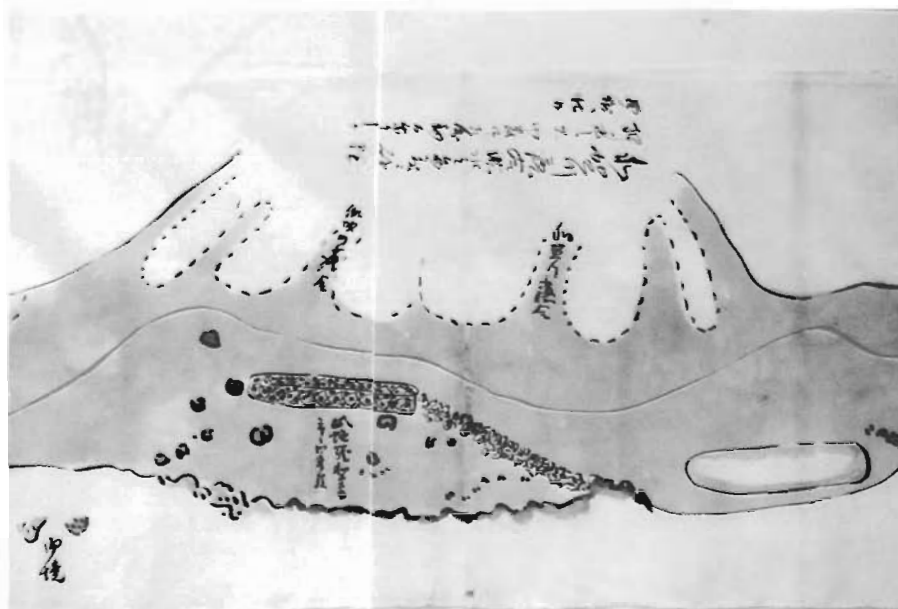
北上川航路図(1)黒沢尻川岸

(北上市)



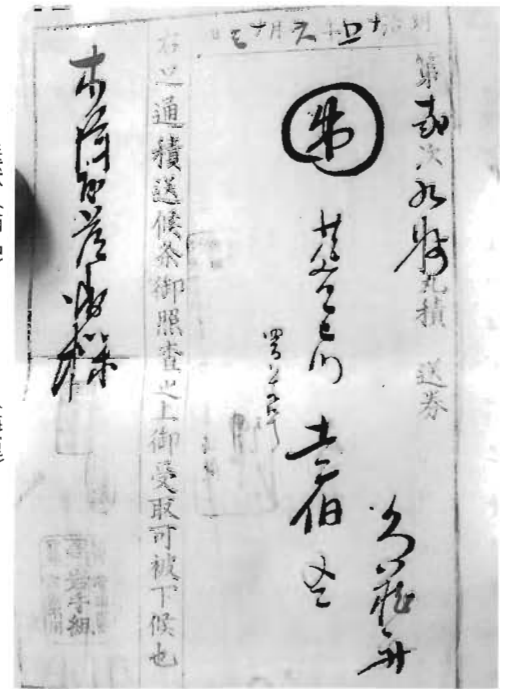
(4)大難所(山の内)横石

(東磐井郡川崎村)



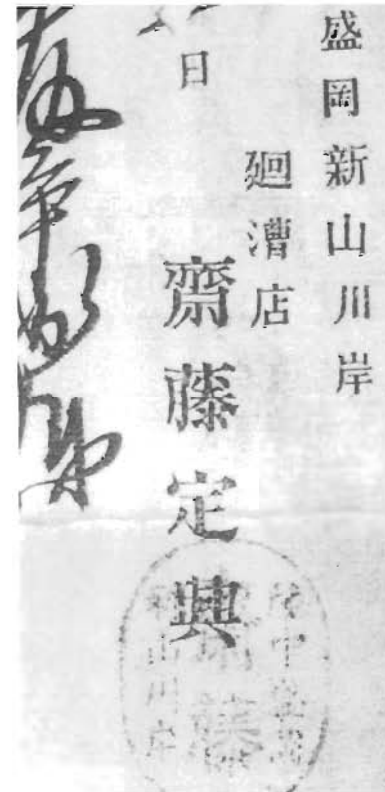
(2)和賀川合流点

(北上市)



送状(商品)

(海運)



(北上川舟運)
(廻送店) 新山河岸



(廻送店) 岩手組

(海運)

運 輸

奥州藤原文化導入路

北上川舟運の発祥は平泉における奥州藤原氏と考えられるが、その起点及び航路等に関し石巻（同地周辺の説）と追波河口（桃生郡北上町）より北上川遡上の二説が樹てられ、一時期は学界を二分し、大いに論議が交わされたこともある。

しかし、解決論を聞かぬまま半世紀を経ている。

今、学界の論争等に深入りしうと言うのではないが、

奥州藤原氏が平泉に絢爛たる佛教文化を築いたことは何人も知る所であり、その蔭には北上川舟運によって多くの文化並びに物資等が移入（導入）されたことは明らかである。

しかし、北上川舟運の起点及び海舟との中継港はどこであったか？、いまだこの謎は解明されたことを聞かない。解明の鍵は、現在に残された遺物にあるのではなからうか？。

更に、言うなら毛越寺庭園における景石は古来「唐より渡せる石」と伝えられているが、その搬入には、「北上川舟運に依った」ことに説るものではない。

昭和三〇年頃、行なわれた毛越寺の発掘調査の結果を集録する報告書に、藤嶋亥治郎博士は「石巻石と称される

石」と記されている。

従って、平泉における藤原氏は石巻を起点として北上川舟運を行い、航路に接し産出する井内層岩石を運び、庭石に使用せるものの如く説解されている。

しかし、石巻石と称される井内層岩石は、不規則なるシルトの薄層のある石英、方解石等による粘板岩であって、毛越寺の庭石とは肉眼判定でも異質の岩石であることは明らかである。

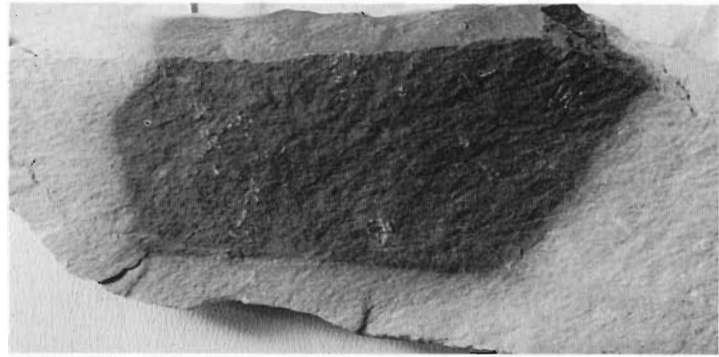
しかるに、毛越寺庭園は特別史跡、特別名勝として国の指定される場所であり、庭石に磨り傷をも付ける事は禁止されているから、顕微鏡写真撮影のための供試体の採取等は不可能である。

やむを得ず、多人数による視観察及び肉眼判定等に依存する以外にはない。

その結果、毛越寺庭園の景石は砂質粘板岩（細粒砂岩）であって、井内層岩石より稍々硬々、薄く割れる特性を有することが明らかとなり、井内層岩石とは類似するが、異質の岩石であり、更に、井内層岩石は一箇も混用されていない」こと、明らかにせらる。

毛越寺庭園の景石の主体（約三分の一）は蛇紋岩である。

国岩石は、北上川の右岸（西岸）地帯には地層の存在もない。



登米層岩石、風化が甚しい(黄海)

左岸（東側）黒石（水沢市）附近には露頭が多く、採取も容易である。

寺伝等によれば、黒石寺附近において採取し、「北上川を舟筏によって渡す」と伝えられている。

従って、庭石搬送は北上川の舟航によったことは明らかである。

従って、他の岩石も北上川沿岸において様取せる事を想定されるのである。

庭石に類似する粘板岩が本磐井郡康沢町、気仙郡等、岩手県南部及び宮城県北部等に広く分布している。

舟運の便を考慮し同町黄海地区における粘板岩の地層を調査するに風化、変質等が苦しく、且、黒灰色の登米層岩石であり、転石が見られず、山崩石は角々が鋭く庭石等には使用されるものではない。

更に、近似岩石と推定される粘板岩が、宮城県桃生郡雄勝町附近に所在する。

杉山源三助氏は雄勝町史に「雄勝石は登米層より下層であり、井内層（女川層の誤り）の更に下層にあって岩質が密であり、千枚岩とも言われ、薄く割れる特長がある」と言っている。

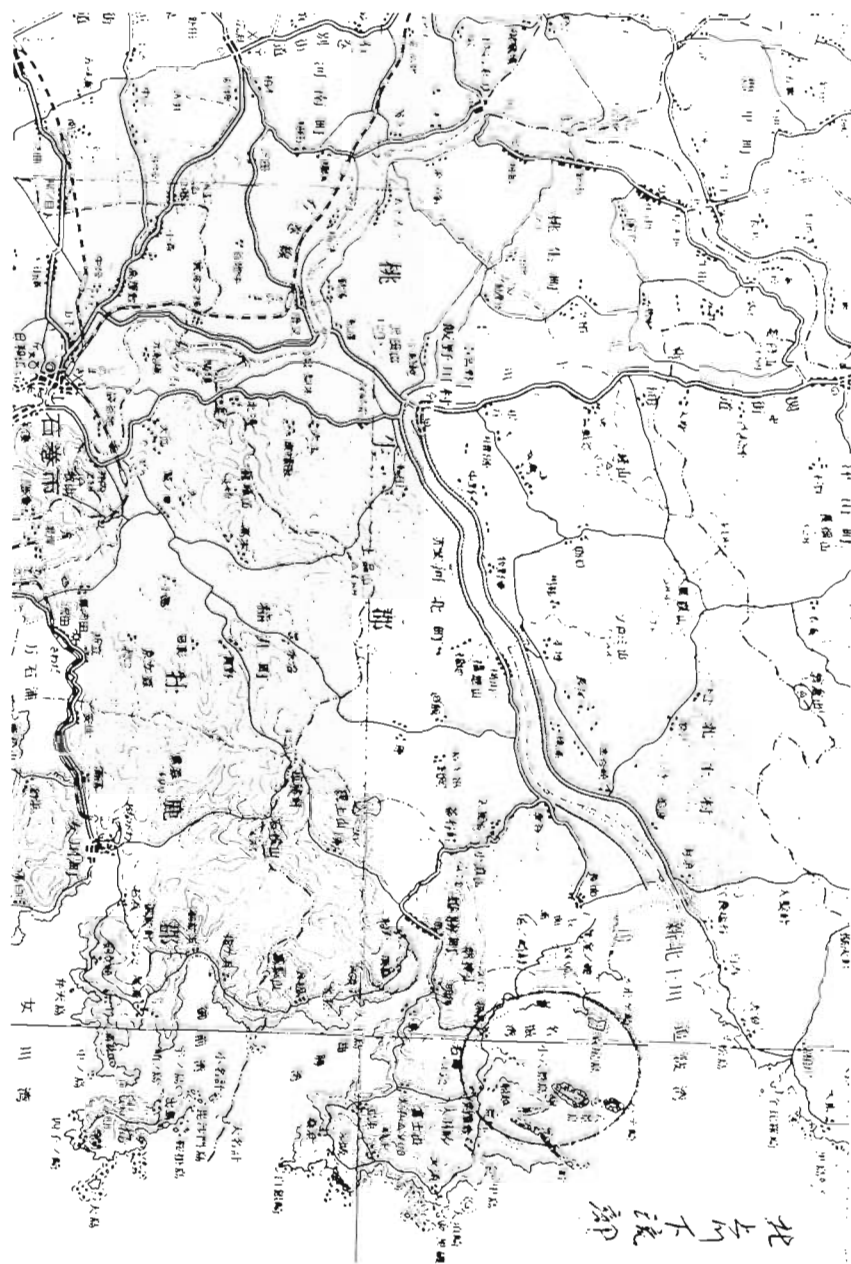
以上の如く近似する特性等を有するが、雄勝地方は古来玄晶石硯の、産地であり「雄勝すずり浜」等の名があり、岩石の色は黒色である。

輸
がある。

（雄勝石は玄晶石とも称され硯等の素材で、雄勝地方はその産地であり「雄勝すずり浜」「硯上山」等の地名のある所である）。

運
従って、毛越寺の庭石と同質が考えられるが、色彩がまったく異なる。

同町名振字小浜附近には石灰岩質を帯びる岩層がある。（図A）。



舟越湾東岬

同岩層は雄勝層の谷間に狹在する石灰岩層の接觸附近にあり、肉眼判定では、毛越寺庭石と殆ど同質と見られる。

しかし、同地域は南三陸金華山国定公園指定地域で厳重なる管理下にあり、岩石、草木等の採取が禁止されている、公園監視員が巡視している。

従って、顕微鏡写真用の供試体等の採取も不可能である。

比処でも視觀察及び写真撮影に止まらざるを得ない。

岩石の照合

毛越庭園遺水が現在発掘調査が続けられている。同調

査事務所の特別な配慮によって、発掘調査の過程で出土せる庭石の破片と見られる岩屑を供試体として提供される幸運に恵まれる。

同破片を、雄勝町名振字小浜等の海岸に露出する岩石と照合するに、肉眼判定では、殆ど、同質と判断されるので、附近の海浜より類似の砂利を拾得し、顕微鏡による細微調査に及んだ。

結果は含有鉱物に多少の相違はあるが、殆ど、同質である。

しかし、地質専攻の某氏（仙台住）は、遺水遺構岩石につき「類似するも別産地の岩石云々」と言う。

更に、毛越寺庭園に景石として変質の花崗が二、三箇、用いられている。



穿穴、貝による岩頭(名振浜)



貝穴のある浜砂利(小浜)

同質の花崗岩が、名振に隣接する船越湾に東壁としてあり、太平洋の荒波を防いでいる。

又、発掘事務所によれば、庭石には貝穴のうかたれることが特色と言う。

名振字小浜附近の海浜に突出する多くの岩頭は、殆ど、イワホリ貝の貝穴による欠落によって原形を止むるものがない。

従って、毛越寺庭園における遺水遺構の景石は、河口追波湾に続く名振字小浜附近において採取され岩石と推定される。

しかし、遺水遺構以外の庭石にうがたれているイワホリ貝の穴が大きい(径3cm程)、従って、採取地等を異にすることは明白であり、異郷の岩石が移入されている事も明らかであり、古来の伝承の如く、唐石かも知れない。

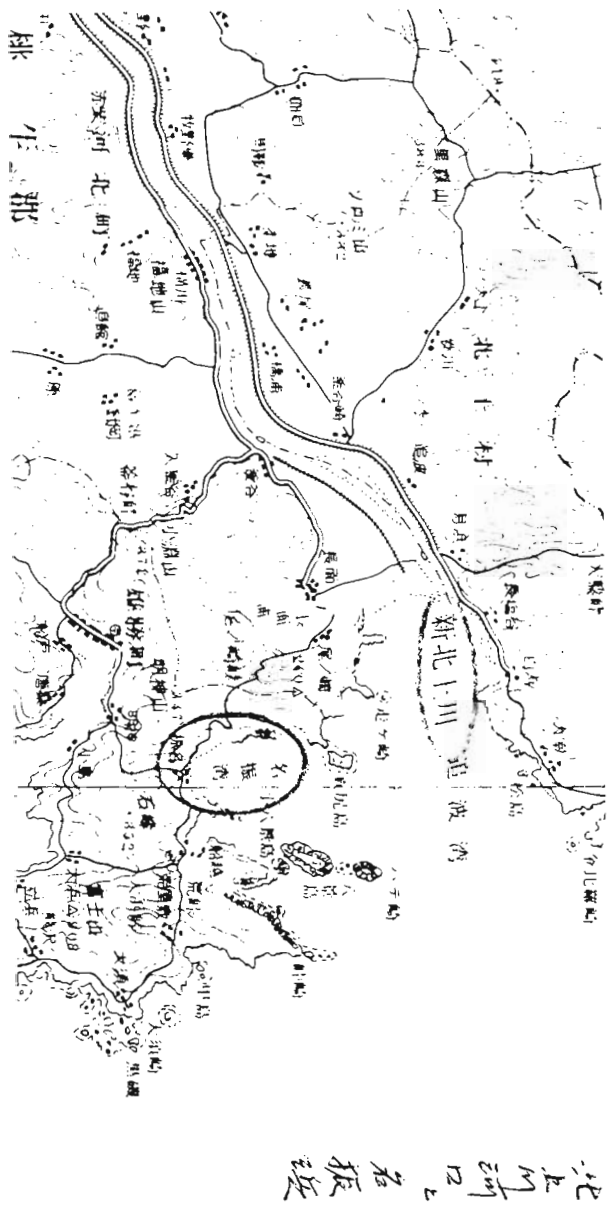
終わりにしたが

毛越寺庭園の景石に石巻附近に産する井内層岩石が、一箇も混用されていない事は、改めて言うまでもない。従って、平泉における藤原氏の佛教文化興隆に、石巻及び石巻港はまったく無縁であるから、藤原氏の北上川舟運は石巻港が起点でない事は明らかである。

平泉への北上川舟航は、追波湾より川を遡るものであったことが明らかである。

ただし、その起点は、必ずしも追波河口と限定されるものではなく、むしろ、河口に近い浜が海船と河舟の接点であり、舟運の起点であったと推定される。

この事は、後代の話と言われるのであろうが、弘治三年(一、五五七)会津地方に居住する豪族、永沼氏が旧縁を頼って葛西氏のもとに来ている。



葛西氏は、何故、永沼氏を名振に配置したのか？

それは、従来、名振において北上川の通船、物資の流通等を掌握し運営する者がある。

しかし、葛西宗家に属する者でなく、いわゆる外様であろう。

永沼氏を入れ交代せしめたと推定される。

永沼氏は近世に入り寛永二年七月伊達正宗より北上川通り米、大豆賞捌役（永沼文書）を仰付けられ、同一二年九月まで賞捌を継続している（同文書）。

名振は海船と川舟との接点として、北上川舟航の起点として四〇五〇年の歴史ある繁栄の地であって正覚寺、広円寺、満照寺等三ヶ寺院の隆盛を見た故ある浜である。

北上川舟航が石巻港を起点とするに至ったのは、川村孫兵工による北上川大改修の完成された、寛永二年以降であり、江戸図米は寛永後末期以降であって、中世、古代等の北上川舟運には関係するものでない。

第一節 概 説

原始時代等における交通、運輸に水陸両道が推考されるが、共に明かでない。

古代における北上川等の水上交通、運輸等に関しては殆ど不明である。

地方史等は「水運」と「舟運」を混同するものがある。

附 混同を注意すると「どう違ふのか？」

どちらも川等の水上を上下したのであり、どちらも良いのではないか？」と逆捻を喰わされ、茫然としている。

辞書には「水運」は「水上の運送」とある。

但し、一般には海上運送を除くと解されている。

更に「舟運」は「舟で運搬すること」とあり、宗史に

とある。

従って、水運と舟運は、親と子の関係に似て居り、切りはなすことは困難であるが、同じではない。舟運は水運より狭い意味のものである。

(注) この様な事柄が混同して用いられても差し支えない時代か？

運

第二節 沿

革

一、原始時代

原始時代において海と川を結んで物資の流通が行われたか、否か？は明らかではない。

更に、海外、または海上を経て北上川等へ遡上されたのか？ 確証付ける資料等はない、しかし、否定すべき資料もない。

従って、海上交通、運輸は各小河川毎の小地域的舟行は人類の導入と共に行なわれ、大河山北上川沿岸地方等にも行なわれたことは十分考えられるところである。

(注) 原始、古代等を一括し処理するのが通例とするが、此処では三、四期に区分して考えてたい。

二、文字なき文化期

中央の学者等は、東北地方の原始、古代等を文字なき文化期等と称して居る。

しからば、陸奥国等の原始時代は全くの暗黒であつたのか？ 例に相違なく見るべき記録はまったくない。

しかし、土に刻まれた記録は文字より正確に事実を伝えているのではなからうか？

これを明確にする物に稲作文化があり、弥生式土器文化の遺跡等がある。

従って、生産経済社会の成立と、豊富な住民生活があり、中央と、殆ど、同程度の文化が成立していたのではなかったか？

そして、この文化をもたらした路は、北上川の舟行によつたことは、論を持つまでもあるまい。

三、弥生式土器文化期

弥生式土器文化期の遺跡は比較的少ないが、北上谷底平野に限らず広く分布していると言える。

その中で特に重視されているのが沼の上遺跡であり、昭和四五年江刺教委において一部発掘調査を施行し、報告書に「岩手県における弥生文化期の遺跡中でも、早い時期の標準的遺跡として重要である」とし、更に、岩手県によって遺物包蔵地等の確認調査も行なわれている。

遺跡は、数町歩にも及ぶ広範囲にわたる事が明らかとなり、今度の調査に期待されるところが大きい。

しかし、同遺跡は北上谷底平野に位置するが、北上川を遡上した文化とは断定されていない。

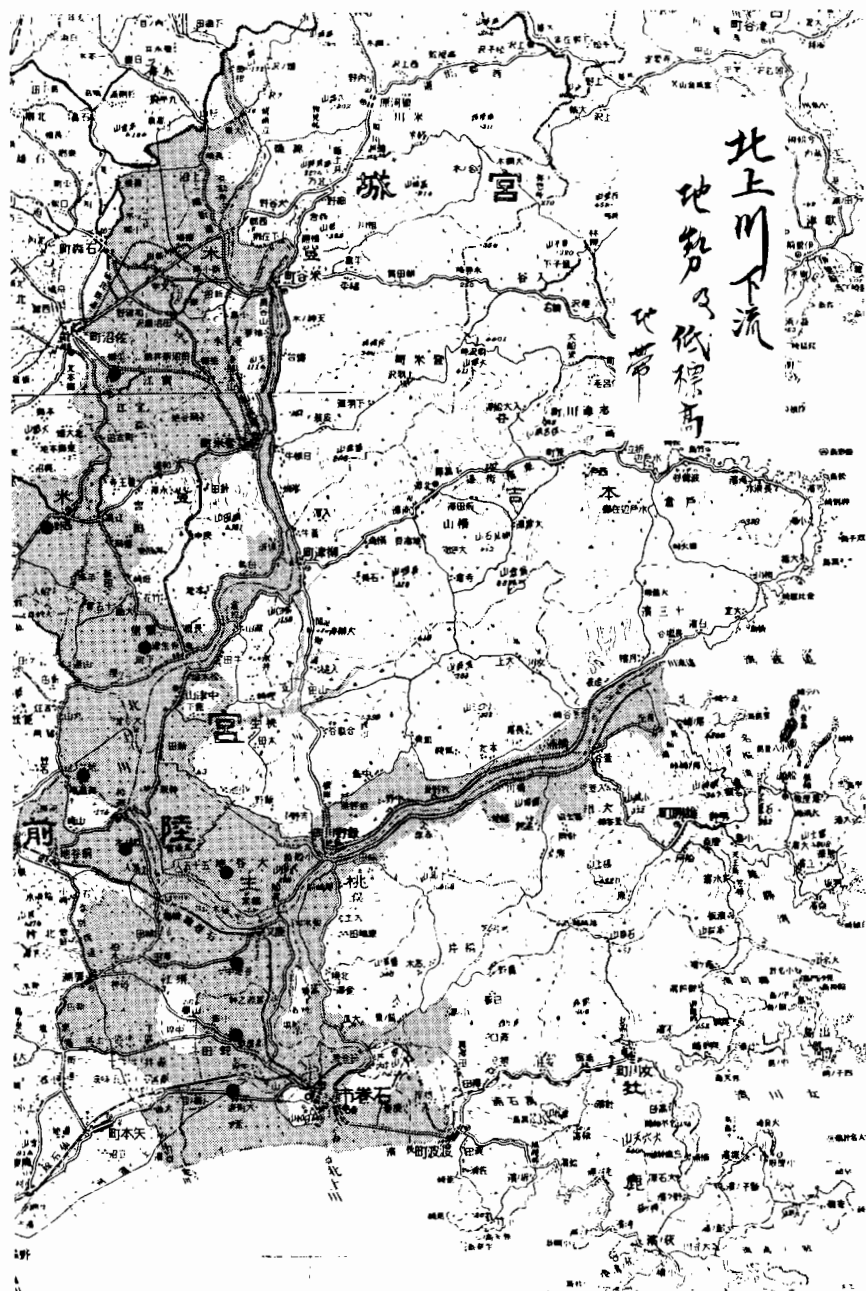
(注) 石包丁は胆沢扇状地の内、上部(扇央より上流)で発見されている。

更に、靱原痕土器は、沼の上遺跡の東南、約五軒の落合力石遺跡(県道一関北上線工事)より出土し、報告書では「土器群の中でも、やや古い段階の土器片に靱痕のみられたことは、同地方における稲作開始を考える上に貴重な資料となる」とあり、更に「江刺の沖積地(北上川流域胆江平野等)が、安定した生活根拠地に適合した事を示す」等としている。

四、古墳時代

古墳時代の遺跡は甚だしく、胆沢町(胆沢郡)南都田字塚田の角塚は、古くより、地域住民が角塚と称し、ある種の信仰対象として、よく維持保存されていたところである。

しかし、岩手県による公的調査は、昭和二四年八月田中氏によって行なわれ、江合川(宮城県)以北唯一の大型古墳であることが確認された所である。



胆沢町史は「岩手県最大、最古の前方後円墳で埴輪を有する我が国最北の古墳」としている。

更に、伊藤信夫教授（東北大学）文部省斎藤忠技官の踏査、トレンチ調査等による確認が行なわれ、昭和六〇年三月重要史蹟となる（国の指定）ところである。

草間教授（前岩手大学）は「中央（奈良・京都等）の古墳と、殆ど、同一時期の造営と考えられている」と言う。しかし、角塚古墳の造営は稲作文化による生活社会の所産であろう事は多々の人々によって語られる処であるが、その思想が、北上川を遡上することは、殆ど考えられていない。

五、北上川水運の黎明

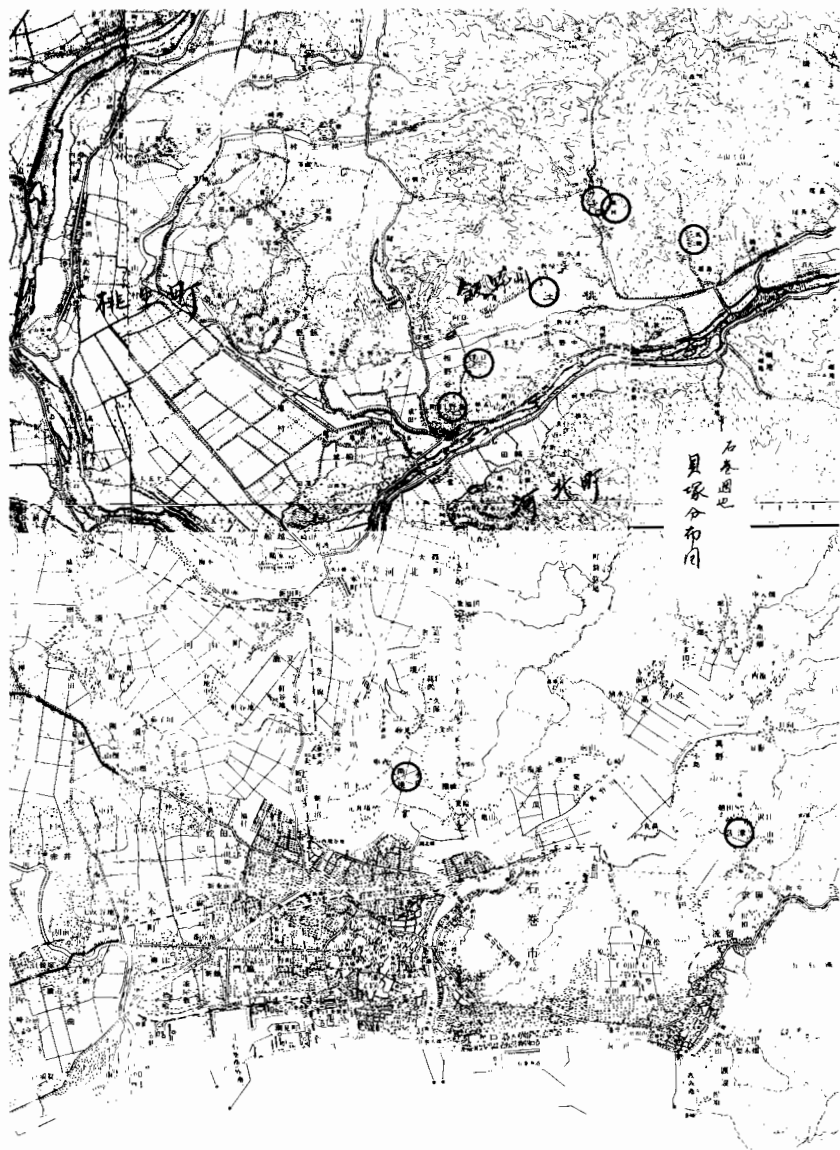
北上川における水運の黎明などについては、何人も考察を加える事も又、追求も行なわれるところではなく、殆ど不明である。

しかし、先史時代まで遡ることは否定されまい。

そして、北上川水運初期の船行は、近隣地帯の狩猟等に、丸木又は筏等を用いたのが次第に発展し、舟路となり更に伸展して行ったものではなかったか？

更に、推論の飛躍が甚だしいと訝られるかも知れぬが、海船による北上川進入について「石巻附近よりの進入」と「追波湾より北上川を遡上」し来るの二説がある。

石巻附近より進入説の要点は「石巻市郊外西北部等の標高は僅かに一・八（字山下）二・五米（字丸井戸）程度である。（別表）



更に、宮城、岩手県境に近い中田町（登米郡）における平均高度が九米と言うのに、水田地帯の平均標高が八・三米と低い。

従って、洪水等による流砂の堆積及び河道変遷等を考慮すれば、水深一米余を有し、舟路を有することは、推定が困難ではなからう。

従って、石巻附近よりの進入説（入江説）を全く否定することは出来ない。
それは、時間的（年代）懸隔を前提とするなら、有り得ることと考えられるからである。

地点名	市町村名	石巻より距り	地 高	備考
三番谷地	石巻市(西方)	3・5 杆	1・7 米	水準標
大切田	(〃) 〃	4・0	1・9	三角点
上谷地	河南町	6・5	1・7	〃
梨木	涌谷町	9・0	3・5	〃
短台	〃	11・5	34・98	〃
新田	豊里町	13・0	4・7	〃
西野	米山町	15・0	4・6	〃
大谷地	登米町	15・0	5・6	〃
黒沼	中田町	17・0	8・7	〃

前に述べた入江を取りまく丘麓、石巻市字南境等を初めとし、多くの貝塚が北部地方中田町浅部玉山、二ツ木等にもあり、多くは、標高一五〇米等の段丘上に分布しているからである。(表)

所在地(名)	市町村名	石巻河口より	標高	備考
字南境	石巻市	9 杆	10・0 米	
沼津	"	1 1	1 0	
観音堂脇	河北町	1 5	1 4	
馬鞍	"	"	1 4	
皿貝	"	"	8	
中島	"	"	1 2	
日陰	"	"	1 4	

当時の「海水面、湖水面等が現在よりも一〇米余高く、汀線が四杆余も奥であった」と推定されている。殊に、宮城県北部の登米郡豊里町史等は、八米余の高水位を伝え、更に、「水辺に魚、貝類等の捕食せる原始時代の生活痕跡が確認されている」としている。

従って、外洋航行の舟筏が高水位の入江を石巻附近より進入し、中田町大泉附近までも至った」と言っている。

しかし、これは貝塚の造られた原始時代であって、太平洋の潮位が降り、汀線が後退した頃には、入江は消滅し沼、上沼等、多くの湖沼をいづく湿地となり、更に、陸地化する等は、有史以前のことであって、北上川舟運には影響するところではなからう。

更に、北上川上流域に舟筏の遡上、進入に関する別説として

「古来北上川を降った舟は河口附近における海船に接續せる」ことが考えられ、一説をなしている。

しかし、河口(追波)における海船との接續は不可能とするのが最早定説化しつつある。

それは、河口追波は太平洋に正面し、大洋の荒波を受ける所であり、船附場に適するところがない」為とされている。

しかるに貝塚の多くは、皿貝附近を中心として分布している。

貝塚の所在は、多くの住民が長い間住んで居たことを意味するものであるから、潮位が高く、汀線の奥地にあった頃、皿貝附近が良い港であつたろうことは否定出来ない。

従って、川舟の海船との接續は、北上川河口周辺である」と言うのである。

(注) 北上川は石巻に通じていない。

第三節 陸奥国開拓期

東 征 輸

陸奥国開拓以前における水上交通、運輸等を知る資料は何もなく不明である。

景行天皇二七年(九七)竹内宿禰の東周辺視(日本書紀)等にも不便がなく、更に、同四〇年(一一〇)日本武尊による東征の如きも同書に「日本武尊は、上総より転じて陸奥国に入る。時に玉船に大鏡を懸け、海路によって葦浦を通り玉浦を横ぎり、転じて陸奥国に入る」等とある。又、「竹水門において、はるかに玉船を望み見、その威の勢

大なるに恐れおののく」とある。

(注) 陸奥国に海船の入る初見であり、唯一の資料

(二) 竹水門たけみづかど＝石巻港 (定説)

更に、東夷の首長等は、弓矢を捨て帰服す」等としている。

従って、石巻及び周辺の低平地等に多数の住民(東夷と称さる)があつたのであろう。

日本武尊の東夷は、更に、奥地に及んでいるが、玉船(海船)が竹水門より奥地へは進入していない。

それは、地方史等が伝える如く、竹水門に流入する河川は真野川であり、小河川真野川は、玉船の遡上に適しない。

しかし、日本武尊の東征は奥地(磐井地方等)にも及んだことは、多くの伝承により明らかであり、征途は武内宿禰と同様、北上川の遡上に依つたと推定される。

従って、北上川の舟行等は沿岸住民の間には、既に、行なわれていた」と推考される。

更に、同書は「日高見国より還る」としている。

日高見国、即ち、陸奥国(北上川流域)の夷を征し帰られた」と記している。

従って、日本武尊の東夷が終ると共に、多くの新住民(大和系)を送り込み、開拓が進められ、古来の住民が次第に圧迫されるに至り抗争があつたであろう事は否定されるところでない。

これを、大和政府は蝦夷えみぎの反乱として討伐するところである。

仁徳天皇五年(三六七)

蝦夷叛之 遣二田道一令レ撃 (日本書記)

と、田道將軍をして討たせている。更に、

同

則為二蝦夷一所レ敗 以死二千伊寺水門一

とある。

(注) 伊寺水門＝石巻港 (定説)

(二) 石巻市田道町に田道將軍の墓地があり、田道神社がある。

田道將軍が敗死後、陸奥国の東征等、暫く史上に見られないが、事の有無を別として大和政府の関心事でなかった、だけの事であらう。

七〇〇年代に至り大和政府は、再び、陸奥、出羽国等の辺境に関心を高め、和銅元年(七〇八)陸奥守を置き、更に、同二年鎮守將軍が任じられている。

同六年(七二三)陸奥国に丹取郡(名取郡)が樹てられる等、陸奥国に関心が高められている。

北上川に舟が使用されたと推考されるのは、続日本紀、天平宝字二年(七五八)一〇月二五日の条に

天平宝字二年 一〇月二五日

輸

発二陸奥国浮浪人一 造二桃生城一 既而復二其調庸一

とあり、更に、同四年

天年宝四年(七六〇)正月四日

運

於二陸奥国牡鹿郡一 跨二大河一 凌二峻嶺一 作二桃生棚一 奪二賊肝膽一」云々

(続日本紀)

としている。

桃生城は、北上川の東岸地域に設けられる城であり、「大河（北上川）を跨ぎ」等とするが（文章の紛飾）事実は一跨にまたげる北上川でない。

従って、舟が使用された事は言を待つまでもない。

更に、胆沢の賊を討つためには、舟が必要とされた事は明らかであり、同書、宝亀七年（七七六）七月一四日条に令造 安房 上総 下総 常陸四国 船五〇隻 置二陸奥国 以備二不慮一

（続日本紀）

とある。

（注）（一）小野寺正人氏は著書「北上川の民俗文化」の中で「配備は桃生城」としている。

（二）伊沼城は、神護景雲元年（七六七）に造建されている。

従って、七七〇年代の初めには磐井地方（東、西両磐井地方）等は伊治城の治下に置かれていたと推考されといる。

備え舟の必要は、胆沢の賊征伐以外になく、備え舟は登米郡上沼附近まで遡上し、配備されたことが推考される。しかし、資料が散逸し明かではないが、下川（宮城県管下の北上川）は、殆ど舟路が開られていたと考えられるのである。

同書宝亀十一年（七八〇）二月二日の条に

陸奥国言 欲下取二船路 代中揆遣賊上

比年其寒 其川已凍 不_レ得_レ通_レ船

とある。

この時は、三、〇〇〇人の軍兵をもって、奥地（胆沢地方）の夷賊を征討する計画であつたらしいが、河が凍うて舟が通らない」と言っている。

又、同書宝亀十一年（七八〇）五月一六日の条に

今遣二征東使 並鎮狄將軍一 分道征討。

とある。

「道を分け征討」とあるから、水陸両道であろうが、征東軍の大半は、「北上川を舟で遡上された」と考えられる。その後、しばしば征夷の戦が行なわれ、

更に、延暦八年（七八九）衣川の南岸に軍営が設けられている。

（注）軍営の位置等明らかでない。

同書延暦八年（七八九）五月一二日条に

勅二征東將軍一 日々 省二比来奏状一 知三官軍不_レ進猶滞二衣川一

とある。

しかし、衣川の軍営への物資補給等は総て、舟によって搬入された」と考えられている。

従って岩手県管内における北上川舟運は、この頃、初められるのであろう。

更に、同年（延暦八年）六月三日巢伏村の戦に、官軍の渡河には陸奥国に備え置いた舟が用いられたと推考されるが、

運

輸

（注）巢伏村＝水沢市羽田町の殆ど及び周辺、江刺市愛宕、田原地区等、同続日本紀に

延暦八年（七八九）六月三日

三軍同レ謀并レ力 渡レ河討レ賊 約期已畢

由レ是抽二出中後軍各二千人一 同共凌渡
とある。

従つて、征東軍は衣川の軍営より北上川の西岸を北上し、巢伏村に近い所で東岸に渡つたと推定されるのである。更に、糧食等、補給物資も遡上して送られたのであろう。

従つて、巢伏村に近い北上川の河港まで、既に、舟行の路が開かれていることも推定されるのである。

延暦二十一年（八〇二）胆沢城造建及びその後における物資の補給等に、北上川水運の利用が考えられるのである。

（注）官道（松山道）は白鳥駅以北の存在も明らかでない。

日本紀略

延暦二十一年正月九日

遣下 従三位坂上大宿禰田村磨一 造中 陸奥国胆沢城上

等とある。

従つて、古代陸奥国経営に北上川水運が唯一の補給路であつた、と考えられるのである。

従つて七九〇年代には、北上川河口、追波湾附近より胆沢地方（南部まで一〇〇余里にわたる舟行の路が開かれていたと推定される。

（注）巢伏戦における田上湊は、北上川の湊であり、遠くない所と推考される。

浮囚長 安倍氏

蝦夷地経営に忘れてならないのは夷族専当国司制である。

同制度は、胆沢城創建後、数年弘仁二年（八一二）である。

陸奥国においては専当国司は鎮守將軍の兼任であり、浮囚長は次席と定められている。

同制度によれば、

1、専当国司は浮囚長を通じ浮囚を統治す。（間接的）

2、浮囚長は浮囚の内より選ばれた代表的な者が任じられる。

3、浮囚長は、浮囚の代表者であると共に浮囚の直接の統治者である。

従つて、浮囚社会における最大、最高の権力者である。

従つて、平安時代中期の陸奥国における安倍（忠頼等）氏の権勢は絶大で、想像以上と推定されるが、中央より遠く、且つ、辺境の事故、殆ど、記録されるところがない。

従つて安倍氏が、何日、浮囚長に任ぜられたか？、忠頼（貞任の祖父）が、何代目の浮囚長か？明らかでない。

しかし、安倍氏一族は、北上川及び支川における要衝の地を據点としている。

安倍氏宗家忠頼の本據とせられたのは、忠頼の子頼時（頼良）が、自らの墓を残している鳥海の柵であろう。

同柵は、胆沢城の中堀的役割をなす胆沢川の北岸、夏油川の扇状地（西根扇状地）の東南端、丘陵上にあり、胆沢城に相對している。

運
でいる。

更に、安倍氏一族等の拠る館、柵が多いと推定されるが、現在知られているものは、次表の如く一〇余箇所に及ん



その多くは、河岸段丘上にあつて、水上交通を利し、舟行によつて、たがいに結ばれていた」推定される。
 その舟附場と伝えられるのが、盛岡市の北上川右岸における木伏（地名）である。
 しかし、安倍氏の舟行は、舟運とは言いがたく、後の舟運につらなるものではない。
 北上川舟運は、計画性のある、より強力なる支配権の確立に依らなければならなかつたものである。
 しかし、奥州藤原氏による平泉文化期における舟運の石巻附近進入説は肯定しがたい。

柵館名	河川名（位置）	備考（出典）
衣柵	北上川支川衣川 北岸（胆沢郡衣川村）	（陸奥話記）
小松柵	〃 〃 磐井川（一関市）	（〃）
業近柵	〃 〃 衣川（胆沢郡衣川村）	（〃）
瀬原柵	北上川西岸（胆沢郡前沢町）	（〃）
大麻生野柵	〃 〃 （〃）	（〃）
鳥海柵	（重出）	（〃）
鶴脚柵	北上川東岸（江刺市）	（〃）
比与鳥柵	北上川東岸（江刺市）	（〃）
豊田館	〃 〃 （〃）	（〃）
野沢尻柵	西岸（北上市）	（〃）
厨川柵	支川雫石川北岸（盛岡市）	（〃）
川岸柵	東岸（東磐井郡川崎村）	（〃）
白線館	支川胆沢川（胆沢郡金ヶ崎町）	（〃）
六日入柵	西岸（〃 前沢町）	（〃）

奥州藤原文化と舟運

浮囚長の安倍氏が滅亡した前九年役の後鎮守將軍となり、奥州に覇権を振った清原一族も亦、寛治元年（一〇八九）金沢柵没落と共に亡んだ後、鎮守將軍清原氏の遺領、陸奥、出羽二国を継承した藤原清衡が、数年の後、父祖以来の居館豊田館を捨て平泉に移っている。

その原因につき多くの説が唱えられている。参考までに二、三例をあげれば、幼少の頃から知りつくしている土地。

平泉は父祖流血の地であり、弔う為。

江刺（豊国館附近）閉塞性の地で発展にとばしい。

平泉は古来要害の地と称された所である。

陸奥、出羽二国の治府として江刺（豊田館）は東辺に寄りすぎる。

父祖が越し得なかった奥六郡以南に進出したい為。

等としているが、居館までも移さなければならぬ条件にはならない。

藤原清衡にはこれ等の諸問題もあつたろうが、更に奥羽二国の統治に当り、交通、運輸の路を失ふ事が重大であつたのではなかつたか？それは先年、既に公述する如く、北上川の洪水に因る河道変遷によつて水上交通、運輸の路をたたれ、更に、館下に生産性のとばしい泥湿原の四河道が広々残されるに至つたからではあるまいか？

父祖の遺領を受け、憂国にもゆる清衡にとつて交通、運輸の道を確保出来るや、否やがその運命を左右する事を知り、移館したと推考するものである。

平泉は、地質学上の眞滝湖の上流端に位置する、北上川河道の一部に形成される清冷の湖沼である。

(注) 三代藤原秀衡、湖上遊覧の伝説あり。

ここに、運河を堀り、衣川を導き、北上川舟運並びに、海外交易の基地として、川港を開き、諸舟船の基地としたのである。

宋版一切径

平泉中尊寺の宋版一切径は、初代清衡が中国（宋）より直接輸入せる物である事は、学思等においても、既に、定説とされる所である。

(注) 中央（京都、奈良等）の大寺院を経由していない。

(二) 全国如何なる港にも荷揚せる形跡がない。

従つて、海船、その儘が北上川を遡上し、平泉に至り、清衡の館に、直接、持ち込まれたのではないかと推定されているのであり、平泉文化創造のためには北上川舟運が絶大なる力となつたことは疑う余地はない。

更に、平泉文化の創造に北上川舟運が絶大なる貢献を物語るものに毛越寺庭園の景石がある。

毛越寺庭園

同寺周辺の山地は殆ど凝灰岩質岩石であり、同庭園には三〇〇余の景石が配置されているが、凝灰岩は一箇も使用されていない。

(注) 景石三〇〇余には寺院等の両落敷石は含まない。

(二) 庭石の条件（常識）

1、形が良く美しい事

2、色は温和で深味のある事



和石(蛇紋岩)毛越寺庭石



唐石、毛越寺庭石

3、艶が良く美しい事

4、質は硬く重い事

等

同庭石の一部及び礎石等に用いられる花崗岩質岩石は、塔山の反対側、遠く戸河内方面の谷に転在する大石である。従って、山越は不可能であり、山麓を巡り五、六キロ米の山道を土糧で運ばれたと推定される大石である。

更に、池中に並べる二箇の堅石は羅漢石とも称され「石は黒色堅緻にして光沢を負ひ、江刺郡黒石村(其の他)の蠟石(蛇紋石)に同じきもの云々」とあり、遣水遺構は殆ど雄膳石が用いられているが、残る二〇〇数一〇箇が、唐

石と称される漢笠の岩石である。

(注) 岩質は頁岩と言われるが、産出地等は特定されない。地質専門家さえ判定不可能と言う。(国外産であろう)

(一)二〇〇余の岩石は、近世の北上川舟運に用いられた艀二艘分程度であろう。

(二)池中の立石は舟二艘を用い、河水中を吊り下げて渡した、等と伝承される。記録等は、既に、燃失し一物もない。

その他の配石(石組、捨石)及び各堂塔、回廊等の周囲等を巡り函落石等として敷き詰められる岩石の殆どが、北上川下流地方等に見られる緑色泥板岩様の岩石が用いられ(石巻市井内産と異なる)その数は驚くべき量である。

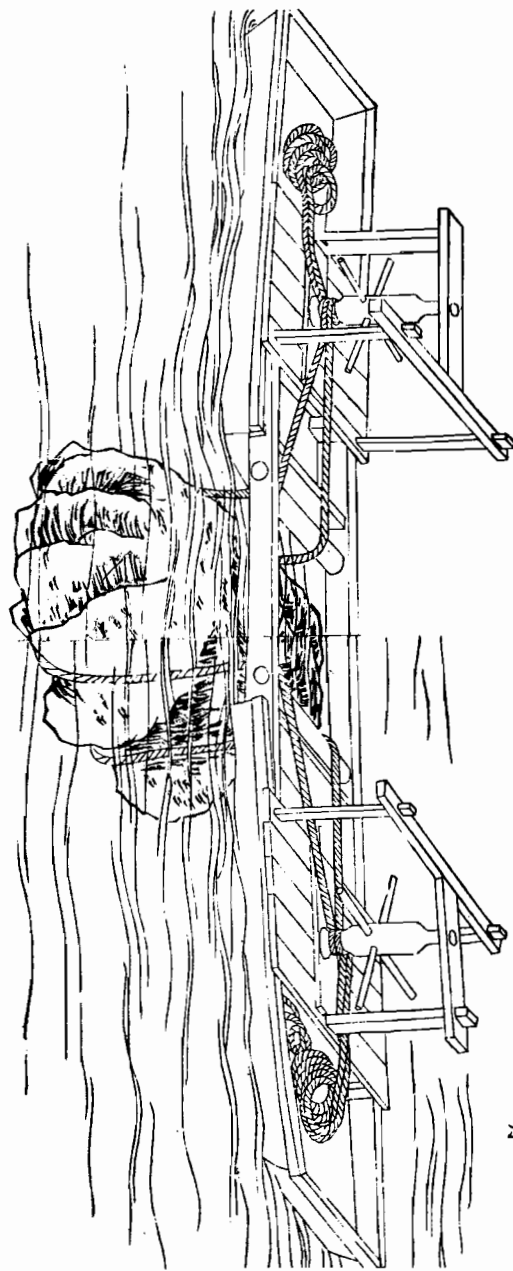
これを用い、馬等によって運んだと假定するなら何万人を以って何年間も要する哉、想像さえ困難である。

これ等の岩石は北上川舟運によって運ばれ、造られた浄土庭園と考えられるのである。

従って、藤原氏の平泉文化は北上川舟運の開創と完全なる活用とによって達成されたと推定されるのである。

更に、近世、北上川舟運に活躍した艀の祖型が完成し、航行されていた事が推定されるのである。

石釣の
一名の舟
長七尋四尺余
横七尺
糠一握
人四人掛



第四節 中世の舟運

平泉において藤原氏が北上川舟運に用いられた舟、それは何程の舟であったか明らかなでないが、海洋航行に耐える大型船が、既に、備えられていた事が推定される。と共に、北上川航行の艀の祖形が造られていた事が推定されるのである。

文治五年（一一八九）平泉に藤原泰衡征伐に遠く鎌倉より奥州に向われた源頼朝の軍に、水軍がなく、北上川における舟行の備えもなかったらしい。

白河以北において関東軍に組するものは少なく、軍糧の現地調達が不可能で糧食に事欠く始末であったらしい。既に、同年はまれに見る東北地方の大凶作であったと言う。

(注) 軍糧の補給は、戦ふ軍勢とほぼ同数の人馬を要すと言う。

(口) 御大將源頼朝も木の実に飢をしのがざるを得なかった」と伝う。

しかし、北上川等において艀の使用が初められた年代等は明らかでない。

艀の初見は、弘安八年（一二八五）における留守文書であらう。

一、しほかまのつにさいけ武宇 内壺宇へたう太郎かあとのさいけ 一字ひたり又次郎跡在家 ふね壺そうひらた
右かのちとうしきにをいては 四郎左衛門尉政にゑいたいをかきりてゆつりわたすところ也

弘安八年四月廿七日

（留守家廣讓状）

とあり、一二〇〇年代等に至っては知行地と同様に譲り渡しの対象として扱われる重要な資産とまでなっている。

中期

降って中期に至り、鎌倉幕府が衰退に傾く一、三〇〇年代には、北上川沿岸地方等を所領とする葛西氏（五代清崇等）が、本領に降り、留守居を預る旧勢力を排し、領地経営を押し進めている。

葛西氏の勢力浸透を示す例証として、板碑の建立が伝えられている。

板碑の多くは、桃生、牡鹿郡等に産出する泥板岩の薄い板状の石材が用いられ、一般に井内石、石巻石等と伝承されるが、石巻市多福院の山内における板碑（移建と伝う）は、凡そ一〇〇余基に及ぶが、多くは二米程度であるが、四―五米にも及ぶ巨大な碑もある。

しかし、井内石と称されて居る泥板岩であるが、井内産の井内石と称されているが、井内産ではあるまい。（尚詳細なる調査の要あり、調査中）

そして、泥板岩による板碑の建立分布は、石巻周辺と石巻（流下すと言う迫川沿岸地方と考えられていたが、小牛田、古河など、江合川流域が多く、最も多いのは、北上川沿岸登末郡中田町で、弥勤寺、長谷山、字金谷等における三三〇余基（省記年銘碑）である。

運搬の関係か？巨大碑は少なく一―二米程度の碑であるが、石質、刻彫等は、石巻附近の碑と大同小異である。

更に、同様の板碑は東磐井郡川崎村、西磐井郡平泉町等にも及んでいる。（藤沢町地内の数一〇基は、黄海石であり、除く）

そして、牡鹿郡等産の泥板岩による建碑の上限（北限）は、江刺市愛宕字駒込に建立されて居る嘉暦元年の双碑で

ある。（他に地方産の石材によるものは多々ある）

（注）和賀領境に近い葛西領国見山極楽寺山内の一基は、総て、地元産の安山岩質山崩石を用いている（古碑と云う）。

これ等、泥板岩質岩石による板碑は、総て北上川の舟行によって運ばれ、建てられたものに誤りはない。

従って、中世中期における北上川の舟行は、相去（胆沢郡、現北上市）附近の葛西領に限られた事が考えられるのである。

しかし、近世初期等における北上川下流部は旧河道さへ明確ではない。

後末期

中世代後末期等における北上川は、舟行もまばらで、河道等は放置される儘と推定される。

従って、近世初期における北上川舟運に最も抱要な問題は河道の整備、河流の統制であったと考えられるが、（同問題は別項とす）北上川の遡上は、依然として古代桃生城時代と同じく、追波河口より進入せることに変わりはない。

飯野川等の地方史は「北上川は追波湾に通じ、帆船でにぎわう」云々としている。

しかし、中世代後末期の北上川舟行などを伝える資料はなく詳細は明らかでない。

天正一八年（一、五九〇）九月二九日豊臣秀吉の代官浅野長政が、三ヶ尻加賀（旧葛西氏の末裔）に三ヶ尻における「問屋経営」を公認している。

しかし、翌一九年三ヶ尻等も伊達政宗の知行地となり、更に、中世代は終息する。

第五節 近世の舟運

一、概 況

葛西、大崎氏等の旧領が、天正一九年（一五九二）二月四日豊臣秀吉より伊達政宗に与えられ、古代日高見國等、陸奥國に近世社会が初まる。

記録もなく伝承も絶え明らかでないが、中世後末期等における北上川等、如何なる状態に置かれていたか？誰れも語ろうとしないが、北上川下流域諸河川に多くの変動があったものではなからうか？

それは、旧河道の話が断片的で一貫性がないからである。

従って、多くの河道説が唱えられるに至ったのではなからうか？

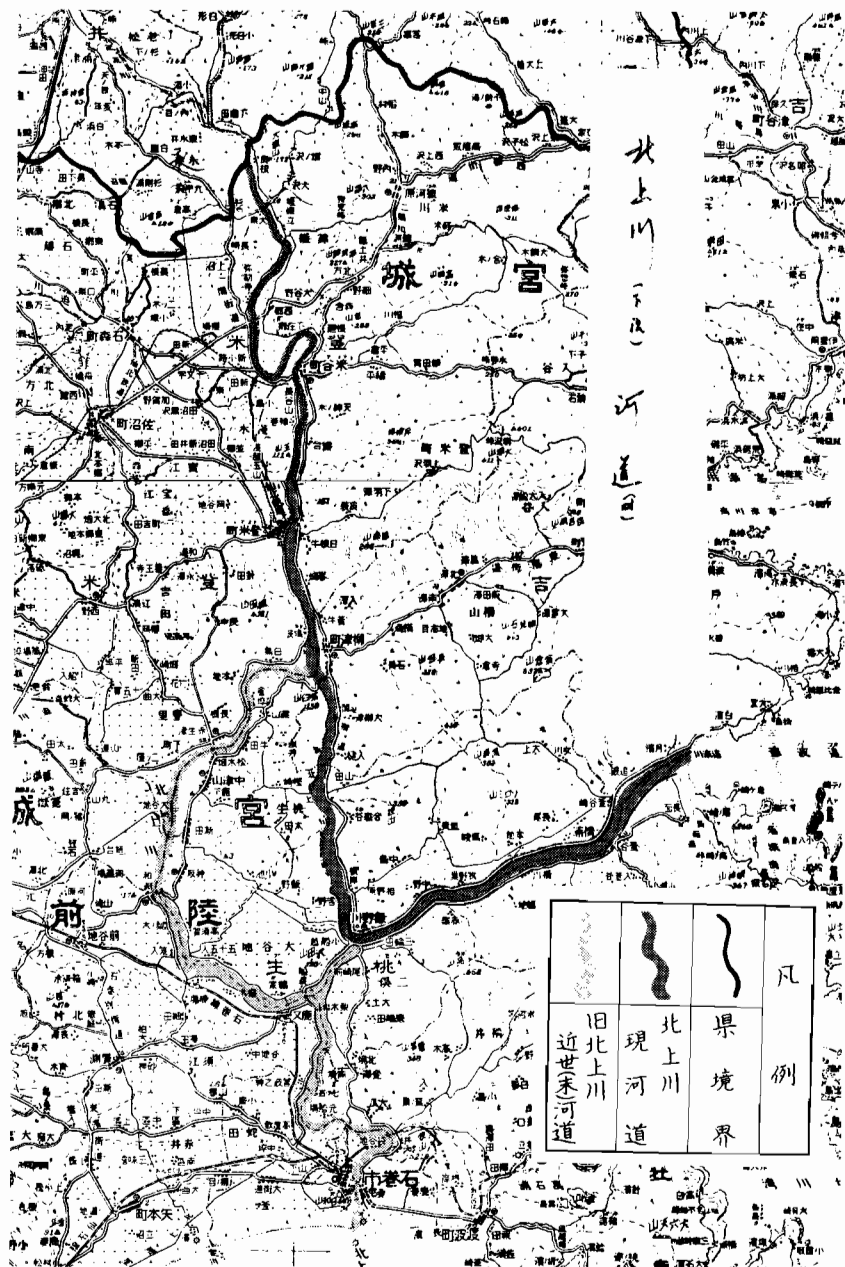
兎に角、近世初期における北上川は、和渕（河南町）に近い糠塚を経て追波湾に出ていた事に誤りはない。

（注） 仙台叢書に納められている北上川古今沿革誌の著者言う「北上川を一度も見た事がなく、同川を知らない。」と、

（二） 北上川下流域の古代、中世、近世前初期等における古、旧河道等に関しては、北上川下流工事事務所による確認と結論を待つものである。

それは、元和四年（一六一八）伊達政宗が領内巡視の際、糠塚より横川（河北町）まで船で下っているからである。

伊達治家記録四月一八日条に「領内奥筋（仙台以北）巡見御発駕とある。



旅次、日程等に関し、真山氏記録による」とし、次の如くある。
 桃生深谷小野に二夜、御富、糠塚より北上川を船にて横川へ
 と、

四月二〇日北上川を船で下り鹿又、辻堂等を経て横川に至っているが、その間に陸路を通られていない。
 しかし、地方史等は、近世初頭の迫川が、真野川と合し、石巻に出たとするものがある。

迫川は、遠田郡猪岡字大谷地附近において

北上川に入り、神取山の東麓を迂回し南流して糠塚に至っている。

真野川と共に石巻に出た川は江合川である。

北上川が、石巻に流下するに至ったのは、

伊達政宗の命により川村孫兵衛が、新北上川を開削した寛永二年以降であり、北上川舟運の拠点とし重視されるに至ったのは寛永年間の後期であろう。

そして、中央の識者等が実状を知らずに、次の如く記している。

北上川舟運が、歴史的に初めて位置をつけられるようになったのは南部、伊達によって買米制が成立されてからのことである。

等と、

(注) 南部藩 の買米に関する記録が一点は確認されているが、制度の設けられた記録は南部史料にない。

更に、

盛岡南部藩でも、寛永二年(一、六二五)に、藩有の穀物船が仙台を通航する。」云々

ともしているが誤りも甚々しく、笑止千万の至りである。

更に、前書末尾に許可証出さざるの旨、記るされるが、孫兵エの工事は寛永二年迄と言う。

従って、同年航行とするのは、理不順な、南部舟の強行であろう。

南部、伊達氏等の間に北上川舟行の成立は、慶安二年(一六四九)藩命により桂七郎右衛門等が、仙台に至り協議せる以後である。

二、江戸廻米の起終点

北上川舟運(為登米)の終点であり、江戸廻米の起点は何人も知る如く、石巻と考えられるが、石巻が、起終点となるのは、伊達政宗の命を受け川村孫兵衛が、鹿又(宮城県河南町)より石巻へ新北上川が開削された寛永年間以降である。

当初の江戸廻米等の起点は、北上川河口に近い名振浜であり、北上川舟運の終点、江戸廻米の起点等が、完全に石巻へ移されるに至つのは、更に、一〇余年後の寛永一〇年以降であろう。

それは、従来、名振浜において北上川通の米、豆等の賣捌を命じられていた永沼秀重が同年(一・六三八)牡鹿郡等の大肝入に転じているからである。

三、江戸廻米の基地

北上川と北上川舟運について雄勝町史は、

陸上の交通輸送が発達していない時代において、海や川が、交通輸送上重要な役割を果たしていたことは言うまでもない。

そして、北上川は幾世紀にもわたり陸前、陸中の農(住)民に喜びと悲しみをもたらした。古く奥州藤原氏の平泉

文化を育てた北上川は、近世においては米、大豆、雑貨などの集荷、廻送に、云々としている。

起点

北上川における舟航の歴史は古いが、その起地は、必ずしも明らかとは云いがたい。それは、河口、追波が港に不適であったからである。

しかし、河口追波より遠くない名振浜（雄勝町）の永沼家の伝承は無視する事は出来ない。同家の系譜に、

永沼家二代吉重 天正年中伊達政宗より、郡中（旧桃生郡に属すと言ふ）舳流を命ぜらる。とあり、更に、

四代永沼秀重

寛永二年七月命 北上川通米大豆賣捌役

とあるからである。

元和年中、伊達政宗が川村孫兵衛をして新北上川（鹿又―石巻）を開削させ、（市史）等は何人も知る如くであり、完成は寛永二年である。

鹿又―石巻間の北上川改良工事が、完成すると、北上川通りの米穀や大豆の廻送は、遂次、石巻を主軸として行なわれることになり

云々としているが

藩政初期には、名振の永沼氏が中心となって輸送の重任を果していた

ことに誤りがない。

そして永沼秀重が寛永一五年大肝入を命じられている。

秀重寛永一五年大肝入を命じられる。云々

とあり、更に、町史は

寛永一三年頃まで、北上川舟運による米、大豆等は名振へ集荷され、同所で売り捌かれた。

寛永一三年以前は名振浜が海港として隆成を極めた。（町史）

としている。

しかるに、石巻市史は、

寛永一三年より石巻で海船が造られ云々

としている。

名振浜における永沼氏の任務は、既に、終了したことを明らかにするものであろう。

雄勝町史も、

寛永一三年より、江戸廻米等の中心が石巻へ次第に移行した。

としている。

四、舟運の據点、名振浜

江戸初期における北上川舟運を確証づけるものは、伊達領における石母田大膳の江戸回米であろう。米五百石 無異儀可相通候

但 石母田大膳江戸より朱印申請為相上 候者也 仍如件

元和六年三月四日

渡辺助左衛門 花押

馬場藏人主 花押

(附) 水沢より江戸まで

と、石母田大膳の米が、北上川を下り、海路、江戸へ回送されたのが初めてである。

(注) 舟は一五〇石積、四艘か？

しかし、北上川河道が、宮城県下で一部不明確箇所もあるが、飯野川附近を東流し、追波河口に至った事に誤りはなからう。

それは「北上川本流が追波湾に注いでいたことは、間違がない」と宮城県史等にもあるからである。従って、海上航行の大形船に積み替えられたのは、追波河口に近い浜であらう。

それは名振浜（桃生郡雄勝町）ではなかったか？（石巻港が開られる寛永中期まで）

寛永初期、名振浜における永沼氏が伊達政宗より、北上川筋の米、豆等の賣捌方を命じられていることでも明かである。

永沼家四代秀重（雄勝町名振住）

寛永二年七月命北上川通米大豆賣捌役

（永沼家系図抜）

更に、

大肝入を勤めた永沼家は、寛永二年北上川通りの米や大豆の賣捌役を伊達氏から命ぜられ藩末の回送に従事してい

た。

当時の北上川は、今の追波川（新北上川）の流路で海に注いでおり、河口部に近い名振に住んだ永沼家は、物資輸送の大幹線であった北上川を利用し、物資を集散し大きな経済力を有していた。（百川地誌）

等とある。

永沼氏は葛西氏の旧縁の者であり、中世末期、名振浜に配置される」と伝え、家伝に

弘治二年六月故あつて没落「奥州葛西家に旧縁有るを以て是に来」「弘治三年正月葛西家の命に随ひ桃生郡名振村に住み、子孫の居邑」とすと言う

（永沼氏は秀郷流で、旧住会津郡田崎？）

とあり、職掌とするところは北上川舟運と海運とを結ぶ名振浜における問屋と推考される。

そして、中世末期に及び、更に、旧来の伝統によって近世初期に及び北上川舟運の実権を掌握していたと考えられる。

一、北上川通米大豆拾分一御役 一二ヶ月に対面大判拾枚に願置かれ候

但寛永九年九月朔日より同一二年の九月迄三ヶ年分に大判三拾枚也

右の内御前金として此度大判三枚指上申候 残る七枚は十二ヶ月目に上げ置き申す可き事、

一、右御役一ヶ年に大判一三枚迄はせり人候へ共、其身共に三ヶ年間は十二ヶ月目大判拾枚宛の御役に仰せ付けられ候

運

輸

其上に申し上ぐる者候へば、三枚の御前金にせり人方より三割利足を相付け返し置かつ可き事
一、御法度の儀は、毎年の如く江戸表気仙遠鳴相通候

上意の精米の外、わき米大豆御利無く候て川東へ罷り通る分は、川向にて拾分一御役申す可く候、若しかくし候て米大豆通り候へば、其荷馬船共に取 上意へ指上申す可く候、訴人罷出で候へば、荷物の三ヶ一下し置かる可候前々の如く御伝馬〇正借し下げ候、其外万事仕置の儀、毎年の如く仕る可き者也

寛永九年八月二三日

政宗 黒印

申次 蟻坂善兵衛黒印

なぶりの 永沼清兵衛

仙台南町 桜井次郎兵衛

同町 長峰太郎左衛門

大町二丁目大原源四郎

(永沼家文書)

等とある。

従つて、大崎、金成広土等の末、豆の集散地である名振浜が、北上川水運の據点であり、元和二年頃の江戸廻米の殆どが、名振中継であつたと言うとも誤りがあるまい。

(注) 北上川の河口が石巻に開られるに至つたのは、伊達政宗の命により、川村孫兵衛が北上川大改修を施工し、完成された寛永二年(一、六二五)以降である。

五、下 航

為登米(江戸回米)の艀は、殆ど、四艘を一団として航行されている。

近世初期、石母田大膳が米五〇〇石を江戸へ送っている。(水沢より)

米五百石無異儀可相通候

但し石母田大膳江戸より朱印被申請為相

上候者也 仍如件

元和六年三月四日 印

渡辺助左衛門 花押

馬場藏人主 花押

とある。

しかし、北上川河口までは、艀(一五〇石程度)四艘に分けて積み降つたことが推定される。

五〇〇石は、一俵四斗五升入れ俵と仮定すれば、一、一一一俵余と端数の出る量である。

何故、五〇〇石を単位としたか?、それは、海上航行の辨才船(千石船)の積載量が、五〇〇石内外であるからであらう。

(注) 幕府の朱印状は三月出されている。

従つて、北上川の積み下げは四月末、五月の豊水期であらうから、艀一艘当二七七俵(二二五石)であらう。

従つて、近世における北上川舟運の、艀四艘を以つて一団とする慣習は、石母田大膳の前例に習つたものではなからうか?

運 化政期における御川下げ船、順番調等にも次の如くある。

江刺郡御年貢米御川下ヶ船規則(抜)

順番調

壹番組

田谷村 新吉

黒石村 幸作

高寺村 利三郎

田義山村 正右衛門

貳番組

黒石村 正七

鶯沢村 善右衛門

田義山村 喜右衛門

田義山村 金作

三番組 (以下省略)

とあり一貫して四艘一団の船組が維持されている。

航行(降り舟)

北上川舟運は海運と異り航行(海) 日誌の定めがなく、記録されるところが、殆ど無い、従って、不明の点多く誤られるところ、又、多い。

正月二八日(文久三年) 跡呂井舟場で積み込んだ買米一六俵は、大泉番所まで一九二〇日を要している、大泉番所(宮城県登米郡) より下流は順調に降り三日間で石巻に到着している。

文久二年分 上伊沢市中御買

米一六俵

右之通 亥、(文久三年) 正月二八日跡呂井舟場積立

二月九日出船也

小沢松之丞 印

一、同夕 瀬繰付き方照

極々

黒石鶴木

と申及し

餘二而 同月一三日出舟仕候

御藏守 懷助 印

一、同十四日四ツ時(午前十時)

大泉着改印

出舟、但、昨夜藩衣泊り之由承届如比

窪田文助 印

一、同十五日朝五ツ時(午前八時)

柳津着改印

出船也

秋山栄助 印

一、同日朝九ツ時(正午)

和渚着改判

出船也

千葉三吉 印

一、同日夕七ツ時(午后四時)

鹿又着

泊

翌十六日七ツ頃(午前四時一五時) 改判 出船也

太斎六兵衛 印

一、同日朝五ツ時(午前八時)

袋谷地着

出水二付滞舟

同昼八ツ半時改判出舟

永野七郎右衛門 印

一、同日(十七日) 湊着

等とある。

(附) 川絵図(別途) に示す如く、難所等が多い、更に、河状の変化が甚しく、瀬操舟(別途) を附するが、尚、停滞することが少くない。

六、舳 舟

舳舟、舳下舟は御穀端（為登末）の北上川下航の際、端に助力する補助的舟であり、機能は配置される村々によって種々書き上げられているが、既に述べる如く端の補助的機能の舟で、喫水の浅い、積載量一〇〇俵程度（約六ト）の舟である。

舳下げ舟、瀬取舟又は瀬操舟等と称された舟に関する資料は甚だ少なく、形状、寸法及び用方等も不明の点が多く、甚しきは、瀬取舟を「競り取り舟」等と某市史に誤解される程である。

しかし、安永風土記等に記載される所は、別途の如く上川に九ヶ村、下川に三ヶ村があり、詳細は次の如くである。

狐禪寺村（舟二九艘）

一、御舳下舟 壹艘

右ハ御用舟に付御役無御産候事

舞草村（舟四九艘）

一、瀬取御舳舟 壹艘

右ハ御用船二付無御役

赤生津村（舟八艘）

一、御下舳舟 壹艘

但 無御役

小鳴村

一、御端（御舟？） 壹艘

為御石瀬取之 上より被預置候々付無御役

黒名村（舟四一艘）

一、壹艘 御穀瀬取御用立候、御舳下下船、

御上様より御造立被相預置候、御役無

安土呂井村（舟五艘）

一、舳下船 壹艘 右御石御運送瀬取舟二付、御役無御座候事

下河原村（舟四艘）

一、瀬取舳下 壹艘 右御穀御運送御用船二付御役無御座候事

八幡村（舟九艘）

一、御穀瀬取舳下舟 壹艘

右ハ御石端被相下候節之御用舟二付、御役無御座候事

と、上川においては八ヶ村に置かれ、

更に、下川（宮城県下）は、次の如く三ヶ村に置かれている。

大泉（航路絵図）（安永風土記になし）

「宮城県登米郡旧大泉村」（同郡中田町）

柳津（航路絵図）（安永風土記になし）

「宮城県本吉郡旧柳津村」（同郡津山町）

若柳村 (舟二二艘)

一、御舩下 壹艘 (安永風土記)

右ハ御直舩下ニ付御役無御座候事

等とあるが、河床の変化により、配置箇所の変更が行われている。

弘化二年の航路図に、次の如く一ヶ所が記されている。

上川舩下げヶ所 (北上川航路図)

相去 (上伊沢相去村「北上市相去」)

漆洞 (同)

三ッ石 (江刺郡倉沢村「江刺市稲瀬」)

下河原 (上伊沢下河原村「水沢市佐倉河」)

跡呂井 (同)

黒石 (江刺郡黒石村「水沢市黒石町」)

木合 (下伊沢姉体村「水沢市姉体町」)

目呂木 (同目呂木村「胆沢郡前沢町」)

蛇の鼻 (同白鳥村「同」)

高館 (磐井郡西磐井平泉村「同上平泉町」)

清光寺 (不詳)

等とある。

そして、舩舟の名称に関し、安永風土記等に、

「御穀 (舩) 瀬取御用立」「御石 (為登末) 御運送 (御舩) 瀬取舟」(安永風土記)

とあり、御舩舟、御下舩舟などと書き、更に、舩舟等とも称され一定されていたなかったらしい。

しかし、その造立は、伊達奉行所において行い、奉行所の所有に属する官船であったのである。

「上より被預置候」「御上様より御造立被相領置候」(安永風土記)

とある。従って、御役無 (無税) 舟で、同風土記等に

「御役無」「御用船ニ付無御役ニ候事」(同書)

とある。

七、舩 下 げ

舩下げ船の運営は、同船を預る村によって行なわれ、運航等は、その村の肝入より依頼された住民によって行なわれている。

安永風土記に細谷村 (一関市字川辺) 組頭善四郎の賞詞に

細谷村新座敷 組頭 善四郎

輪

右善四郎儀北上川通御石舩瀬懸り等有之節晝夜無嫌出、御人足引廻 別而指務相務候段御賞被成下 寛延二年一二月一二日御代官高橋左太夫様、高梨新義様役所江被召出、作瀬御石改役人中川市五郎様御別座に而、御金壹切被下置候段被御渡候、云々

等とある、

運

舩下げ舟の任務は、為登米川下げに際し、白他 (伊達、南部等) を不問ず下航に協力する臨時の仕事で不完時の就

労であり、従務者（船頭等）は常時待期した事が考えられる。

文久二年（一八六三）田義山村船頭惣吉の書留に、

一〇月二〇日及暮二田義山泊り、浅川に付き瀬繰付候共、出水二付船仕り云々とある。

（注）瀬繰舟Ⅱ瀬取舟、舳下げ舟

舳下げ舟の使用等は、船頭の判断と才量によって使用された事を明らかにしている。

天保三年正月霽荷四三〇俵の内、一一〇俵を舳舟に積み分け、浅瀬を降った際、舳舟が難船し、積み分ける一一〇俵を濡米とする事故もあり、瀬降りの困難を伝えている。

瀬取舟の従務者の賃金は「高引」と言う、特殊扱いで支給され、母体村肝入文書に

文政七年 四拾七貫貳百貳拾八文

天保八年 四拾八貫百八拾貳文

嘉永四年 四拾八貫六百七拾八文

安政二年 四拾九貫三百三拾貳文 九拾四人

とあり、更に、詳細を揚げれば（例、天保八年）同書に次の如くある。

天保八年東山母体御雇高御改帳

一、四拾八貫百八拾貳文

北上川御石船瀬懸之節露下着四拾四人持高引

とある。

（注）高引Ⅱ年貢の一部及び賦役、諸掛り等の一部を減免されること。

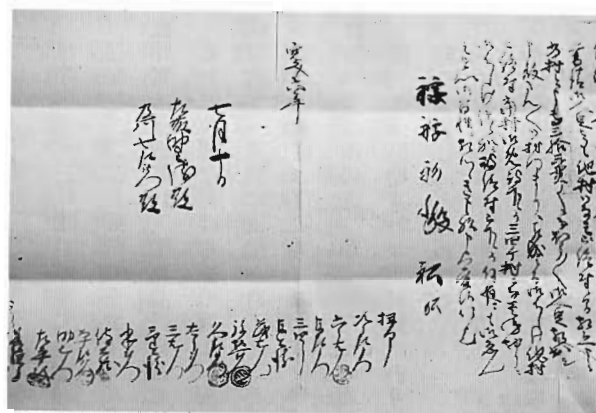
更に、北上川航路回等に舳下賃なるものが記載されてある。弘化二年同によれば相去より、和渕（宮城県）まで八貫七六一文等とあるが、詳細は明らかでない。

八、歸り 船

歸り船（遡航）については資料が殆どないので、伝承に依るところであるが、石巻住吉舟場に至り為登米の荷役終了と共に御穀運送の重任は終るが、船は各所属の舟場に歸り、船主に舟神様を返納するまでは、舟頭の責任が解消されなかったと伝う。

歸り船は河水の状況、天候等による影響が甚だしく、日数等は限定されない。

河況が良く、順風に恵れた船は一〇日間で下川原舟場に歸着した例もあり、甚しく遅延するものは三〇日にも及んでいる。



舳舟船願(願書より)

（注）歸り船の所要日数を一五日間等と限定するが如き記録は誤りである。

文久二年（一、八六二）上川御船肝入千葉兵右衛門の日誌（断輪）

大窪今朝右衛門 印

六月五日 袋谷地及出舟 印

同 七日 鹿又改登 印

同 八日 和洲改登 印
同 同日 柳津改登 印
同 一日 大泉改登 印
六月一八日 黒石着船

御船肝入

千葉兵右衛門

とあり、一三日間で歸着する旨、船肝入に報じた珍しい例である。

しかし、二〇日間前後を要するのが普通で、甚しきは三〇日余りを要した例等が伝えている。(近世末期の舟航日数計算は黒石船肝入宅発着の日数であり、旧記に比し一三日の差違がある。)

北上川舟運における船の遡上(歸り舟)は、殆ど、空船で帆によっているが「風待ちで三日同一川原に居た」等の話もあり、天候に支配されるところが多い。

春川は大泉(宮城県)以北(狹窄部)に南東風が吹き込む為、遡上日数が半減されるが、一一、一二月頃に至っては狹窄部(山の内)が、北西風の為、殆ど、曳き船に依存せざるを得ず多くの日数を要したと言う。

従って、完期運行が不可能であり、下降四日間、遡上一五日と限定するものがある。

誤りも甚し、と思われる。

九、玄場、舵巻

河状変化の多い北上川、洪水後等無事に乗り下げる事は、船頭の手腕であり、容易の業ではない。

しかし、難船、破船等による濡来貸し下げ、交換の定めは、年貢米上納、買米等に苦しむ百姓共には、余りにも重

荷と言わざるを得ない。

北上川左岸坊子岩附近等は平水においても危険を伴う所である。

洪水後等にて河状の変化甚しく、難船等の事故が予想されるところから、立場(見張所)が設けられ、下航の船を誘導し、安全なる航行の為、更に、舵巻(操舵手)を配置し、求めに応じ安全なる航行に協力している。

十、泊り

為登米船の宿泊地は御石改所周辺、舟場等と推定するが、資料が少く明らかでない。

夜間の航行が厳禁され、更に、天候による等、一切が船頭の才量によると伝承されるが、数少い書留等では理解が困難である。

文久二年(一、八六二)一〇月二〇日に下川原御藏場で為登米(江戸回米)を積み込み翌日出舟し、四杆程、降った川合(船頭)惣吉が、御石改所でも舟場でもない、船主の居住する田義山に立ち寄り、諸程の理由を附し、二三日滞留在し、更に、大泉で舟宿に泊り、柳津御石改所を経て、赤生津(宮城県豊里町)の河畔に泊り、更に、袋谷地御石改所を経て、途中、中嶋に一泊する等、並直では考えられない不規則な泊を重ねている。

文久二年分義御石北上川通御運送日帳

田義山村

作太郎 川、惣吉

江刺郡御年貢

一、米三百拾俵

一、粮米壹石五斗也

右之通戊十月廿日下河原舟場より積立同廿一日出舟也

円野敬内 印

一、同日下午河原御改所出舟也

石母田文兵衛 印

二、同日暮 田義山泊り 浅川二付瀬繰付候共○水二付滞船仕 廿四日同所出船 昨日薄衣泊り 廿五日出舟 御○○
由 如比申上候 以上

大泉舟宿 清吉 印

一、同日昼四ツ時大泉着改判出舟也

保田正治 印

一、廿八日朝五時和瀬着改判出舟

但昨夜風立二付赤生津泊り承届如斯

遠藤儀之介 印

一、同日昼八時鹿又着改 後風立泊

翌廿九日朝出船也

太斉六兵衛 印

一、十一月朔日九時袋谷地石改所出船之後

昨日風立中嶋滞舟承座如比 以上

佐藤仙右衛門 印

一、同日湊着 同二日荷役

残粮米四斗五升也

同三日出船也

松倉彦介 印

とある。

為登米を石巻仙台藏に納め(荷役を終る)、重大責任を果した喜びで、船頭を初め、船乗達は大祝で夜を明したと言うが、翌朝は早く(川口石改所の許下が出次第)川畔を離れなければならなかったと、伝えられている。

文久二年分義御石北上川通御運送日帳(抜)

一、同日(十一月一日)湊着

同二日 荷役 残粮米四斗五升

同三日 出船也

松倉彦介 印

とある。

輪 十一、河 状

伝正保絵図より弘化絵図まで幾多の航路図に記する所等は、安永風土記等と必ずしも一致しているとは言いがたい。

それは、北上川は出水、高水等の度毎に河床と河水の流れに変動があり、一定するところでないからである。

航路絵図等に、浮下げを要する浅瀬が五ヶ所、河中の潜岩七ヶ所、更に、蛇ノ鼻、天狗巻等の難所が一〇余ヶ所等がある。

殊に、河状の変化が甚しい黒石村の難所坊子岩附近等には立場（地名として残る）が置かれ、舵巻、舳舳等が配置され、安全な航行の手段等が構じられている。

(注) (一)立場〓監視、指揮所（通称見張所）

(二)蛇巻〓水先案内、操舵手

(三)浮舟〓瀬繰船

(四)監視〓水先案内人、瀬繰船船員賃金等は高引と称し、伊達奉行所より支出されている。

しかし、上下航の日数等は、幾度も言う如く一律には言い得ない。

田義山村（水沢市羽田町）惣吉の罷は、

田義山村作太郎川合惣吉

文久二年分萬御石北上川通運送日帳

文久二年分江刺郡御年貢

一、米三百俵也

一、粮米一石五斗也

右之通戊一〇月二〇日下河原舟場より積立同月二日出舟也

丹野敬内 印

一、同日（二一日）下河原改所出舟也

石母田文兵衛 印

一、同日及暮、田義山泊り

浅川二付瀬繰付候得共、出水二付滞船仕り、二四日同所出船

昨日（二四日）薄衣泊り

二五日出舟 御□□由如比申上候以上

大泉宿所 清吉 印

一、同日（二五日）四ツ時大泉着、

改所出舟也

保田正治 印

一、同月（一〇月）二六日朝五ツ時柳津着

改所出舟也 忠右衛門 印

一、二八日朝五ツ時和渚着 改所出舟

但し昨夜風立二付赤生津泊り承届如斯

遠藤儀之助 印

一、同日（二八日）昼八時鹿又着 改後風立泊

翌二九日朝出舟也

太斉六兵衛 印

運 一、十一月一日昼九ツ時 袋谷地石改所出舟之後

昨日風立中嶋滞舟承店如比以上

佐藤仙右衛門 印

一、同日（二日）湊着荷役 残粮米四斗五升也

同三日出舟也

松倉彦介 印

と、下航に九日間を要していることは、甚しい遅延の如くであるが、その原因は、河中の障害等のみにならず、河水の状況等もあり、航行日数等は一定しがたい。

（注）下航四日、遡上一五日とするは、最高記録であり、限定されるものではない。

惣吉の場合、石改所の確認によるものであり誤りはない。

更に、御改めは積み荷の有無に関せず行なわん、沢田村（宮城県古川市）龍三助が薄衣舟場より順次和渕改所を経由している。

栗原郡沢田村

民治川合

龍三助

一、空船 壹般

一、残粮米 三斗也

右之通 深谷鹿又より東山薄衣佐藤江御繰塩 為積登候荷役三上 今七日同所 船場より直二出舟也

佐藤泰浦 印

文久三年六月

所々御改所

右大泉改

澤田文助 印

同年同十日

柳津御改所

右柳津改 下り

秋山東助 印

同年同十一日

右和渕改

千葉三喜 印

同十六日

とある。

又、御穀積艀の空船による遡上の場合も、各御改所経由で航行している。

文久二年船頭惣吉の艀は遡上に一ヶ月を要している。

文久二年一月田義山村作太郎川合惣吉

一、同月三日湊出舟

一、同十六日袋谷地改登 印

輸

運

一、同日（二六日）鹿又改登 〔印〕

一、同一七日柳津改登 〔印〕

一、同一八日大泉改所登 〔印〕

一、一二月二日黒石御石船 御霽肝入

とあり、又、別霽は

一、六月五日袋谷地及出舟 〔印〕

一、同七日鹿又改登 〔印〕

一、同八日和渕改登 〔印〕

一、同日柳津改登 〔印〕

一、同一日大泉改登 〔印〕

一、六月一八日黒石着船 御霽肝入

千葉兵右二門

とあり、一三日間で歸っている。（順風に恵れた特例？）

〔注〕日数計等は総て黒石舟場を起終点としてある。

十二、航路維持

北上川舟運と言えば、黒沢尻より下流と何人も考えられるが、実は、盛岡城下新山河岸より南部、伊達領境まで、実に一四里（五六km）余であり、南部郷村志等に。

盛岡より仙台境明石（赤石）ヶ鼻迄 北上川舟路一四里八丁

とあるが、毎年の洪水等により河状の変転は極りなく、人のみならず小繰舟等の航行等に支障が及び、川除工事は年中行事の如く、欠々事の出来ない所で、多くの記録が残されている。

北上川舟運史等には知られる事の少い、舟運最上流端新山河岸につき

新山川除く惣入日付

一、五日一貫の八八文

内一、一〇一貫の八八文 新山川除

と、ある如く、藩費支出によって航路の維持が行われている。

享和三年（一、八〇三）黒沢尻河港附近の工事が行なわれ、次の如く賃金が支払われている。

享和三年

新川

前より御米出場川岸前御ふ志ん清く足云文雇代とある。

更に、文化三年（一、八〇六）早婦沢（北上市成田）において行床掘削が願ひ出されている。

河道改修願の事

北上川筋、成田村早婦沢（中略）

国高木通嶋村道斎橋附近、各、友御登米御川下之節、浅瀬之御場所エ御座俣エ百」云々御善諸被成下床事願上候以上。

文化三年七月

運

郡山御力綜合船頭組頭

千右

花巻

清志

黒沢屋 三右江門

同 伝助

花巻御船肝入

宗十郎様

とあり、文化一三年（一、八一六）には、和賀川尻の工事が、艀船頭芸より願出されている。

乍恐奉願上候事

和賀川落合出水毎ニ石砂押艀ニ而 大小之御船通用之御場所洲瀬ニ相成（中略）右御場所絵同相認奉差上候 和賀川之飛乱流兼押出石砂流掘被減下度奉願俣（中略）被御付被下置度奉願上候云々

文化一三年九月

御艀船頭 五五人連名

御艀組頭 源市 外

御艀老名 善右エ門 外

御艀肝入 仁兵士衛どの

とあり、

更に、文政七年（一、八二四）に、再び、和賀川合流点附近の工事が計画されている。

一筆令啓上候 艀者鬼艀通北上川筋三内和 賀川落合仙台御境筋処々御善請向之義二付、旧各口上書を以被申出俣得共、仙台御境古人江内々懸合之筋有之、当一ヶ年御善請被仰付候間、雪解之上見分之儀程能頃可被申出候、左候ハ

バ其筋御役方立合見分之儀可申達候右申入候 己上

正月十七日

中里判左エ門 印

下斗宗勘義 印

北村清助

栃内瀬義

岡田金左エ門

竹村四右エ門殿

猫塚彦四郎殿

（注）和賀川落合Ⅱ和賀川の合流点

とある。

同年の二事は、四台官区にも及ぶ大工事が施工されている。

黒沢尻通里分村之内北上川筋御穀船通用差支候二付、四御代宮御艀奉行立合見分之上仕様積絵同共二差上申候、右可申上如此御座候

以上

輸

七月五日（文政七年）

猫塚彦四郎

としている。

と、改められている。

運

近世中期における南部艀は前記の如く、四五艘とあるが、宝暦一〇年（一七六〇）艀四艘を一団として為登米を川

下げを行っている。

去ル七日付初出船御備四艘同一三日着、同一二日立九艘同一五日 着岸船頭共送状持参罷出訴之、左、今日雨天は明日乗候様申付る

(雑書)

同十七日(宝暦一〇年八月)

去ル十七日主御備四艘着岸訴之、左、明朝乗下候様申付、

(雑書)

二二日

とある。

(注) 船団編成航行資料の初見(宝暦一〇年)

十三、近世各論

概況

近世における北上川舟運は、当初、伊達、南部の二大勢力によって行なわれている

しかし、伊達領の舟運は下川(宮城県管内)上川の別によって機構、運営を異にしている。

南部藩の場合は、黒沢尻川岸を境とし上、下流で舟を使い分ける等同一ではない。

更に、伊達の分領田村氏、南部藩の分領八戸南部藩等四領主によって行なわれている。 此処では、以上四機構

と、更に、伊達領下川原河港における伝承との五項に分けて述る。

(二) 伊達領

第一項 舟運施設

概論

伊達、南部氏等によって行なわれる北上川舟運の総てを、直轄事業であり、施設の総てが直営であるかの如く、誤解されている事は誠に遠感に不耐ない。

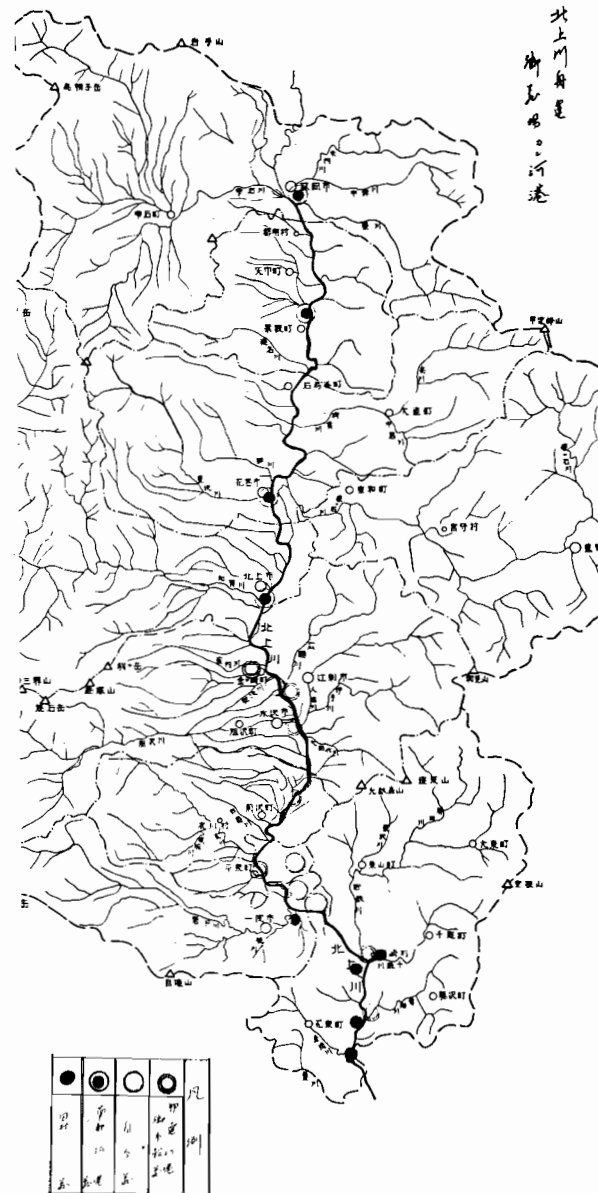
(注) 伊達、南部氏等、領主において施行される総てを、住民側では「お上の事」「官営等」と、「お上」「官」等の文字を冠して呼ぶ。

北上川舟運における伊達領(お上)の施設として、御本穀御藏場があり、更に、御石改所、番所、罷割付所、舩、舩下げ、立場、舵巻(臨時)等があり、その運営は主としてお上直割であるが、一部住民に一任するものもある。

しかし、その総てがお上の負担によって、運営されている。

第二項 御藏場概況

北上川舟運における舟荷の蒐集機関としての御本穀御藏場については、既に、第六輯第三章運輸の項で詳述するところであり、重述は、甚だ蛇足と思うが、補足の意味で位置（遺跡）等を附記する。



黄海御本穀御藏

黄海御本穀御藏は、東磐井郡黄海村七日町（藤沢町黄海）に所在せるが、殆ど、記録が残されていない。
安永風土記に

御藏場 一ヶ所 （南方黄海）

御本穀御藏 一ツ

先年御買米御藏ニ御座候処 御買御免被成下右御藏直ニ御林（被下置享保四年願三上御本穀御藏ニ被成下候事

とあり、天和二年（一、六八二）一、関田村領が創立後、黄海、西口村等（伊達領）の年貢米収納の為、設けられた御本穀御藏である。

同七日町は、東磐井郡南部における物資の集散地であるが、船付場による繁栄の伝説もなく、明治維新後は、早い時期に消滅したのであろう。明確ではない。

薄衣御本穀御藏

同御藏は、東磐井郡西南部薄衣村薄衣町（川崎村薄衣）に所在し、安永風土記に

御藏場 （南方薄衣村）

御本穀御藏 三ツ

御藏 一ツ 堅一〇間 横二間半

御藏 一ツ 堅一〇間 横二間半

御藏 一ツ 堅一〇間 横二間半

とある。

同御蔵場の設置は古く近世初期（寛永、正保年代）字元町に置かれると伝えられるが、寛保年代の洪水に因り災害を蒙り、その後、移転せる御蔵場が、薄衣の内字諏訪前であり、安永風土記等に見られる御蔵場であり、跡地に薄衣村旧役場が置かれていた所である。

高館御本穀御蔵

同御蔵は安永風土記、その他の古記録等が見られないが、舟運時代、年貢米を収納せる土蔵一棟が残存し、昭和五〇年まで千葉徳三郎氏が、住家に接続する物置として使用されている。

更に、舟附場（旧舟場）は、酒屋舟等によって大正年代まで使用されている。

同御蔵場の創建については記録もなく明らかでないが、天和二年一ノ関田村領創設により、西磐井郡の内、磐井川以北山ノ目、中里村等）の年貢米収納等為、設けられた事が推察される。

御蔵場は、一関堤防用地として昭和四八年頃買収され、同五一年千葉家移転に際し、撤去され、その姿を消すに至った。

舞草自分蔵

同御蔵場は東磐井郡舞草村（一関市舞川）字境にあり、安永風土記に

御蔵場 一ヶ所 （南方舞草村）

御本穀自分蔵

当村ハ賞郡薄衣町御本石御蔵へ御請納仕候御村御座候処 遠村道筋難所ニ御座候ニ付 自分蔵相立当村より

上納万御石共ニ御請納被成下来候事

とある。

収納する年貢米は御蔵入地、草高一四貫五〇九文の所である。

御蔵米の積出は、御蔵場近くに仮設される舟場より積み出されている。

御蔵場は村肝入長十郎宅地の一部に住民によって土蔵一棟が設けられているが、設立年代等は明らかでない。

明治維新による制度改正と共に施設が撤去され遺物等は残されていない。

小嶋自分蔵

同御蔵場は東磐井郡小嶋村（平泉町小島）字館岡にあり、安永風土記に、

御蔵場 （南方小嶋村）

要害屋敷肝入喜左エ門屋敷内

御本穀御蔵

但 当村御年貢米並万御石取納罷成候事

右ヶ所御上御蔵ト申ニハ無之候得共 薄衣御本石御蔵 松川雑石御蔵へ遠村ニ付自分蔵へ御取納御下知ニ而喜左衛門、市郎左衛門自分蔵へ御取納被成下来申候事

とある。

同御蔵場は、肝入喜左エ門、市郎左エ門等の所有蔵が転用され、積み出しは、同村地先に仮設する舟場よりと言うが、明らかでない。

運

輸

明治維新と共に収納を停止し、更に、土蔵等が取りこわされ、遺構等は見られない。

（注）年貢米等の収納地域は小嶋村は一村草高一二四貫九〇九文の所である。

長部 自分蔵

同御蔵場は、東磐井郡長部村（平泉町長部）字二反田にあり、安永風土記に

御蔵場 一ヶ所 （南方長部村）

御本穀御蔵

（干場屋敷九左衛門持地）

右ハ当村ハ当郡薄衣町御本穀御蔵御受納御村ニ御座候処 右薄衣町へ道筋難所御座候ニ付 自分蔵御受納被減下
度願立上、先年より御百姓共蔵相立当村より万上納御石御受納被成下来候事
とある。

（注）御本穀御蔵とあるが、御本穀自分蔵である。

同御蔵場は、肝入九左衛門の畑地に住民によって土蔵一棟が建てられ、長部一村の内、御蔵入草高八二貫四六八文
の地における年貢米の収納されるところである。

しかし、設置年代等は明らかでない。

明治維新による制度改正により、施設は撤去され遺構はない。

（注）自分蔵 御本穀御蔵は総て領主（伊達氏）よって設けられる施設であり、自分蔵は便宜上、住民（民間）の施設を転
用するもの。

六日入御本穀御蔵

同御蔵は、胆沢郡六日入村（前沢町白山）字川岸場に所在し、安永風土記に

御蔵場 一ヶ所 （胆沢六日入村）

御本石御蔵

（大空屋敷久兵衛指上地）

御蔵 二ツ 長一〇間宛横二間半宛

御蔵 一ツ 〃一五間 〃二間半

同 一ツ 〃一四間 〃二間半

御吹屋一ツ 〃二八間 〃二間半

同 一ツ 〃一〃間 〃二間反

出入御門一ツ二間 〃七尺

御会所 一軒 〃六間 〃二間

御柵取居屋二軒 〃四間宛 〃二間宛

と、御蔵四棟が記されてある。

更に、設立について同書は

大空屋敷 久兵衛

右久兵衛義 先祖代より引続き御本穀御蔵守相勤 寛永年中其身持高之内畑代三三〇文之所 御用地倒ニ指上置
云々

とある。

運

従って、同蔵場の御蔵守は当初より大空屋敷久兵衛家代々の当主の継承するところである。
同御蔵場の立地条件が良く、舟付場の存続が容易でありながら、背後地等の経済性が薄く、早い時期に衰退し、明

治一〇年施設の活用等、住民によって行なわれ、同一六年には不用物件として県会議で決定され、同二九年施設、敷地共、拂下げが行なわれ、旧地主大室屋敷鈴木氏の所有に帰し、括用すべくもなく、腐朽し跡地も亦、荒廢するに至った。

跡呂井御本穀御蔵

同御蔵場は 三転の後、上胆沢跡呂井村（水沢市跡呂井）字桜ノ目に置かれると伝う。
創設年代等は明らかでないが、寛永検地を遠く降る所ではあるまい。

当部は須江村（水沢市新城）字一本杉に設けられ、享保三年（一七二六）瀬呂野村（水沢市瀬呂野）字大桜に移され、更に、宝暦六年（一七五六）跡呂井に移されるところであり、安永風土記に

御蔵場

（上胆沢安土呂井村）

北上川端

御本穀所 四棟

とある。

国御蔵の収納地域は胆沢郡の中部一か村で、御蔵入地高三四八貫二五八文の所の年貢米で、その積出し舟場は御蔵地の東隣、北上川の右支、乙女川の合流点で行なわれている。

しかし、水沢まち（沿岸氏要害のまち）に近い等、立地条件に恵れていながら、水沢商人の経済的基盤ともならず、明治維新を経て同九年、住民より転用が願い出され、更に、同二九年岩手県によって拂下げられるに至り遺構等が消滅するに至った。

下川原御本穀御蔵

同御蔵場は、北上川左岸江刺郡高寺村（江刺市愛宕）字西下川原に遺跡がある。

同御蔵の収納地域は広く、江刺郡東方、西方併せて四一か村の御蔵入地一、七一四貫三四三文の所の年貢米である。

安永風土記に

御蔵場

（江刺郡高寺村）

御本穀御蔵 八ツ

御林木御蔵 一ツ

とある。

しかし、同御蔵の設置は上川御蔵場中、最も遅く万治二年とある。

古くは江刺郡東方一八か村の年貢米収納の御本穀御蔵は黒石村（水沢市黒石）字内掘に置かれてあり、西方の年貢米は、伝承によれば門岡村（北上市稲瀬町下門岡）に置かると言う。

輸

御蔵場と成るところである。

積み出し等は、西垣根の外における舟場（河港）に於て行なわれるが、北上川左岸の三治河原通称小股に河道を掘り、北上河本流を導いて広瀬川に入る為、堆砂が多く川普請に毎年、少なからざる労役を投ずる所であり、立地条件は必ずしも好適とは言いがたく、背後に、仙台以北第二の商業都市岩谷堂まちをひかえ、更に、一〇余艘の商船を有しながら、明治維新後は同五年政度改正と共に廃退し、御蔵は、同七年備荒倉に転用され、更に、内務省直轄施工北

上川低水工事によって流路が旧に復せられ、二〇〇余年間の航路には多くの水制（亀張沈床）が設けられ、舟航の路が変り、下川原舟場はその機能を失うに至り、同二九年御藏敷地等が、岩手県によって拂下処分に付され、畑地に転換されるに至った。

八幡藏 自分藏

同御藏は胆沢郡八幡村（水沢市佐倉河字北館にありしと伝うるが、安永風土記等の古記にはなく、明らかでない。設置の理由等も明らかでないが、所定の上伊沢（胆沢郡中部）御本穀後藏（須江又ハ瀬呂野）に遠く、且つ、不便であり、住民の都合によって設置された事が推考される。

従って、設置年代等は推定の域を出ず、近世初期（正保頃）が考えられる。

御藏場の施設は館屋敷（菊地氏）の所有土藏に収納し、川下げは同所川岸に仮設される舟附場と伝う。

収納地域は八幡、佐野村の二か村五一貫四九二文の御藏入地における年貢米であり、川下げは同藏場の崖下を仮設の舟場として積み出したと伝う。

西根御本穀御藏

同御藏は上伊沢西根村（胆沢郡金ヶ崎町字南町）にあり、同西根村外五ヶ村の御藏入地、高九六四貫四八五文の所における年貢米を収納する所であり、安永風土記に

御藏場 一ヶ所 （胆沢郡西根村）

金ヶ崎町裏

御本石藏 二ツ

同

雑石御藏 四ツ

とある。

御藏米の積み出し舟場は五ヶ六町（六ヶ七〇〇米）北方字龍馬下であり、藏出し距離が長く難義すると伝う。

明治維新後における金ヶ崎まち等の経済的需要が薄く、河港の衰退が早く、同八年御藏敷地等の起替の為、借地願が出されている。

同九年磐井県より岩手県への引継書を最期に所在が明らかでない。早い時期に拂下げ処分に附された如くである。

母体、赤生津村年貢米

磐井東山北方母体、赤生津村（旧東磐井郡）（胆沢郡前沢町生母）等は、天和二年田村領分置によって年貢米の収納態勢が変り、風土記は原則として、

薄衣御藏納の所、道遠く、山坂等にて悪路の為

とし、暫定的であろう対岸の六日入御本穀藏へ納め、薄衣御藏への廻送費等が負担せしめられている。

更に、雑穀の如きは、山路を遠く松川（東磐井郡東山町松川）へ納付すべき地域である。

従って、田村領設立によって、住民に課せられた負担が大きく、慶応年間に至り、母体村より雑石藏の名で自分藏の建設が願ひ出されている。

乍恐奉願上候御事

東山母体村雑石自分備藏、文政年中建方仕置候処、右藏江御藏入御年貢米之内、色替御家中被下糶并弘化年中より御村方備雑石共二年々御取納被成下居候

雑石年増相倍 不少之石高多にも罷成、尤、右御藏柱等朽様処々損仕申候間、此度、村方自分入料を以、新規建替

仕事ニ吟味仕申候処、然ニ当村御常式御囲御藏場之義は長坂村ニ御座候処、同所よりは田舎道貳拾里余も引隔居、殊ニ、山坂極難所之道筋ニ而雜石駄送之度毎迷惑化、極貧之者共馬等所持不仕者ハ、弥益、返納之砌、駄賃馬相雇駄送仕、御巻返御人足に召遣之節ハ請支仕前日より相詰珀り居相働き不申候へハ首尾仕兼申様ニ而諸事遠村ニ付、極貧之者共一統雇迷惑ニ及申候間当村自分藏ニ戸前之内一戸前江御常式御囲雜石御備罷成様御吟味被成下度奉願上候

御藏場ヶ処多く御用多罷成義ニハ奉存候へ共、前書ニ申上候通、御家中に下糶并自分雜石備、年々御取納ニ成下候義ニ御座候得バ御取扱迎も御同様ニ奉存候間、如願之御吟味被成下度奉存候尚亦此未御藏建替并諸修覆共ニ一村自分入料を以仕申候間御常式御囲御藏当村ニ被玄下御取納被成候様御吟味御下知被成下床右之段如新奉願上候 以上

慶応元年 母体村廻頭 吉郎大夫印

一〇月 〃 長右エ門印組頭弥助印

〃 助十郎印 〃 直藏印

〃 政右エ門印 〃 民三郎印

〃 赤左エ門印 〃 寅吉印

〃 大右エ門印

母体町検断 幸三郎印

母体村肝入 民藏印

大肝入 中津山直三郎殿

右之通申出尚又吟味仕候処母体村より長坂御藏場には引隔居、遠村、山坂等難所之道筋ニ而、願之丘御家中被下糶

長坂御藏江御取納申受候分も母体村自分新備雜石御藏江御取納被成、戸前〇〇ニ付被成不候通りニ而、別而新規御藏御建方御用立候と申義ニて幸御座、右御藏置に〇様被成候得バ御村方ニ而修覆仕候義ニ御座候而 母体村より上納被罷成候、萬御備雜石同村御藏江御取納被成下様御吟味被成下度、右之段、如斯申上候 以上

東山北方大肝入

同月同日 中津山直三郎印

半介様

溪三郎様

とある。

しかし、許可書が出されたのが、慶応二年三月である。(資料欠で建立の有、無は明らかでない。

第三項 御藏米

嚴重なる上納検査(御藏場に於ける)を経て納入されると「御藏米」と呼称か変えられ、奉行所の物となり、御藏人足によって上菰が掛けられ、更に、両端には籠縄が掛けられる。胴部は五ヶ所結束され、更に、^た縦ち縄で締められ、乱袋と洩米防止等が行なわれる。

俵装が整えられる(俵仕)と、所定の俵印を打ち、積み重ねて為登米として蔵出しの日を待つのである。

運 俵印之事

● 御本穀

但し 御本穀ハ米汁俵印あり

● 御買

但し 登米等七ヶ村

● 〃 北郡

等とある。

第四項 蔵出し

いづれの御蔵場でも、甕が舟場に附々と行なわれた蔵出し（御蔵米を出す事）であり、特記すべき事項ではない。しかし、下川原御差における蔵出し程、大げさに行なわれた所は他に例を見ない。

下川原御蔵の蔵出しは、早朝、拍子木を打って一五〇戸の集落を巡り個々への通知に代えている。

拍子木を打って廻る者は、御蔵守の指示を受ける者で、一ツの役目であり、郡内の作業歌等に唄われる「下川原にな、名の無い鳥が一つかいある。夜が開ければ、米背負出せとさえずる」と。

拍子木の音を聞いた者は老若、男女の別なく御蔵場へ、吾れ先きと馳せ参じ、米俵を背負い甕に積み込むのであるが、蔵出しの定めについては記録等がなく明らかでない。

あるいは、不文律であったか？ 次の事が守られている。

一、蔵出しに従事する者は、下川原の住民である事

二、蔵出しに従事する者は老、病弱者を除く健康なる男女

一、蔵差出貨は、一俵当三文（男女の別なく一律）

二、蔵出しを知りつつ出役せぬ者は、おとこめ（説諭）を受け、甚だしき者は所拂（追放）の刑に処せられる。

（注）積込には女の締内立入が不問である。

（附）蔵出を大衆に知らせる例は薄衣御蔵場にて行なわれる。

薄衣御蔵場の場合は、前日の夕暮れ時、大声で「出し」と觸令し歩いた」と伝承されるのみである。

第五項 御蔵場の町

伊達領上川の御本穀五蔵場は薄衣等六ヶ所に設けられているが、下川原御蔵場は最も後期の設置であり、伊達領御蔵場の理想像として設置された御蔵場である。

同御蔵場を設置の為、北上川河道を付け替え、左支川廣瀬川を新川に切り替え、一郡一蔵場とし、大蔵場を設け、下屋敷を置いている。

（附）（一）御蔵場の規模は別項に詳述するが、敷地面積は一町歩に及び、穀差数は八棟とある。

（二）下屋敷^{した}御蔵場週辺約一五屋敷、一般百姓家、宅地官地（奉行所直轄管理無税地）（下屋敷 前例薄衣に有る）

更に、下川原町屋敷の地割を定め、単独の集落を新に編成し、宿場に次ぐ、相の宿とし、町検断を置き、両替屋を設けている。

年貢米上納の便を図り駄送の道を開き、橋を架す等、他に類例を見ない。

又、下川原住民を御蔵場に附随する労働力組織に編成している。（別項）

下川原御藏場における特異性は中継宿（別項）經由の上納の多い事ニ、多くの民家に喜ばれた腰掛茶屋、馬宿等があり、更に、商家として木綿店、塩屋、醬油屋、造り酒屋等の所在が伝えられている。

（附）御藏場町の構成は薄衣御藏場に先例をとると伝へ、中継宿も一時期、小規模に薄衣町で行なわれたるを祖形とす」と伝承されるが確証はない。

第六項 番 所

租税要略、安永風土記等、伊達史料に、殆ど見る所でないが、北上川航路図、伝承等に明らかにされる番所（御番所）には二様がある。

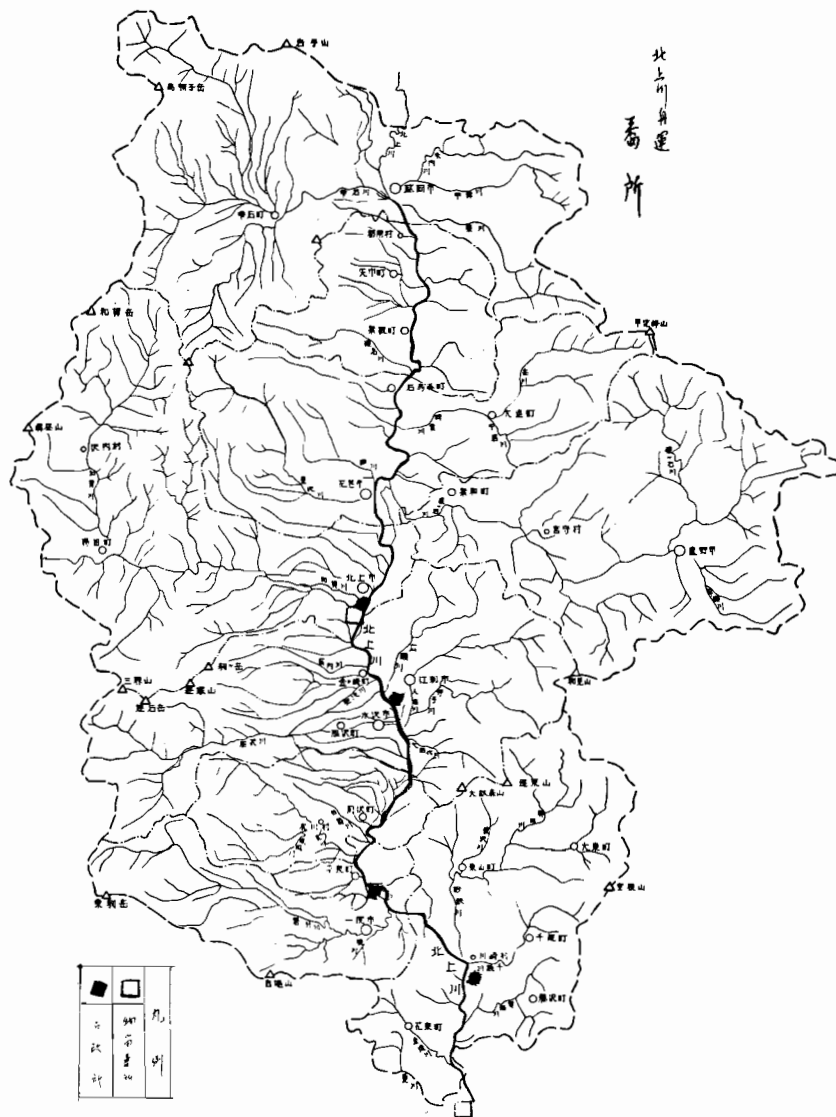
一は禁制品等の移動監守（出女に入鉄砲）であり、即ち苗番所であり他の一は、御石改所（船改番所）である。しかし、北上川舟運と共に、御石改所の機構、運営等、上川、下川等同一ではない。

物 留 番 所

大泉、相去番所等は、俗に、番所とのみ称され、御石改所と混同される如くであるが、機能、所属等が異なる所であり、御石改所ではない。

イ、大 泉 番 所

大泉番所は、北上川中流部にある狭窄部（山の内）の出口に近い、中奥（伊達領北部）登米郡大泉（中田町）にあり、北上川航行の舟（大小を問わず）は必ず岸に付け、船内検査を受けなければならない。物留番所であり、艀船頭共（殊に、南部艀の船頭等）の最も嫌われた所で



ある。

大泉番所について、の伝承

小沢銀藏氏等、元辯乗達は言う。大泉番所の取り調べが厳しく、長い時間を要し、誠に、迷惑した」と伝えている。

伝承によれば「番所役人の取り調べに対し、船頭の返答に失言があれば、その船頭の辯のみならず、同じ船団（四艘）の船荷の総てを陸揚げし、船底の竇1コ板まで揚げ、更に、船頭、船員達の寢床も揚げ調べられた」と、その労務は一切大泉集落の人達によって行なわれ、船員等は自分の物さえ手にする事が許されなかった」と伝う。

調べ終れば再び荷を船に戻すが、この労務も大泉の人達によって行われ、その賃金は船頭が支拂わされている。

ロ、相 去 番 所

所在地（跡）は北上川右岸胆沢郡相去村（北上市相去町）南うらにあり、安永風土記に

北上川端

御番所 東向 堅六間半

横三間

右ハ延宝四年より被相去候事

とある

同番所は川絵図等にも見られる如く、伊達、南部の領境より川沿いに二―三〇〇米の下流に巨大なる亀張沈床（水制）を築き舟溜としていた所である。

同番所の主要目的は禁制品の移動、即ち「出女に入鉄砲」で、監視対象は、殆ど、南部藩であり、足軽二八人が配

置されている。

しかし、同番所の取り調べを了すれば、四米辯は、舁下げ、宿泊、更に、難船、破船等に因る救助、処置等の一切が、伊達領藩と同一処置によって安全なる保護のもとに上、下航している。

更に、附属施設として土藏一棟がある。

土藏 一 堅五間

横二間四尺

とある。

しかし、同藏に年貢米、買米等を収納せる記録も伝承もない。

伝えは、御塩藏と言ひ、塩収納の記録があり、南部領に移送する伝承があり可能性がある。

更に、租税要略は御石改所を兼ねる如く記しているが、南部領への密穀、脱穀の取締と推定されるが、明らかでない。

御石（穀）改所

イ、概 況

御石改所は租税要略等に

御石改所とは、川筋通り、御道又は運輸要衝の地に、番所を置き船、舶、牛、馬、車等にて運送する米穀を検せし所にして、云々

運

輸

とあり、ここでは主として、北上川舟運に関して論考する。

従って、北上川沿岸における御石政所は、殆ど辯荷（御差米、為登米）等の確認である。

更に、米、塩等は、伊達領経営の重要資源であり、伊達奉行所の専売品であり、贈与と言えどもみだりに移動が許されず、脱穀（石）、密穀等として嚴重に取り締りが行なわれている。（同書）

米穀、其の他物品の他国へ濫出するを防ぐの制であり、輸送せんと欲するものは、通券を得て、これを御石政所に示し、云々とある。

そして、御穀改所職員の所属、身分等は、御石改所は、出入司に属する大番徂勤仕の者を御郡奉行に於て任ずる仮役である。

本役（専任）給は五人分（諸給）

仮役（臨時、兼任）四人分（〃）

等とあり、知行高を別として、職務給は、四〇五人分である。又、

一、五扶持方四人分（同書）

とある。

従って、知行高以外に一日米二升程度の高給が支給されている。

更に、同書に御石改所が、

宮城縣亘理郡荒浜外三三ヶ所

等とある。

しかし、北上川沿岸改所は下川四ヶ所、上川三ヶ所が伝えられるのみであるが、位置と施設内容により業務は必ずしも同一と言いがたい、例えば、袋谷地御石改所は石巻住吉蔵等の舟附場の調整的性格が強く、鹿又御石改所は塩管

理に重点が置かれる如くである。

口、各 論

袋谷地番所

同番所は石巻市水明町？（旧袋谷地村）にあると伝えるが、伊達領隋一の安永風土記等にもなく、明らかでない。

しかし、数多くの北上川航路絵同等には、必ず記載されてある。

最近の宮城県管下の地誌に、

元禄六年遠山帯刀支配の足軽三五人が配置され、住吉穀蔵の管理、穀改番

所に勤務し

等とあり、又、伊達租税要略に、

一、牡鹿袋谷地 牡鹿遠湯

但同御石改所 流留、渡波、十五濱御塩方

釜横目主立兼役 （租税要略）

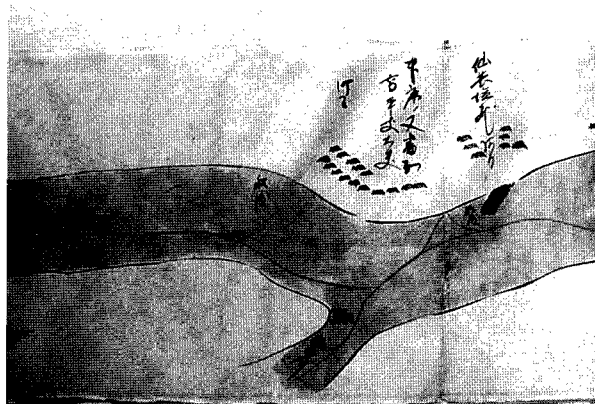
と、所管並びに役人（職員）が定められているが、詳細は明らかでない。

鹿又番所

鹿又番所（御石改所）は桃生郡河南町鹿又（旧鹿又村）にあり、租税要略に、

一、深谷鹿又

但同所御石改所 御塩方釜横目兼役



鹿又番所(航路図より)

とあり、更に、安永風土記に、

鹿又村

一、御蔵場 一ヶ所

二、塩蔵 八ツ

右者延宝式年被相建候 但し付附相知不申候事

但し、当御繰塩 当郡並牡鹿郡、本吉郡、気仙郡都合四郡ヨリ御運送ニ相納候事

とある。

いささか蛇足の様であるが、鹿又番所に関し附記して置くが、鹿又御石改所とあるが、

鹿又番所が他の御石改所と異るのは、御石改めが主勢でないことである。

鹿又番所は、住民生活に一日も欠く事の出来ない塩の供給、取り締りである。

北上川流域一帯に供給される塩の殆どが、鹿又御塩蔵經由であり、上川麓が、御穀積み下げの帰り荷として下川原、跡呂井六日入等へ、積み登ったことは、伝承は多く語られるところである。

しかし、相去御塩蔵へ積み登った塩が、意外に多いと聞くと聞くと、下川原、あとうい等において相去蔵より、逆送（川下げ）せることは伝承にもない。

一般には知られていないらしいが、慣行の如く毎年、行なわれているのは（資料が甚だ少い）南部領に供給していたことである。

（注）南部領へ無条件で塩を供給しているのは、北上川舟航の代償的処置として、行なわせた徳川幕府の命令であったのかもしれない。

和渚御石改所

和渚御石改所は、桃生郡和渚（河南町）にあり、租税要略に、

一、深谷和渚

但脱石方へ被相付候節も有之候事

とあり、地誌等に

和渚村

寛永末、北上川通いの廻米、大豆等の石改所があり、改め役二人、手代二人、横目一人が置かれ、一割の現物徴収を行っていた。

正保年以前からの宿場、渡舟場

とある。

従って、御石改所の通常人員配置を五人宛と推定される。

しかし、横目（役職名）の多くは兼任の場合が多い。

柳津御石改所

柳津御石楷書は、本吉 南方柳津（本吉郡津山町）にあり、租税要略に、

一、本吉南方柳津

但国所御石改所、御塩方釜横目兼帯

とある。

しかし、遺趾は明治、大正年代の河道開削によって、柳津集落の移転に伴い、伝承と共に消滅し明らかでない。

薄衣御石改所

薄衣御石改所は、同所は御藏場があり、附随して所在せる事が推定される。しかし、租税要略、安永風土記等に見るところでない。従って、伝承に知られるのみである。

作瀬御石改所

作瀬御石改所は西磐井作瀬村（一関市柵瀬）にあり

御石改御番所

右ハ宝永五年定御石改所ニ被相建候

右地主手代惣吉ニ御座候処 惣吉祖父太郎兵エ代 右御石改所被相建候砌貸上地ニ被仰付候 以後引続當時貸上ニ罷成居申候事。 （安永風土記作瀬村）

とあり、創設年代等は比較的新しく宝永年間である

思うに、一ノ関田村領成立による情勢の変化により設置されたのであろう。

従って、租税要略等にもなく、在、否が論じられた所である

下河（川）原御石改所

下川原御石改所に関しては、例外的に資料が残されている感がある。

下川原御石改所は江刺郡下川原（江刺市愛宕宇東下川原一三九）にありしと言うが、遺跡は、北上川堤防敷地内に入り現況は何も無い。

租税要略に

一、本吉北方気仙沼

二、江刺下河原

三、気仙大舟渡・綾里崎

但 同所御石改所、気仙郡御塩方釜横目主主より兼役。

とあり、会所（事務所）に付随して宿所の所在が伝えられる。

御石改役人につき同書に

一、本吉北方気仙沼、 一、江刺下河原

二、気仙大舟渡・綾里崎

但 同所御石改所、気仙郡御塩方釜横目主主より兼役。

とあり、同改役の資格等に関し、大番組に属する侍とあるが（重出）知行高等は明らかでない。殆ど輕輩と推定されている。

輸

下川原御石改所は下河原御本穀所の送状と櫛に積載された舟荷の照合、確認が本務であり、出荷時期に限定される臨時職員（仮役）であり、下川原御石改所の在勤日数等は資料が概に散逸して明らかでないが、御藏米の積出し等から推定されるものでは、秋期二ヶ月、春期一ヶ月程度が考えられる。

江刺郡の特例と推考されるが、南部領境の取り締りと御預り足輕が特命を以って配置される場合が多く、地方文書に、

一、元禄二二年六月^六申立候ハ、南部領穀物高直に而、御領田米少々抜申様子に相見得申候間。御足輕被付置候様に御郡司衆（中達候得者、七月三日御代官衆より回文を以申来候には此度石物高直に而 南部領へ麦、米ぬけ申様之唱有

之、依之、右箇御足輕如左被相付候、各、御指引相務候様に可申渡由、御郡司衆被仰渡候間、御足輕衆に申渡候、完而御郡司衆よりも其元に可被仰渡候得共、為御心得廻文申渡候。

(猪狩文集)

御足輕割(省略)

とあり、更に、下川原御石改所勤務御役人は、前述の如く気仙郡御塩釜横目(主任)兼役であり、その通路として安永風土記伊手村(江刺市伊手)の書上げに、

伊手村之内岩谷堂町より気仙郡仁の道

此所当座御穀改所御役人様御勤仕被成置候。

とある。

(附) 御石改所の施設等に関し不明の儘としてあるが、明治初期の佛下け書類に

陸中国江刺郡高寺村

元船改番所

居家 一棟 長四間

横二間半

但 大破

此代永五百文

右之通入札仕候処 相違無御座候 落札相成候節ハ即日代金上納可仕候

万一相違之節ハ建家御取揚被遊候而モ云々

とある。

(注) 御石改所、予想外簡単な施設であつたらしい。

ハ、附帯業務御石改所役人の職掌は予想外に広く、引越し等の移転荷物にも及んでいる。

水沢要害留守代信濃の家臣佐藤裕七郎の仙台転勤に伴ふ、日用家具等の移送に関し、次の如くある。

覚

一、 筵包 六箇

二、 乗掛荷 六箇

ノ 一二箇

外ニ 乗掛道具

右三通 信濃家中佐藤祐七郎 此度 仙台留主居交代被申候付、北上川通被相登候間御改所被相通 御首尾被申度 如斯御座候

信濃家老

輸

天保四年三月二〇日

阿部後太夫 印

下伊沢目呂木村より牡鹿郡石巻迄

北上川通御役所

御役人衆中

運

とあり、又、

文久三年の文書は、御繰塩（配給塩）積みに鹿又御塩蔵へ下航する空船に川証文が出され、各改所が之を確認している。

（注）和渕番所の次が鹿又蔵である。

栗原郡沢田村

民治川合 龍之助

一、空船 一艘

二、残粮米 三斗也

右之通深谷廉又より東山薄衣御藏御繰塩、為積登小荷役之上、今七日同所船場より直ニ出船也

佐藤泰輔

文久三年六月

所々

御改所

霧田文助 印

右大泉改

同年同月一〇日

柳津御改所

右柳津改下り

秋山東之助 印

同年同月一日

右和渕改

千葉三喜 印

（吉田義昭蔵書）

等とある。

第七項 脱石（穀）方及び密穀

百姓の生産にかかる米は、経国の資として伊達奉公所の専売に属し、数量の多少にかかわらず御石改所の許可を得なければならぬ。

脱穀、密穀等の禁制は、制定年代、条項等詳細は明らかでない。

実施は、各御本穀御蔵場設立と殆ど、同一時期と推定されるも、明らかでない。

脱穀取締役は、御石改所の改役人の兼任と租税要略等により

当分御石改脱石方兼役被相充置候事

とあり、密穀取締に任すべき事が定められている。

輸

者

御石改所は、米穀を正当に運輸するを検査し、脱石方は不正の密輸を禁止する為め、設けられたるものなり（同

とあり。

為登米出舟の日以外は、管内村々へ出て密穀の取り締りに任じたい。

その間における骨折金（勤務手当）は御村勤任中、骨折金二〇日一切之割を以て、被下置候事（同書）

とあるが、後に、次の如く改められる。

運

一、出村中五拾日五切の割を以て、遣払被下置候事（同書）とある。

脱穀、密穀等の取り締りは嚴重を極めた」と伝えられる。

他領流出を防止する為であらう。

夜間の取り締りに村役共、御境横目（臨時職員？）等まで強制的に出動せしめられている。

江刺郡野手村の鈴木善之仇討等も密穀取り締りが原因する事件である。

しかし、法事等における佛供米（一升又は一斗二斗）等は、特別に処置されたのか？ 取り締に遭った伝承等もない。

一、密石他領は勿論、一郡留の場所相通候者これあるに於ては、糾明を遂げ、屹度御仕置可被御付候事、（同書）とある。

そして、処罰の範囲は五人組にも及んでいる。（年貢米等の取り纏は、最終的に五人組である。）

一、村役付不る申、五人組合迄取締之義申渡、一統る取締候様、万一人犯之者、始末候はば、

とし、更に、

此度末々米穀、塩共に三斗以下は一牢始末人へ被下で候様支度候、（同書）とある。

従つて、脱穀取締に任じた御石（穀）改役は冷遇、薄給等とは言い得ない職務であつたのである。

更に、脱穀、密穀の取り締りに関し、母体文書に次の如くある。

一、玄米 壹石壹斗四升

但し、式斗八升五合入 四俵

一、駒 鹿毛 一〇才

一、同 青毛 一〇才

含 式疋

但し、荷鞍、たばさみ共ニ

右之通、今晚七ツ時頃母体村より長坂町にの往還筋に而御見当被取締罷也、犯人逃去候に付、御吟味被相渡受候上候 以上

東山母体村肝入 民藏

安政五年一月一日

高平勇様 （脱石方役人）

小関道助様（同）

と、密穀の現行犯取りおさえの頭末であり、物件は当該地域の村肝入に一時預られ、更に、犯人の割出等を命じられたらしい。

輪
昨曉七ツ時頃 東山母体村より長坂町江の通用往還、不動瀧辺において怪敷穀物駄送之者、御回勤先御見当而見外に罷成候得バ、犯人馬放捨、則外去候ニ付、右馬、穀共ニ肝入民藏方江御吟味中被相渡候処、犯人手筋承抜申上候様被仰渡承仕、当村ハ不及申近村御隣郡迄色々承配申候得共、弥犯人相知不申、仍而右之段如此申上候以上

運

東山母体村肝入 民藏

安政五年一月

高手 勇様

小関道助様

と犯人の割り出しの困難等を述べている。

更に、同肝入は、密穀の米と共に預った馬二頭の飼育料の請求を大肝入に願ひ出している。

一、代壹百六〇文

但し、去冬十一月一日夜脱石方御役人高手勇様、馬穀共ニ御始末ニ相成馬式正 御預りに相成 右馬飼料代一

日二〇文を以て式正分日数八八日分代如斯

右之通被御渡下度候以上

東山母体村肝入 民藏

安政六年二月

大肝入横沢重右エ門殿

と、

しかし、規定によると推定されるが、一日二〇〇文は飼料代で、最低額の請求であろう。

そして、押収せる密穀米は、大肝入の指示によりその所で佛下げ（地佛）が行われている。

如此、被渡候之間 其石持犯人手筋不承知候ハバ兼而之通り入札御米可申聞候以上

二月

大肝入

民藏殿

とあり、佛下げ、入れ者は、その村の石問屋（奉公所が任ずる）である。

右之通御佛被下置度如此申上候

母体村石問屋 門之丞

うるう三月

とあり、買米に向けられたものであろう。

しかし、取り締り、処分等は、領内共通であつて、東磐井郡における特例ではない。

取り締りは柵の瀬御石改所役人によるところである。

附反

一、御石改御番所

右ハ宝永五年定御石改所に被相建候、右地主、御手代惣吉に御座候処、惣吉祖父太郎兵エ代、右御石改所被相建候
砌、貸上地ニ被仰付候、以後、引續當時迄貸上地ニ罷成居候事（安永風土記）

とあり、御石改所の所在が明らかである。

御石改役、脱石方役人の諸給については前述の如くであり、更に、次の定による副収入を得ているのである。

「密穀三斗以下御代官、横目等承済可被下、」

「同じく密穀にても三斗以下の候得ば、元より職の事にて究民等扶持見詰に有之」（租税要略）
とある。

御石改役、脱穀方役人の中には、伊達家臣（侍）の権勢によって職権乱用の者等のあり、百姓に無用の指激を与え、不要意の内に、いたづらの摩擦を生ぜしむる者もあり。殊に、領境等にある脱石方横目に無頼の徒が多く、横暴

も甚だしく、百姓家の扶持米（公認）までも計った」と伝えられている。従って、脱穀方役人は「脱穀ダンポ」等と忌み嫌われたと伝えられる。

二、年貢

イ、概説

伊達領における年貢（租税）の賦課額等は、土地の面積及び地力によって定める段階等を基礎としているが、土地面積の計測（丈量）は、文禄年間（一、五九三）豊臣秀吉によって行われた検地（太閤検地）であり、近世初期、伊達政宗の所領となり、領内検地（耕地、宅地等）が行われる」と伝うるが、明らかでない。

近世二〇〇余年間、年貢米賦課の基礎をなせる地積は、寛永一八二九年、伊達二代領主忠宗の時に行われた寛永検地を基礎とし、さきに定むる地力の格、更に当年の作況（田地見、試刈の結果）により課役が行われている。

百姓

伊達領における江戸回米の主体は、伊達氏直領の年貢米であったことは周知の如くであるが、年貢米の殆どは百姓の納むるところである。

百姓を単に「百姓か」と言うが、御百姓、百姓、土百姓、散田百姓、水呑百姓の五段階に分けられていた事は、余り知られていない。

従って、研究が進まず、一部不明の点もある。

百姓家が耕作する土地は、百姓の所有物ではなく、単に耕作出来る耕作権の所有で「〇〇屋敷某作り」と言うのである。

更に、言うなら耕作権は屋敷に附随し、屋敷の主は殆ど襲名であるが、屋敷主、個人には耕作権が附随しない。従

って屋敷と耕地は永久不変であり、屋敷の当主は単なる継承者であったのである。（制度の初め不明）

近世初期以来、耕地の売買、分与等耕作地の移動は禁止されている。従って、水呑百姓家の継承者は依然として水呑百姓で始終する以外になかったのである。

従って、年貢米を納める者は御百姓、百姓程度と考えられている。

しからは、米の生産者百姓の生活はどの様なものであったか？、生産については、

一、一貫文の地形（水田六反五セー一町歩）三人馬一疋いて作る物と言うが、実際には五人、馬一疋を要する。夫食は人頭（家族数）によらず、草高一ノ父に五人と定めてとらすべし（に伝が多い）

と、過重労役を強いている。

そして、その食生活については、

享保一七年改

一、夫食一人一日 玄米五合づつ（正一五、八一二月合計一〇ヶ月、他の二ヶ月は麦を喰わすべし「コビリ」は畑物を用ゆ。

とあり、近世初期、政宗の制度の半分以下を認めたにすぎない。

従って、十分なる労役に耐えしむのでなく、生産量もこれに伴う状態であったろうと、推察されるのである。しかるに、宝暦一四年御定を以って、更に扶食を減じ、生産確保の為、耕作面積の割当を行っている。

一、夫食一ヶ年、一人に付米壹石六升弐合

一人に田 三反歩作の割に相定候事

但し 一ヶ年、日数三六拾四日見詰、一日米三合ツツの積を以て斯の如し、

宝暦一四年五月御定

(租税要略)

と、

又、耕作に欠くことの出来ない農馬の食料等も次の如く制限を加えている。

一、馬一疋一日大豆三合、他は山草

とある如く、まったくの疎飼料飼育を強制している。従って、農耕馬は生命維持の範囲を出るものではなかったのである。

ロ、年貢米

「年貢と称するは田租（租税）の事である

文禄二年以後、豊臣秀吉天下の土地を検し、其、貢租を均一にす。

(租税要略)

いわゆる文禄の租法是なり。

とあり、

伊達政宗、領内租税を定む、その法、おうむね文禄の旧法に據り、すこぶる折衷増損するところあり。

(租税要略)

とし、

寛永二十一年九月 年貢御定

御藏入、給分共、代方、米方にて所務仕まつるべく候事

(租税要略)

と、総て米を以て納むべきことと定めている。

(注) 代方Ⅱ代わりの物、代金

米方Ⅱ米による物納

同御定に「御藏入、給分」とあるが、御藏入は伊達氏直領の年貢米で、御本穀御藏に納入される物であり、給分は給地（給所、知行地等）の年貢米で、各村における地肝入によって処理される。

御藏入は、伊達氏直領の土地を耕作する百姓及び領内において商工業等、総て、生産業を営む者に課せられる租税で、納むる義務と権理がある。

ハ、一俵の容量

北上川舟運における第一の舟荷は米である。しかし、米一俵の容量は、治川各領（伊達、一ノ国、南部、八戸等）によって差違があり、更に、年代によって必ずしも同一と言いがたい等、異論、異説が多く一定していない。

伊達領においても、元和二年（一、六一六）年貢米一石に付き、口米、目減り分として、一升の追加（入枘）（差し米）が仰せ出れている。

更に、寛永二十一年（一六四四）一俵につき三升五合の差し米が定められている。

従って、年貢米一斗につき米三合五勺の補足が強制され、四斗五升五合入れと称される米一俵が、実質的には四斗八升五合入となり、百姓は一石には七升を余分に強いられている。

しかるに、近世後末期には、口米、欠米、合米等と称し、更に、多くの負担が課せられている。

此納諸定

運

輸

米納の法、一俵入本米四斗五升、口欠米三升五合ツツ差加へ、四斗八升五合、元に合米と唱え、差米減の見込を以て、一升差加へ、都合四斗九升五合、風そ、五斗を以て一俵となす。

(租税要略)

とあり、江戸廻米の陰で百姓は意外の負担を強いられていたのである。

二、土地の各附け

伊達領の年貢は田本代、畑本代等であるが、

土地丈量の竿は耕、宅地共に、六尺三寸を一步とし、云々」

(租法)

とし、

一、御年貢は、其地形銘に依て割合可申事

(租税要略)

とある。

更に、

地の利便、地力等によって田を五等級に分け、その平均は「一ノ毎に当り八反三畝二〇歩に当る、其の三畝以下を

切り捨て、一貫文八反並の唱あり」

(租法)

とあるが、更に、

寛文六年八月 御検地方御定

一、御検地竿、兼ねて御定の如く、六尺三寸、三〇〇歩一反、畔免の外、一〇〇歩には、拾歩ツツ可^レ為^二御用一捨^一、竿の本末焼印致相渡可申事

と、再確認している。

従って、寛永二十一年九月御定め「年貢御定」が改廃を見ず、末期に至っている。

寛永二十一年九月 年貢御定

一、前々田本代八〇文、米一石宛納候得共、為御用捨、一〇〇文、米一石宛、並畑本代六〇文、大豆一石宛の積を以、

相定候事、

と、

しかるに、年代が降り、近世後、末期に至り財政の行きつまりを見るに至り、今代等と称される附加税を課するに至った。

ホ、田地見

御藏入米(租穀、年貢米、御藏米)は伊達氏直領(直轄地)(給所以外)を耕作する者に課せられる租税米である事は前述の如くで、一定税率よって課せられるが、各年の作況により年貢米の減免が行われる。

減免の基準は、奉公所派遣の者による「田地見」(作況調査)によって決しられている。

天間屋敷与三郎の安永年間における年貢高は、表の如しである。

年 号 年貢米高 人足割当高 備考

安永3年 1石5斗2升 3人1分

〃 4 9 8 3 1 凶作?

〃 5 3 4 8 分

〃 6 1 4 9 3 1

〃 7 1 5 2 3 1

〃 8 1 4 9 3 4

〃 9 ? 欠

天明2 1 5 2 5 1

とあるが、所定の年貢高は一石五斗二升であり、田地見により減免の行われた事は明らかである。
田地見につき租税要略に

宝暦一四年五月

「此度、御田地見の格被相出候条、此末、別紙御定の通を以て首尾可有之、云々

とあるが、田地見の為、村々は多大の負担が強いられているが、それでも田地見を村々では望んでいることが伺われる。

「田地見の時、御代官、小役人等一宿に付其村々、三〇四〇貫文づつ懸候由、云々

とある。

(租税要略)

田地見につき羽黒堂村(水沢市羽田町) 讀之輔の書留めている事に

天保八年 羽黒堂村讀之輔留書

歩刈之こと

「高拾文より上は

上中下三段二而刈

拾文より下は中所二而刈

堂文より下は苧不申候事

とあり、又、柵木田村(北上市口内町)の田地見の結果につき

柵木田村

八百拾五番

字のき田 田主

田五畝五歩 万五郎

内見中毛 稲草ぶんご

株六十三

御改 九合

(注) ぶんご 稲の穂先に長い毛のないもの

株六十三 一坪当り稲株が六三

御改九合 一反穂の収穫量二石七升の見積り

へ、上 納

概 況

上納の言葉は今、殆ど聞かれぬが租税の納付である。

住民の総てに課せられた義務であり、少ないところではないが、御蔵場の上納検査が嚴重なあまり、百姓共から嫌われている。

運

年貢米の上納は、前述の如く耕地の格により、更に、田地見、試苧等の決果により、年、年に定められ、下札(納税告知者)の交附によって納める。

(注) 不作、凶作等により完納不可能の場合は、その者の所属する五人組が、その責を負された。

年貢下札（納税告知書）

年貢米（蔵入、給所共、同額）の税率は、既に述べる如く、草高一貫文の耕地の収益が米一〇石の概等で、年貢米五石を納むる定めである。

その基準は、耕地の面積、土地の格（銘）等と、田地見、試刈等により、当年の作況を考察し高指（差）出、物成小割等を定め、下れを以って納税義務者に通告している。

文化元年江刺郡羽黒堂村御蔵入高指出兼当毛御改御物成極小割帳本に

洞屋敷喜太郎の耕地と、貢納高等（七色小役）が、次の如くある（抜）。

洞屋敷

喜太郎

浦

中田七間壺畝拾九歩 貳拾壺文

川畑

下々田 八歩 貳文

古堤

下田壺畝廿四歩 貳拾文

米子田一三間壺反六畝壺歩

三七間

百七拾六文の内

上田壺畝拾歩 貳拾文

沼田下口一三間壺反六畝三歩

三七間

百七拾五文の内

下田八畝壺歩 八拾八文

高百九拾文

壺反三畝貳歩

田代百五拾壺文

畑代三拾九文

此御物成

米壺石三升

大切代七文

一、大豆壺斗貳升

一、代百六拾五文 右代方

一、代百八十壺文 いろ

一、代廿三文 ぬか

一、代拾文 受入 一せん

輸

運

合代三百七拾九文

外

一、人足耆人九分

此代九拾五文

とある。

同様の小割帳により算定された年貢米納付について高寺村（江刺市愛宕）与三郎に年貢下札が出されている。

安永五年分高村本地御義入

御年貢下札

与三郎

一、米九斗八升

一、大豆貳斗三升

一、此代五百九拾文

外

一、人足三人一分

此代百五拾五文

大内武左エ門 印

十月 宮崎 園 藏 印

桜田 虎之丞 印

とある。

従って、与三郎の年貢米は前表の如く、一石五斗二升を納付すべき所、安永五年田地見により、約四〇パーセントの減免が行われている。

御藏納検査

百姓等の上納する年貢米は、合米等を含め約五斗入の俵とし、御本穀御藏場へ持ち込む。

上納検査は吹屋で行なわれ、指し米を採り、品質を検し、更に、重量、容量等の検査（計り立て）が行なわれ合格、不合格（御嫌）が決定される。

検査は、郡奉公所又は代官所より派遣される御穀改役人（村肝入、御藏守立合）のもとで御耕取が行ない、合、否の決定等は御石役人によって決しられている。

年貢米の上納は一月下旬より一月中旬までの二七日間に限定され、更に、上納（収納し検査等は、日出より日没までと定められている。

年貢米上納

御藏入米、給分米等は、調整、容量等、総て同一とする事は、既に述べる如くであり、御藏入は、米納は最寄蔵場に直納し（租税要略）

とある如く、所定の御本穀御義場へ納め、給分は指定の地肝入に納むるの別があるのみで、納期等も御義入と異なるところではなく租税要略に

運 米納、金納とも一月晦日を限り

とある。

(注) 最寄藏場＝御本穀御藏場(別項)

給所米

記録等は概に失われ明確とはいえないが、給所米等と称されたのは、給地(知行地等)侍(地頭)などに納められる年貢米であるが、容量、重量、品質等は御藏入米と同一であり、御藏米と共に江戸廻米に供された米である。

御藏米と異なるのは、御本穀藏(御藏)に納めず、地肝入において取り扱い「地佛に供された」と、伝えられるが、詳細は明らかでない。

(注) 地肝入＝給地侍の依頼により給地を管理する者(百姓)

(二) 地佛＝地元で佛下げを行なうこと、佛受け人は、公式に許可された石問屋、米買人である。

千、買 米

近世伊達領における買米仕方は、伊達氏独特の便法であり、他に、比類を見ない良法」であり、伊達氏の善政等と評されるが、伊達領初期の如く五公五民制で、前金制においては善政と言いつたであろうが、六公四民に変わり、更に、今代を課せられ、買米金が秋末低価格を標準とせられ、更に、百姓の扶食を半減するになり、住民は代用食に、やっと生命を維持する最悪の状態にまで落つたのである。

大正年代の末、山家の老婆(八〇余才)が「天子様の御世は有難いなす」と夕空に手を合わせていた。

更に、「私(老婆)が子供の頃は、丸コ米の御飯は、年越の晩(夕食)と正月一五日の晩飯のみでした」と従って、奥郡(岩手県南地方)の山家に、買こめに応ずる程の米が有ったであろうか?

しかるに、北上川舟運の備割付所があり、重要な據点であった六日入(前沢町)文書(前沢町史)等に、備の難船により生じた糯米の交換を、とどこうりなく行っているから、買米に應ずる程の余猶のあったことは、考えられる」

と言っている。

更に、伊達氏が家臣に与えた地行地、(給所)の給所米があり、地拂(その地方で佛下げられる)の伝承がある。多少なりと住民の扶食の補いともなればと考えられているが、地拂は、総て、石問屋拂了事が義務付けられているから、住民の扶食の補にはならない。

石問屋の米は藩財政輔翼の市中米として江戸廻米に当てられている。

従って、住民扶食云々の推考は大いなる誤りであったのである。

更に、買米等は、大崎、金成広土(宮城県北部水田地帯)等の特定地域における行意と考えられていたのである。しかるに、江刺郡の山手地方等においても買米が次の如く行なわれている。

文政七年浅井村 上川御買米一組切

上納見積書上

一、米六百六拾七石二斗

内

二六石 一月一五日まで納了

残六四一石二斗

内

六〇石 太郎兵エ組 一四切八分
六一石 伊左エ門組 一四切五分
四九石 与十郎組 九切八分

運

輸

(以下九組略)

一、六四一石二斗。

内

二五七石 一月晦日迄上納

一五五石 二月一〇日迄上納

一五一石 同月二〇日迄上納

残 七八石

右之通見詰書上仕候 以上

同村肝入

文政七年十一月 市十郎

とあり、

更に、太郎兵衛組の各戸割当は次の如く、

文政七年御買米 御本金渡下一人前面附

一、金百五拾壹切

但し御村高百三貫七百七文二割並

高壹ノニ付壹切四分五毛三朱

一、金三切貳分 市十郎(村肝入)

一、金壹切七分 太郎兵エ(組頭)

一、金壹切四分 永作

一、金壹切七分 彦十郎

(以下中略)

ノ拾四切八分

(伊左エ門組以一〇人省略)

一紙

一、金百五拾一切

右之通御買米御本金 被渡下 忝人前面附を以受申上候 以上

文政七年九月 同村与頭 太郎兵エ

同 伊右エ門

同 与十郎

同 与七

同 善内

同 十郎治

同村肝入 市十郎

大肝入

只野市兵エ殿 (浅井村肝入文書)

等とあり、明確である。

運

輸

伊達領の買米は、領地経営の重要資源として、総て、江戸廻米に当てられている。

日記に、元禄年代の廻米を三〇万石余と伝え、享保一二年（一、一二七）五〇万両の利潤を得る」等とある。

しかし、その利潤と称される処は、買米のみの利ではなく年貢米を含む、江戸廻米の総てによるものである。

同一五年の仙台領米の江戸廻米高につき、幕府より詰問を受け、伊達候が「同年産米一六万八升石余」と答えたという。

最近、中央の学者等が、伊達氏の江戸廻米の総てを領内における買米による如く喧伝されているが、誤りも甚し」と、言わざるを得まい。

それは、江戸廻米に当てられた米は、年貢米と買米等であるからである。

しかし、その比率等は明らかでないが、主体は年貢米であり「古伝密要」に

「御買石致候には、其年の作毛、物成出高の内、人高に応じ相定、種、夫食を考へ引落し分、御年貢石の外は、御買石と見詰置

等、とある。

生産者百姓家の米には、扶食及び御蔵に納める年貢米、更に、地肝入によって扱かれる地頭の給所米等がある。

（注）夫食（扶食）＝住民の年間糧食米（五公五民制時では大人子供共一人一ヶ年間一石とした。制度改正により一人一ヶ年七斗と改められる。

地頭等の給所米は買米の対象に当てられているのである。（強制処置）

しかし、買米は其の年の作況を見、更に、実収高を予測するための「田地見（たちみ）」を行う事が定められている。

田地見に関しては、租税要略に次の如くある。

「昔は御田地見功者成、御役人二三人、御分領中惣毛見分に相出され、一郡の内一十二ヶ所、又は、三十四ヶ所にも歩刈致し委細改考へ、平均を以て御物成出さる前より、去年より当年は、御物成過不足の訳、大国申上候」云々

（租税要略）

とあり、生産高を第一義に定められている。

（注）歩刈＝坪刈（二坪を試刈する）

しかし、何時頃より初められたか？については明確でなく諸説がある。東北大の渡辺教授は

寛永四年（一、六二七）七月の石母田父書に

かい米の事がある。

しかし、政宗時代の買米制と、その関連は明らかではないが、後の買米仕方の萌芽であることに変わりはない。としている。

更に、買米が制度の確立期について

買米仕方が本格化するの伊達二代忠宗の時代である。

と、述べている。そして買米の方法（仕方）は古伝密要に

米御買上高秋物成にて、其高相納候様被成置早春より民望候得ば、無利足前金に被下候事故、民に甚だ益有之、誠に土民を被相之候、難有御良法に有之候、故に、

御買米宝曆中迄、往古より被遊候を、御買方成候時迄は、従上は御買米元金に被相渡候得共 民は御買米本金とは唱不申御惠金と相称申候」云々

とある如く、領民救済に意を注いでいる。

しかし、買米本金の授受には大部煩瑣な手續を要している。

元文二年（一七三七）御買未定の事

御買米御恵金渡方并拾月已後御本金被相渡候節蔵入等の品々左の通り

一、春中より段々被相渡候御恵金拝借の儀は時々御金相渡候 大肝入手前にて受取置何時誰何切拝借仕被接 壹人前切に金高、名元、口入共に書玄為指出拝借人分限の儀は肝入、細頭方にて折入吟味仕金高により口入壹人も武人も、又は、三人も其余も相玄帳面仕立一紙頭肝入並大肝入朱書其所の御直段相済次第に無拝借御蔵入可仕候 万一借人指滞候はば口入方より升石急度皆済可仕候 其上にも指滞申候はば一枚切御恵金受取候者共相口入にて返納可仕候 勿論拝借人并口入共に拝借不申者共吟味仕承届吟味仕如比々首尾候 尤水旱損不作仕候共無滞上納可仕由の品々書頭拝借人并口入共に右帳へ印形為致御恵金相済候に付右連名も肝入組頭へ拝借人壹両人も相が、御恵金納渡候節は御代官屋にて室役人見届相渡可申候、御代官出仙の節は室役人見届、大肝入并其村肝入、組頭共に引添申渡右面附帳未書にも何高拝借人、口入共に相違無之由の品々共に書頭右面附牒大肝入未書を収、御代官、室役人見届判形仕大肝入方へ相渡可申候（以下省略）とある。

しかし、現金収入のない百姓共には、またとない良法として喜ばれたに相違ない。

享保二〇年（一七三五）の頃、領内にて金壹両に、米二石四升つつ買上、此時無役前金等の法ありて、人民も其利に浴すること多かりしかば、上、下皆買未を以て良法とせしも、とある。

資料を逸し、伝承にすぎないが、地頭等の知行へ（給所）米は（自己消費分以外の米）必ず地肝入を通じ、石買人に賣り渡され（地拂）、石買人は市中買人等として江戸廻米に当てられたと言ふ。

石買人によって扱われる市中米は、官（奉行所）直轄の物ではない。

従って、市中米の収納は、官有蔵（御本穀蔵、雑穀蔵等）に収納することなく、民有施設の借上蔵等に入れられている。

江刺郡浅井村

一、御粃三百三拾二俵二斗二升

内

一、一九六俵 土蔵預人

西四郎

一、一三六俵二斗二升 同 預人

喜左エ門

右之通 文政二年常式御買の内、御粃為替を以御備被成候分レ云々 （市史村肝入文書）

とあり、買米が山間部において行なわれた場合、北上川畔の舟場（舟附場）まで陸送を要するが、柵木田村（北上市口内町）肝入は次の如く書き出している。

享保一五年（一七三〇）抜

此度願申出候は柵木田村より下門岡村舟場迄、駄賃代一駄に付て 御上より三六文一分渡下候処に道法一五里（小道）程、山坂二所、通路至って然不仕、四斗五升入、附はこび申候馬、所持仕者も無御座候故、一駄ニ付人足二人宛

にて、せおい運送仕云々」

と、暗に運賃の増額を要望している。

更に、舟場まで運搬された米俵も官有蔵等に収納することなく、附近に野積（別述）される事が多く、夜露ぬれ、その他の事故の生じた事が推定されるところであり、御蔵の貸し下げを願ったのであろう

一、此度商人村買穀被相明、上川所より穀物被相下候に？付 只今迄の道 御帶並御蔵も被借下候様に仕度由申出候段 泉屋八右々門、武田屋甚左々門申聞候付、右の趣、直に各へも相達候様にと申渡候間 其心得無意義事候はば首尾可有之候、

一、右村買穀の儀、当年切に買方可仕候、来春買は不仕候様にと兩人に中渡候て、各其心得可有之候以上、

正徳元年10月18日

とある。

しかし、川下げは艀の借り受け（慣習？）によりて行われている。

西磐井郡作瀬にて市中御買米御川下、上川御艀御雇被相廻、御下知別紙写の道 被御渡候間御艀 望被仰渡次第無滞相廻候様委細別紙の通を以首尾可有之候

右紙面我等方首尾合懸にて相渡候条御 手前写取々々早速可被指戻候以上

文化五年（一八〇八）二月九日

（写）

西磐井にて市中御買米罷成、同郡作の瀬にて御拵方罷成、同所より直々取納川下罷成候得ば（以下略）（村肝入々書）

とある。

しかし、買米運送も所々に舟航の難所を有する、北上川舟運に依存せざるを得なかったから、絶対事故等がない」とは断言出来るところではない。

北上川による為登米

為登米別（江戸廻米）が廃停されてから、わずか一〇〇余年にすぎないが、伝承もつすれ、殆ど、明らかでない。

しかるに、近時北上川舟運、江戸廻米等として出版界をにぎわしている。

しかし、その多くは北上川を知らぬ他地方の人（土地感のない者）が、資料入手困難、により実態を把握せず、痕跡調査等も不充分のまま、他の河川における例等を基礎とし、北上川舟運史に該当せしめようとする無理が、誤りに誤りを重ねる原因と憂慮されてならない。一例を挙げれば、近著に「江戸廻米の主体は伊達氏の買米がその総て」と断言するものもある。

北上川舟運による伊達氏の江戸廻米の実態は、御蔵入地の年貢米（租税米）であって買米はその補足であり、多くは、大崎地方であり、石巻に集荷されているが、江戸廻米の総てではない。

（注）北上川舟運は、南部藩の江戸廻米の為開かれた」とするものあり、誤りも甚しい。

（二）北上川舟運の花形は、八戸藩（南部氏）の江戸回米」と論ずるものあり。誤りも甚しいので附言する。

又、江戸廻米

運

鹿又より石巻に至る新河道が完成し、石巻が河口港として開港されるのは、既に述べる如く寛永二年である。しかし、開港と言うも、風土記書上等に、先年は御穀船、海舟と申者無之」（書上）等とある如く海上航行の船等

はなく、造船施設等も無かった事は明らかであり、市史等も江戸廻米等には、十五浜の船が利用されることも」云々としている。

舳舻て遣欧使支倉之右衛門の乗船も、向井将監を総奉行とし、月浜で造られている。

造船総奉行 向井将監

お船奉行 秋保刑部頼重

河東田縫殿親顯

公儀大工 与十郎

水手頭鹿之助

誠之助（市史）

等とあるが、領主政宗は、更に、

藩内造船の隆盛を策し（中略）関東、関西地方の先進地より優秀技術者」云々

等と市史が言う如く、多くの技術者を召抱えている。その中で（市史）

著名な船匠に中村助太郎定春がある。

としている（同）

中村助太郎（庄右衛門）は、寛永一二年（一六三五） 石巻開港後一〇年目、仙台藩に召し抱えられ、湊（石巻市

湊町）に住し」云々

とあり、風土記に

品替御百姓 中町屋敷

中村庄右衛門定春

御座舟棟梁役

御舟横目大工棟梁役

とある。

更に、

往古（寛永以前）は海舟大工と申者無之候処、是又庄右衛門（助太郎）罷下り候以後」

海舟、御手船、江戸、銚子元御運送（江戸廻来）成置候故、仕上申候事（風土記）

（注）往古＝寛永一〇年以前

庄右衛門＝中村助太郎定春（政宗の命により改む

とあり、伝うる墓志に

中村庄右衛門（助太郎）定春 寛永一二年來仙台、性有器局 貞山公（政宗） 拳為造船棟梁兼取締 賜金之両

俸六口 住石巻。」云々。（市史）

とある。

輸 運

従って、石巻が港として繁盛するに至ったのは、川村孫兵衛による北上川の新河道開削が完成されたのが、寛永二年であり、中村庄右衛門が石巻において造船の業を興したのが一〇年後の寛永一二年であるから、更に、後年で、名振浜の永沼氏が大肝入に転じた寛永一五年（一））には、北上川舟運の起点、並びに、江戸廻米の基地が、完全

に石巻に移っていたと考えられるのである。そして、その繁栄ぶりを、市史等は出入船舶によって次の如く考察している。

正徳四年（一七一四）調

石巻港における御穀船（海船）は実に一三九艘の多きを等し、

北上川筋の平田舟は一五〇（文化文政代）艘とある。

としている。

（注）平田舟＝艀

（伊達領艀、上川九六艘、下川？

上川＝狐禪寺より上流

下川＝宮城県大泉より下流

（南部領艀＝凡半五五艘）

等

（一）の三、舟 船

い 概 説

北上川沿岸村々の書き上げる風土記等には、多くの舟形が書かれてあり一定していない。

それは、川中の広狭、流れの緩急、用途の別等がある。従って、長江、北上川の舟は多種多様にわたる事は当然である。

北上川舟運用として高瀬舟の導入も伝えられるが、河流に適せず短期間で廃止され、運航記録等はなく、伝承も残されていない。

従って、北上河舟運の主役は艀であったことに誤りはないが、大別して為登米専用の艀、

即ち、御穀艀、半役艀及び商艀の三様があり、御穀 は、為登米（江戸廻米）専用であり、半役艀は御艀肝入の指示に従い為登米運送を行う義務があり、販り舟（登り舟）には商荷等を積む自由を有する艀であつて所定の船税の半分を納める艀であり、商艀は税金（船税）を納附し、運送貨を得る目的で、為登米と、商荷等の運送を行う艀であり、積荷の制約は受けない艀である。

ろ、為^{ほせ}登^あ米^{まい} 舟

北上河舟運に用いられた舟に、艀、高瀬船の二種があつた事は、概に記する所であり、重述の要はなからうが、「艀」は国字のためか？一般に知られていないが、和名抄に

艀（艀）

和名類聚抄に曰く「和名に言う、艇薄くして長きものを艀と言う」 通船のひらた、「艀」俗名比良太。俗用、平

田船。

とあり、又、

ひらた（艀、平田）

底の平たく、浅い、細長い川舟。平田船。

等とあり、更に、

「船、四、五艘、平田船など具して、難破の辺に行きて」（今昔物語）とある。

運 輸
北上川舟運においては、使途によって、御穀艀と商艀に分け、御役（税金）無し舟と御役船の別があり、古法に準ずる制度「船役」の中で、

奥筋川通、無御役船、高瀬舟 御穀運送御用間の砌。

とあり、御役船に関しては、

商船 一艘 御役舟百石以下（五〇石銘）

かつこ舟 一艘 代物返 水上御役舟

〃 舟 一艘 無御役

右之通御座候 以上

同村（母体村）肝入

文化八年三月

幸藤 ⑨

大肝入（盤井郡東山）

鳥畑源太夫殿

（肝入文書）

とがある。

更に、積荷量により、一八〇石積、一五〇石積、一〇〇石積、八〇石積その他に分けられている。（別項）

御役舟（商船）に課せられる御役（税金）には船役（舟税「物品税」と帆役（利用税）

が課せられ、租税要略も「二重の税を課するの姿をなせり」としているが、

船役

船一〇〇石より、二〇〇石以下、本代一〇〇文宛」（租税要略、抜）

帆役

一、帆役（帆柱）一丁立 本代拾文

一、〃 二丁立 本代一五文

一、帆役 四反帆 本代三〇文

一、〃 五反帆 本代五〇文

以下略

と、低税額を課し、保護政策を構じている。

（注）高瀬船の導入と言いが、伝承もない。

しかし、航行等は御穀船と同様に御穀改所によって統制された事には変りがない。

は 舟 船 造 立

御 穀 船

嘉永七年高寺村（江刺市愛宕）卯兵衛は次の如く造替を願っている。（近世後末期には、新規造立が殆どなく、造替、修繕等が主とされている）

乍恐 奉願上候御事

江刺郡高寺村御船主

百八拾石積 無御役

西兵衛

一、御穀船 壹艘

右之通御穀船所持仕り御穀御運送罷在申候処、別而汚損通用可使用無御座候間、此度、新規造替仕度奉存候
右造願之義は御船造作之者共より段々無心仕心懸罷在申候

釘鏝之義は古釘、古地金等打ち直し相用い不足之分は御村通帳を以て御鉄問屋より相調相用候様可仕候

運

輸

尤古御焼印は始末仕置、新規御焼印御相渡し被成下候砌り指上候様可仕候
依而、古御聞判指添^②連判を以 奉願上候以上

高寺村願人

組頭 西兵衛[㊦]

嘉永七年八月 同村 肝入

伊惣治[㊦]

大肝入

松川松兵衛殿

とある。

願い出しは、回船を廃し、代わりの新船を建造するものであるが、「板材義は御備造作の者其より段々、無心仕り
云々」とある。

(注) 段々^②次第に

無心^②貫い受け

更に、母体村(前沢町母体)権太郎は、特舟(艀の大修理を次の如く願い出している。

乍恐口上書を以奉願候御事

東山母体村、艀主 権太郎

一、御本帳附艀 壹艘

但 百八拾石積

同郡同村

与四右エ門

一、同

壹艘

右同断

右之通 拙者共二被相預先年より當春中造御石御運送御首尾能相勤罷在申候処 右艀至而大破 当新石より御運送可
仕様無御座候様

只今之内作替仕度杉松之内近村御定申候処

太木所持仕者無御座、何様に義相調可申様無御座 遠方ハ可在御座候得共 左様ニ而は過分之入料相懸り困窮者何
様ニ茂作替可使用無御座無據奉候間東山母体村之内こ、う藏御林ニ而面松三尺より三尺五寸迄之内御山林御直付を以
被拂下候様被成下度奉存候

左様候得バ近所之儀ニ入料義入懸り別面相痛不申作定相続御運送仕候条 御吟味被成下度奉願候
御艀壹艘分之木数大艀指積り別紙書立差添奉願候 以上

寛延三年 東山母体村御艀主

七月

権太郎[㊦]

同郡同村

与四右エ門[㊦]

同村肝煎

五郎七殿

運

輪

同町仮検断

万兵工殿

六日入御船肝入

浅石工門殿

右之通近村ニ而太木調兼遠方ニ而相調候得バ兼而困窮者共別而相痛無據品々
成下度奉存候
申出候間如斯申上候
右願御吟味被

以上

同年同月

東山母鉢町仮検断

万兵衛 ㊦

同村肝煎

五郎七 ㊦

六日入御船肝煎

浅石工門 ㊦

大肝煎

島畑兵太夫殿

右之通 願申上候間御林之松木御直付を以て御拂被成下 艀作替御穀運送仕様御吟味被成下度 別紙木数書出共差添
如斯申上候以上

大肝煎

同年八月朔日

島畑兵太夫 ㊦

伊 甚兵衛様

右之通 願出申候条 如願之御直付を以て御拂被成下候様御吟味被成下度候 以上

同年六月

伊藤甚兵衛 ㊦

木齋殿

とし、主要資材の取得に当り同村内の御林よりの拂下げを願っている。

(注) 近世中後期等における北上川舟運の艀は一八〇石積が主体である。

(二) 用林取得における「無心」は書類上の事で、秘かに伐採が行なわれていたのである。

艀別寸法

艀の大きさ等は、容積によって区分されるが、殆ど、大2間尺と称される方法によって算出され、舟大工棟領以外には知る所でなく、伝啄によれば、舟底板の長さ、舟底の最大巾、深さ等によって定まると言う、散見する資料より各容積の寸法を集記すれば、次の如きがある。

(注) 北上川の水深四尺を基準として艀が造立され、舟荷を満載する時、水面上に見える部分は「こべり」六〜八寸のみである。

御穀艀 一八〇石積(三五〇俵)

長さ六五尺 (約一九、五米)

幅 一六尺五寸(〃 四、九五米)

運

輸

深さ 三尺六寸（〃 一、一米）

御穀罌 一五〇石積（三〇〇俵）

長さ六五尺五寸

幅 一二尺六寸

深さ

御穀罌 一〇〇石積（

長さ四八尺五

幅 一〇尺八

深さ

商罌 一五〇石積

長さ三尺五寸

幅 一二尺

深さ四尺

商罌 一〇〇石積

長さ四八尺五寸

巾 一〇尺八寸

深さ

商罌八〇石積

長さ四尺五寸

幅 九尺二寸

深さ

小罌 五〇尺

長さ四〇尺

幅 六尺

深さ 三尺

等とある。

輸

資 材

北上川舟運の殆どが罌によった事は、概に述べる如くであるが、伊達領における罌の所有、運営等に、他と異り、総てが住民によって行なわれている所に特色がある。

従って、伊達奉行所は課役、課税以外に何等関係するところがない。

例えば、伊達法禁、その他の規正に、凡そ、二五万字を費しているが、舟運及び船舶、罌等に関しては、租税要略

に課税に関し、規正するところが、二〇〇〇字にも及んでいない。

その他、伊達奉行所の関与するところは、御石改所を配置し、脱穀と出女、入鉄砲を取り締るのみである。

艀造立に関しては、主要資材につき政宗は寛永三年（一六二八）二月二八日 御文書

一、新舟之材木、古舟つくろいの材木、其所於近所、雜木入次等にさら世候而、そのところの庄屋、肝煎に数をとめ切手を可相渡事

とあるが、天保五年（一八三四）伊達右近家中高橋幸助は、

杉木 三本

但し五尺五寸廻り

右之通高寺村（江刺市愛宕）御艀主重郎右エ門方へ御艀御造替ニ而 我等抱地之内より杉木三本無相違相拂申候以上

右近家中

天保五年九月 高橋幸助 ㊦

と、艀用材の切り出しを報じている。

しかるに、天保一二年高寺村（江刺市愛宕）伝四郎もまた、さきの西兵衛等と同様、艀の補修に当り「手持材云々」と、書き願い出している。

乍恐奉願上候御事

江刺郡高寺村

伝四郎

一、御穀艀 百八拾石積 壹艘

右之通 御石艀所持仕御穀御運送罷在申候処 がわ通り別而古損 通用仕兼申候間 右船造作仕度奉願候 造板之義ハ御穀艀造替之者共より残板等無心仕 段々心懸罷在申候

釘、鋸之義は古鉄、古地金打直し、不足分は御村通帳を以 御鉄問屋より買調相用候様可仕候 尤 古焼印の義は始末仕 新規御焼印御打渡し被成下候砌 指上る様可仕候 依而 右御聞判指添 連判を以て如此奉上候

以上

天保一三年 高寺村 御艀願人組頭

二月 傳四郎 ㊦

同村 肝入

義 藏 ㊦

大肝入

菊池悦藏殿

右之通願申出候間 如願之被成下度 古聞判指添 如此申上候 以上

同年 西方大肝入

同月 菊池悦 藏 ㊦

東右エ門様 ㊦

忠 吉祥 ㊦

とある。

運

輸

此の場合前者等より、「残材無心云々」としているが、船大工棟領小田島等古翁は、

舟材数量 櫓（一五〇石積）一艘分 木材

一〇石見込み（口伝）

（間口八間、奥行五間草葺一戸分と同じ）

と、更に、家殿建築用材と異り

太く、伸びの良い杉木で、割れの悪い粘性の強い木質等、

と言う。

（注）北上川右岸地帯に生育するもの等、

しかし、櫓の新造、修繕に当り作成された設計書、設計図等は殆ど書くことなく、船大工棟領の経験と感によって施工され、記録は皆無である。

船大工棟領小田島翁は「多少の相違はあるが、櫓条目の挿絵が唯一であろう」と

櫓の積載容量は敷長（底板の長さ）と敷巾によって定まる。

施工は、棟領、家大工一人（家屋建築大工）等、四―五人の職人で、約五ヵ月程の日時を要している。

馴資材、鉄物につき願出しは、

「釘、鋸之義ハ古釘、古地金等打直し相用、不足分ハ御村通帳を以、御鉄間屋より相調候様可仕候」云々
とある。

小田島翁の口伝によれば（南部櫓）櫓（一五〇石積）一艘につき鉄金物、約八貫匁日（三〇匁余）余
と言う。

更に、願い出しには古鉄打ち直し等とあるが材質が悪く、使用に耐えず、ひそかに新鉄と替えている。

それは、御村通帳による買求が殆ど不可能であったからである。

母体村（前沢町）肝入留書に先年諸舟（渡し舟を含む）八艘を造り替え鉄材を過剰に消費せるの故を以つて、御鉄
買方御村通帳を三ヶ年間、ノ切（差し止め）処分を受け鋏、鎌等の作り替もならず、農具を不自由し、百姓が迷惑し
た」とある。

寛政五年四月 母体村仮肝入幸作書上

東山母体村地鉄買方御通帳指上候 ノ切申受候儀 被仰渡奉承知候」云々
とある。

以上の如く資材の総てを嚴重に拘束されながら、御穀櫓が造り替えられ北上川舟運の櫓が確保されているが、その
殆どは、古舟の修造等であり、更に、用途変更により、商荷運送に頼ずるものもあり、近世後末期には北上川舟運
（御穀運送）の末期的微候を見るに至ったのである。

住民の願いにより、その資本と努力によって造立される櫓が、住民の所有権及び運営権のあった事は当然である。
従つて、伊達領における北上川舟運は、住民によって行なわれたと言っても過言ではあるまい。

伊達奉行所の末端的、出先機関とも言える代官所は、焼印を押捺し租税の対象として櫓を認め、櫓割付所役人（後
には、川肝入）の指示を以つて統制づけ、運行せしめている。

附 明治維新後は

一、百姓共所持の船、等々監察係巡回相改。

商船並漁船共、役金召上候事

と、大政官布達を以って、租税を徴している。

艀 数

式内社石手堰神社（二、官大明神）の社伝では、北上川航行の艀の安全を祈禱し、九〇余枚の神札を毎年献上す」と伝えるが、上川に同数の艀が運航されているとは限らない。

それは別項で述べる如く艀は純然たる住民の私有物件であり、運営を嚴重に規制されてはいるが所有者の財政的変動から所有後の移動を生ずることは、やむを得ぬ所である。

乍恐奉願候御事

拙者所持仕候御石艀百八拾石積壹艘、此度迄欠金等之滞も無御座御首尾 御石御運送仕候処、内々困窮仕御艀相續可使用無御座候ニ付、此度双方勝手を以、江刺高寺村御百姓卯兵衛方江相遜申度奉存候、右御艀之儀ニ付、遜受人指滞之義御届候ハ欠金等之滞も御ざ候ハゴ受人之者共急度弁上納可仕候、為其、受人相定申上候条、如願之被成下度、右聞判指添 連判を以、如斯奉願候、以上

下伊沢姉鉢村右御艀遜人

文化九年十一月 治四郎伴当時人頭

治四郎 印

江刺高寺村御百姓右御艀遜受人

持高百八拾四文人数六人

兵衛 印

とある。

安永風土記には艀所有者の村々が、一八ヶ村（上川）にも及び保有船数一〇七船にも及んでいる。

艀所持村

郡名	村名	御穀艀	商艀
磐井東山	小島 赤生津 母体	一 一 一	一
西岩井	中里 作瀬	一 六	一
胆沢	目呂木 上麻生 六日入 上姉体 下姉体	三 五 三 七 二	一
	瀬呂野 跡呂井 下河原 北下幅 黒石 田義山	一 一 一 一 一 一	一
江刺	二子町	二	一
高寺	一一	四	一

等である。

半 役

半役船は所定税額の二分の一を納め、下航は為登米を積み、御穀船と共に運航し、帰り船（登り）には商荷等を積み、商船（所完税を納むる船）同様に扱われることは既に述べる所であるが、税額等に関し、伊達租税要略は

船役

一、船水上役

一、船舟 百石より、式百石以下、本代三〇〇文ヅツ

一、奥筋川通 無御役 船 高瀬舟御石運送、御用間の砌

商物積方仕候御役、本代百五〇文

帆役

一、帆役 一丁定 本代拾文

とし、船役及び帆役の二税が課せられているのは、享保一二年の御渡しと同様である。

(注) 一丁定＝帆柱一本、

享保一六年二月被仰渡候事

御分領中諸船御役被召上候御定之事

一、船船 百石（積）より式百石（積）迄は三百文ツツ

一、船、高瀬船共に百石（積）以下式拾五石積迄 本代式百五拾文ツツ

一、船、高瀬船 壹艘中梁間ニ而六尺二寸以下 四尺八寸迄本代百文ツツ

但 右三口船 高瀬 自分世船 高瀬より斗前書之通御役召上可申候

阿武隈川通りは只今迄之通御役召上

奥筋 川通船 高瀬分は御役相除可申事、

とある。

安政二年高寺村（江刺市愛宕）金七は次の如く願ひ出している。

御役金御定引合

平渡豊治 印

乍恐奉願候御事

江刺郡高寺村御百姓御石船主

金 七

一、御石船 百八拾石積 壹艘

此半御役金粉四分四厘壹毛

右之通半役ヲ以て萬御石御運送拂以後 上下間合空船繫置候節ニ限り商物積入 商船同様運送仕候様被成下度奉願
輪 候 御石船之儀ニ御座候間御船方吟味仕候処 前書申上候通り上下間合 空船繫置候節之義ニ而指支申議無御座候
依而御役受合人相定申上候条如願之被成下度拙者共連判を以如斯奉願候 以上

安政二年 江刺郡高寺村御百姓

八月 御石（穀）船主願人

御百姓親類

金 七 印

同郡同村役

組頭 御役受合人

上川御船肝入

甚三郎 ㊦

江刺郡高寺村肝入

千葉兵太夫 ㊦

伊惣治

大肝入松川松兵衛殿

とある。

しかるに、近世後末期に降るに従い、有休船の活用に着目したか、御穀船の半役転換が多く見られるに至った。
文久二年、高寺村伝四郎も御穀船（一八〇石積）の半役を願い出している。

御役金引合

河東田崑石工門 ㊦

乍恐奉願上候御事

江刺郡高寺村御百姓御船主

一、御石船百八拾石積 一艘 傳四郎

此半御役 金粉四分四厘一毛

右之通半御役ヲ以 萬御石御運送拂、以致、上下間合、空船繫置候節二限り、商物積入商船同様運送仕候様被成下
度奉願候云々」

とある。

□ 商 船

商船（商船）四艘が基地（母港）としている舟場（河港）は下川原舟場以外にはない。商船は御石船より小型と

言うのが通説であり、天保年間、高寺村（愛宕）善兵衛は、次の如く商船（下川原舟場所属）の新規造立を願い出し、

乍恐奉願上候御事

五拾石積 長さ 四丈 江刺郡高寺村

一、小船 一艘 幅 六尺 御百姓

高さ三尺 善兵衛

此被役 金粉七分三厘五毛

右之通 此度新規造立、御役上納渡世仕度奉願候間、如願之御吟味被成下度奉願候云々」

とある如く、小型船の新に願い出して許可せられ運航している。

これ等（商船、半役船）の船荷は、主として岩谷堂問屋街の商荷である。

岩谷堂町は、古河町（宮城県）に次ぐ問屋街で、仙台以北第三の商業都市で、仙台御城下二日町等で仕入れた商品
を、北上川舟運（石巻経由）によって移入し、胆沢、磐井（東）、気仙郡等の消費地へ、衣料、薬種、乾物、その他
日用雑貨等の供給問屋街として繁盛した所であり、又、商船の降り荷として紅花、カラシ菜實、乾物、タンス（瓦市
へ）等である。

運

（注）移入衣料品の品目に、綿、綿絲（繰絲、縫絲）ばろ、着ぬぎ、太物、呉服等の別がある。

ばろは端ぎれ、その他を反物一反分に取り纏めた物

着ぬぎⅡ古着

太物Ⅱ木綿織物

呉服Ⅱ絹織物、メリヤス等

等に分けられ、小売店等も品目別である。

(附) 取扱店の別

ぼろ、着ぬぎ等は古手店、古手屋太物は林綿だな

呉服は呉服だな、呉服屋

ほ 運航(艀割付)

山の内(狹窄部) 九艘、上川九六艘と称される艀の休泊は、殆ど、艀主の居住する舟場(河港) 附近仮泊され同一地域に集注休泊でない。

従って、艀船頭共による自主運営等は困難であり、為登米の円滑なる運送の為には艀の統制が絶対であった」と推定されるが、初期の運営は明らかでないが、川絵図等によれば、六日入(胆沢郡前沢町)に艀割付所が置かれていた?とは明らかである。

山の内(狐禅寺狹窄部)の艀は、上川艀と別途に運営され、上川艀割付所の支配を受けるといえない。

山の内艀肝入初期等については明らかでないが、安永風土記に

享保九年正月御艀肝前仰渡

八代 検断 喜左エ門

御艀肝入

九代 検断 六郎兵エ

宝暦二年七月(八代日死亡に付?御艀肝入被御渡)云々

と、八代目喜左エ門が享保九年(一、七二四)に、同艀肝入を仰付けられ、以後、明治維新に及んでいる。

上川艀の運営は、

宝暦 年代北上川航路図 (毛利コレクション)

六日入村上川御差御船割付所

と、六日入村にあり、艀肝入大室屋敷(鈴木)浅右エ門によって運航支配が行なわれている。

同艀肝入に同じ、安永風土記に、

大室屋敷 久兵エ(七代)

同人義 北上川通御石艀肝入 祖父代より

被仰付相勤候

(注) 大室屋敷久兵エは六日入御本穀御藏守である。

大室屋敷(七代目) 久兵エの祖父は、延享、寛延年代の人。

大室屋敷六台目浅右エ門明治七年卒

しかるに、文化一〇年黒岩村下艀屋敷幸作が、江刺郡西大肝入に任せられるや、その子兵右エ門を川肝入としてい

運

輸

黒岩村 兵右エ門

右同人義此度御郡方江義為御伺合之上、御川肝入被仰付候条、御川通 無之様相勤可申候、依而下門岡村より黒岩

村東山村境迄、北上川片瀬片川御自由御川之なし小漁被相免候間右首尾可被中候 以上

戌ノ二月五日

又左エ門

(文化一一年)

久兵エ

甚右エ門

茂木藤太夫殿

高橋新十郎殿

とある。

しかし、川肝入が、髷肝入に代って髷の運営を行うに至った詳細は明らかでない。

しかるに、文政年代以降の記録は総て、髷肝入等とし、自宅を上川髷割所としている。

文政四年一二月四日 御髷肝入兵右エ門

〃 七年 上川御髷割所

〃 一二年 同

天保三年正月二〇日 上川御髷肝入所

同 三年 上川御髷割所

〃 御髷肝入千葉兵太夫

文久二年 〃 千葉兵右エ門

文久二年六月一八日 〃 〃

(下髷文書より抜)

等とある。

川肝入兵右エ門は、総ての髷が、平等に就航出来る様、上川髷、全部による輪番制に改めている。
従って空船廻航の無駄、不慣れの舟場による事故等の多く発生せる事が伝えられる。

(注) 上川髷の運行は、古来黒岩の川肝入の指示による如く誤り伝えられるが、近世末期の一時期である。

しかし、六日入割付所の廃止については明らかでない。

(一) 附伝承 (一) (薄衣御本穀御藏)

薄衣御本穀御藏

薄衣御本穀藏は、規模等の大きい蔵場でない。

しかし、上川最下流(天和二年以降)に住置し、更に、河港をして船附が良く、上、下航の船の多くが休息等の場
とせる為か? 知名度の高い蔵場であり、河港の地であつて、地方史等に、

仙台藩米の移送に、薄衣の藩藏から藩米を船で石巻まで運搬し、帰には塩を運び帰った」云々
とあり、そして薄衣町の開町を中世後期永亨一二年(一、四四〇)としている。

薄衣町場史考(薄衣の曙史考抜)

下宿まち場

永亨一二年下宿取移

寛永六年まで風二〇〇年間

と伝えている。

更に、同御蔵場の開設は古く、最初の地は本町と地方史は伝えている。

向本町まち場（月の坂下）

寛永七年より寛文二年まで

三二年間 一七軒

とある。

従って、同御蔵場の開設は寛永六・七年頃（一、六二九―一、六三〇）であろう。

（注）向本町^{しもまち}向、本町

一七軒^二御蔵場に附随する下屋敷であろう。

しかし、同所は低地であり、洪水の被害を蒙る所であり、御蔵場の移転が行なわれている。菊地家文書に、薄衣御蔵、明暦元年に本町より道場へ御本穀蔵御立替成」おそれ候事云々とある。

従って、明暦元年（一、六五五）二〇年余にして字道場に移転されている。

しかるに、佐藤家、文書等は、御蔵場の移転に伴ふ町場の困窮を次の如く伝えている。

本町より道場屋敷伊兵エ内へ、明暦元年御立替、右二付、町場連々困窮、（佐藤家文書）と、

更に、米倉家文書に

元は日之坂町裏口相立てられ候処、明暦元年道場屋敷伊平屋敷之内へ御立替遊ばされ候に付、町の者共連々困窮仕り寛文之年六願上げ町裏へ御立替成され候。（米倉家文書）とある。

遂に、三払を願ひ出し、三度移転するに至り、寛文六年（一、六六六）町裏（西方）、北上川左支砂鉄川合流点附近に移築されている。

新御蔵場、町裏附近の歴史を地方史等は、次の如く伝えている。

古くは、一、七〇〇年前源頼義父子が安倍氏征討のとき小舟でこの川砂鉄川を遡った」云々としている。

（注）川崎棚の戦は、天喜五年であり、九三〇余年前であり、編年に誤りが多い。

更に、砂鉄川の現況は水深が浅く小舟の遡上も困難である。

御蔵場跡に關し、又、地方史に云う

今尚仙台御蔵場趾が残つて居り、之は二代忠宗の命によって、明暦二年仙台藩の米穀倉庫として建てられたものであり、北上川端肝入が配置されたのは享保九年からであった。云々

とあり、又、別資料にも

薄衣まち検断喜右エ門が、御端肝入に任命されたのが、八代喜右エ門の享保九年正月で、それ以後引続代々勤務することとなった。

としているが、享保九年（一七二四）以前については明らかでないが、他の御蔵場と共通の運営が行なわれたことは明らかである。

しかし、明治維新と共に新機構による運営となり、更に、蒸気船の就航により、まったく運営が一新されるに至った。地方史は次の如く伝えている。

明治一八年 始めて蒸気船が来た。汽船は三艘で、会社組織で北上会社と呼び、本店は石巻にあって、町船場には橋忠廻送店という支店があった。

船の名は北上丸、宮城丸、交通丸があり、

明治三七・八年頃には石油発動機船が航行する様になり、

大正一四年大船渡線の開通により、蒸気船、石油発動機船も陰をひそめ云々とある。

(三、伝承)(二) (下川原御本穀御藏)

下川原御本穀御藏

下川原本穀御藏は、正保二年（一、六四五）江刺郡南半分の地域における伊達氏直領の年貢米を収納すべく、江刺郡水沢市黒石村字内堀に設けられたのが始めである。

当時の御藏守は葛西氏の残堂佐藤宗信の孫四郎左衛門である。

後、万治二年江刺一圓の年貢米収納の御本穀藏が下川原に設けられ、御藏守には四郎左衛門の孫、佐藤二郎三郎が仰付けられ元禄一一年転住し勤務している。

以来二〇〇余年、御藏守八代目義四郎卒去により嘉永末改役となり、数年にして維新となる。

(注) 下川原御本穀藏の規模等「北上川」第六輯参照の事。

年貢米上納

一、年貢米の道

北上川舟運を語る時、年貢米の道を明らかにしなければならない。

往還松前街道（国道四号）等の主要道路（往還）に里塚（一里毎、（四杆））が築かれたのは慶長九年と伝えられる。

(注) 松前街道＝奥州道中又は奥州街道の延長であるが正規の名称は不明、松前街道の称も同じ。

江刺郡内の主要道路（脇往還）にも同様の塚が築かれている。（築送は松前街道より後年であろう。明確でない）

江刺郡内の里塚の基点は、松前街道多賀の七里塚（水沢市字多賀）であり、二杆程北上し、同市佐倉河字十文字で右に分かれ、（元禄五年建立の進分石に「右さし道」とある）北上川の源を経て、一・五杆程、北東に進めば高寺村（愛宕）の七里塚（俗地名）に至り、更に、東北に四杆程して岩谷堂町南町に至る。

化政期の作同と伝えられる伊達領誌道路絵図に、江刺七道の基点とし、浜街道幕府巡見使の道（浜街道）は同所より東行しているが、年貢米の道は伊予方面より、同村柘和（伊予）梁場（藤里）二重坂（同、玉里）等を経て逆に西行している。更に、年貢米の道は、岩谷堂町川原町裏土橋をわたり、高寺村の七里塚を経て下川原御本穀藏に至ったのである。

輸

運

人首道

人首村東方面の者は山本、長下等の塚（里塚）を経て西行し、人首町で大内沢通りより来る者と合し、「馬はせ」

の七里塚、角掛（玉塚）六百刈田塚等を経て更に、西行して、次丸（玉里）にて野手先町等より来る者と共に岩谷堂町を経由し来る。

口内道

口内方面の者は、上口内千刈、柿ノ木（広瀬）、石関（広瀬片関村境）塚を経て松長根を南に降り来る。
猿沢道（東山道）

猿沢道を逆に北上する大田代、小田代（田原）等の者は石山村（田原）で黒石道に入り、みその橋（愛宕）おうおか橋（同）をわたる。

下門岡道

下門岡（稲瀬）方面等、郡の西部からは、押切、中島等（稲瀬）を経て高寺村（愛宕）にて広瀬川の新川橋を経て、共に、下川原御蔵へ来る。

黒石道

黒石村（水沢市黒石町）江刺郡であり、下川原御本穀御蔵に上納すべき地域である。

しかし、陸路の整備不十分であり、旦、遠距離の地であり、下川原御蔵に上納の記録も伝承もない。

従って、黒石御蔵場の廃止以降、便宜上、六日入御本穀御蔵に納入していたらしい。

そして、文化年頃より西方大肝入千葉幸作の蔵に納められ、仮説の船附場より積み下げたらしい。

従って、黒石村の年貢米は、下川原御蔵において取り扱った記録がない。

年貢米の道、黒石道は黒田助村を始め、鶯沢、田義山、羽黒堂村等において通行し、猿沢道と共にみその橋を経由している。

附 西方大肝入下耕屋敷幸作が、大肝入を仰せ付けられたのが文化一〇年であり、その子兵右エ門が川肝入を命じられ、上川端配所の実権を握るに至ったのは文化一一年であり、上川端の運営が、自らの掌中にあつたから自家の蔵を使用したのであろう。

しかし、蔵の転用は同家記録で明らかであるが、奉行所等の伝許を得るものでない。

二、駄送

年貢米の運送は大田代、伊手、人首、野手先、口内等より下川原御蔵場まで、いずれも二〇余軒の遠地である。

従って、農馬に五斗入俵（上納規格）二俵を積載すると過重となり、さりとて振り分けて一駄とすれば軽く、所定量を運ぶ為には日時を要する等の事から生じたのであろう、江刺の山間地帯では三斗五升入二俵を以って一駄とする習慣がある。

しかし、呟詰では年貢米として上納されない。

その為、遠村では下川原に宿を依頼し置き、呟入で持ち込み、俵に詰め替え納入するまでの一切を依託している。後には、中継宿と称されている。

(注) 中継宿 垣根佐々木家文書、及川家文書残欠等による。

江刺の三橋

江刺郡内の年貢米は、総て、下川原御本穀御蔵へ上納する定めである。

従って、下川原に通ずる道は、租税上納の道と言えるのである。

安永風土記「二子町村の条に、

「村より下川原御蔵場への道」とある。

道 一筋

村（同じ）より下川原御藏場道、石山村境より田谷村境まで、（安永風土記二子町村）とある。

その他の道も多くは租税の道であるが、殆ど忘れられ、只、経緯発展の爲の道と考えられ、下門岡村より三照村を経る道が南部玄道道と、口内方面より広瀬、倉沢等を経由する道を南部花巻道と呼び、野手先方面より玉里を経て岩谷堂町に入るを南部士沢道とし、人首町より玉里を経て同じく岩谷堂まちに入るを南部遠理道とす。

伊手より義里を経由し岩谷堂まち、そして、更に下川原御藏場に至る巡見使の道を気仙街道、浜街道等と呼び、大田代、小田代、原体等を経由し来る道を猿沢街道等と称している。

しかし、南部立花、花巻の二道は高寺村（愛宕）において広瀬川に架かる新川橋を経る。

橋 一ツ

新川土橋 長一六間
年横二間年

（安永風土記高寺村）「注」広楽川

又、気仙道、猿沢街道等は二子町村（同）で人首川のみその橋を経る。

中里

土橋 一ツ

村より岩谷堂町並二下川原御本穀御藏場への通路。（安永風土記二子町村）「注」人首村

同道は、更に、田谷村（同）で古川に架かる、おうおか橋をわたり西行し、字海老嶋入口の三叉路の進分石に至る「左下川原」とある。古川原御藏場への案内である。

南部土沢、同遠野道等は岩谷堂まちの内にて人首川に架かる土橋を経て来る。

橋

川原町裏

土橋 長二二間
横二間半

片岡村之内、岩谷堂町より村々への道（安永風土記片岡村）

とある。

みその橋、おうおか橋、新川橋等は、江刺の三橋と称され、下川原御本穀御藏場の附属施設として勘定奉行の所管に属し、修築等は一郡の郡費負担で施工されている。

川原町裏土橋（通称大橋）は、岩谷堂城下であり、同城の附属施設 として、岩城氏によって修築等が施工される橋である。

従って川原町裏土橋は、三橋に次ぐ官橋であったのであるが、資料（古文書等）に既に散逸し、更に、伝承も少なく、明確にする事は困難である。

三、中継宿

下川原における中継宿に関する資料は殆どなく明らかでなく、伝承も甚だ少ない。

中継宿の組形は、薄衣御藏場において短期間行われた」と、伝承されるのみで他に聞かない。

終始一貫して行われたのは、下川原御藏場のみらしく、独特であったらしい。

しかし、中継宿は村肝入によって依託された純然たる民間取りきめであって、伊達奉行所等のかかわり知る所でない。

かつたらしい。

今、伝承に残る下川原の中継宿は及川甚右エ門宅、佐々木彦三郎宅、菅野吉二助宅、佐藤西兵エ宅等が知られる（伝承切れもあろう）

村々の百姓が持ち込んだ米は、中継宿の常庸人足によって再調整され、定めのおく「古わらを以って作り、一枚二匁目」の俵菰を以てしつろう俵に四斗九升五合へ年貢米四斗五升、合米二升五合、差し米二升）を詰め、（租税要略等には「米四斗五升入一俵一九匁目より二〇貫匁目まで」）上納俵に仕上げ、御藏場へ搬入し、村人に代り検査を受けている。

従って、村人の百姓は御本穀検査の厳重に行なわれることを知らずに済まされている。

（注）村方の百姓達によって持ち込まれた米を俵詰めの際、再調整を行うが、これによって生じた屑米等は、立合いの村方肝入が村へ持ち帰らない。その為か、村方百姓達の間から「中継宿の人足共に、年貢米の幾部かを誤魔化された」等と、悪評を樹てられた」等の伝承が残されている。

四、上納及び収納検査

年貢米上納に関する資料は概に散逸し、見るべき記録等がなく、（嘉永年間、元御藏守家儀四郎が北上川に投棄すと伝う）伝承の集録にすぎないが、除外する事は出来ない。

それは、年貢米上納の検査が住民最大の苦しみであったと伝えられるからである。

年貢米上納（住民側）に当り、収納検査（奉行所側）の一切は御郡奉行（仙台）所より差遣の御穀役人によって行われ、検査業務に従事する者は、御藏場常住の御耕耘（三人）によって執行されている。

御藏場の責任者御藏守は、立会人にすぎないが、毎日の受拂、人足等の日報を郡の代官へ提出の義務が負わされて

いる。

村方より直接、持ち込まれた年貢米は、指米を操り品質を確認し、重量を計り、更に、一俵毎の容量が計られ」ている。その結果「御嫌い（不合格）」が多かったと言う。

しかるに、中継宿を通じ、宿の人達によって代納される年貢米は、指米による品質検査を通れば、選俵（抽選による当り俵）の重、容量等の検査（抜き取り検査）が行われる」と言う。

従って、一日一、〇〇〇俵の納入は珍しくなかったと伝う。

（上納「収納」検査の厳重なるに泣かされた物語りとして、下門岡村の年貢米上納が伝承されている。

話のお起りは、近世初期（寛永年間の末）伊達領の御藏場制が定められた頃、江刺郡北西部の年貢米を収納する下門岡御藏設置に原因するのであろう。

従って、年貢米、御藏場に関する限り自分達（下門岡住民）が最初の経験者であり、一番知っているものは自分達」と言う自負心があったのではなからうか？

更に、水運の便が良く作場通いの小舟（農舟）で川下げが出来る事もあったのであろう。

しかし、多くの積み卸しに荷痛みが出て、下川原の中継宿より来る俵とは比較にならぬ程に外觀が悪い、当然の事であらう。

更に、山田の米であるから上質であらう筈がない。収納検査で不合格となるのは当然であらう。

検査で不合格（御嫌）になった下門岡の住民は、近所の中継宿の作業場を願って借り、（中継宿は用具が揃っている）再調整を行い、検査に持ち込んだが、外装の崩れが甚しく、更に、調整の要があり、再び不合格となり三度調整の結果容量に不足を生じ（屑米が抜かれ）補充米補給の為、自村下門岡村まで（約一五斗の道）戻り、更に、買い

俵に詰め替え、ようよう合格し上納した」と言う。(後には補充米を別袋に用意し持参したと伝う。)

御藏米

百姓等の上納する年貢米が、収納検査に合格し、御本穀御藏へ収納されれば、御藏米と改称される。

御藏場内にて常備の人足(労働者)によって洩米、乱俵等を防止の為、上菰が掛けられ、両端に籠縄及び豎縄が懸けられ、川下げまで一時貯藏される。

(二) 田村領

田村領

概況

一ノ関田村領における北上川舟運は比較的後期に効まるのである。

一ノ関田村領の成立(分知)が天和二年(一、六八三)で、伊達氏による領内総検地(寛永一八、九年)の後であつて租法、貢法等が既に確立される後であり、舟運機構等も確立し、施設等が整えられた後である。

従つて、田村領成立の際、伊達氏の施設が知行地とともに移譲されたことが推定される。

それは、狐禅寺の伊達氏御本穀御藏守(佐藤家)が廃され、田村氏家臣(侍)八木氏に代えられていることでも明らかである。

従つて、為登米機構方法等は伊達氏の行方と大差がない。

附 田村領の機構中、特に、記すべき事は御藏入地、給地(給所)の別がなく、家臣等には、総て、藏米の給付(石高)であつた事である。

施設

田村領の租米、貢米等を収納する御藏(御本穀藏とは言わない)は館ヶ崎、日形、楊生、薄衣、狐禅寺の五ヶ所にある。(舟附場を伴うもの)

館ヶ崎御藏

同藏は「北上川に右支金流川の合する磐井流郷日形村(花泉町日形)字館ヶ崎にあり、創建について、次の如くある。

文化元年 館ヶ崎御藏新築(新設)

百姓善太エ門畑本地五文倒目、居久根一、八〇六坪。

と、

創建の理由は、日形御藏が、しばしばの洪水に困り使用不可能となる為である。

比較的洪水被害の少ない金流川流域(流郷)一〇ヶ村住民の願いによる」と言うが、詳細は伝えられない。

(注) 御藏守は、狐禅寺の御藏守八木氏の分家が遣されている。

日形御藏

同藏は、北上川右岸磐井流郷日形村(花泉町日形)字町裏にあり 安永風土記に、

御藏場 一ヶ所 (磐井郡流日形村)

町うら

運

輸

御藏三ツ

右ハ一閑様御物成右御取内御藏ニ御座候事
とあり、敷地面積は、三反一畝六歩とある。

同御場の設置並びに創建等は古く、近世初期、木村勘助の知行時代に遡ることが推考される。

其領地（木村勘助）肝入増子主殿被卯付候に付、自分土藏、只今御藏之内に所持仕候故、右勘助殿御用御藏に被成置候云々

（追田文書）

附 木村勘助日形知行は慶長一五年より
とある。

更に、同御藏の規模、施設等の詳細は、
天和元年書上（日形御藏）

御藏 三ツ

内 二ツ 横二間半 長一五間

畑代 一〇〇文

寛永一八年御藏屋敷御竿入也

町善右エ門分也

一ツ 横二間半 長一〇間

畑代 一二五分

右 屋敷不足に付倒目成

町善右エ門分也

吹屋 一ツ 横二間半 長二三間

畑代 三文

同正三郎分 一間二成

右三口合高代 二二八文

御役人会所 一ツ 横二間半 長五間

二方 下屋三尺

但 畑方四反一畝一二歩

倒目ニ成如薪

とあり、伊達氏所領時代の大要が知られる。

（注）天和二年一ノ関田村氏所領以前における御本穀御藏の規模である。

その後、暫くして、

享保三年三月書出（一、七一八）

御藏一ツ、御役人会所一ツ、お耕耘家一ツお立替罷成候、（下清水文書）
とある。

運

田村氏による修築であり、安永風土記に、
御藏所 一ヶ所 御藏 三ツ

右は一関様御物成お取納御藏に御座候事。

とある。

しかし、当時の規模を知る資料はない。

近世末期における日形町の大火の際、御藏場の殆どが被災している。

慶応三年書上

正月二十七日夜、日形町並御藏所焼失仕候面体

焼失人頭五五軒

外失 御藏(土藏)二ツ

御吹屋 一ツ

御会所 一軒

お藏守 一軒

お枅取 一軒

とあり、御藏規模に多少の変動はやむを得ないが、日形御藏場の縮小、移動等は殆ど考えられない。

富 沢 藏

同御藏は、安永風土記に

富沢村は

御藏場 一ヶ所

館下

御藏 一

一関様御物成御取納藏也

とあり、遺跡を地方史(弥栄の変遷)は、西磐井富沢村(一関市弥栄)字茄子沢須藤氏宅とし、同書は、

富沢御藏(弥栄の変遷坂)

富沢藏は、字茄子沢日向通称「おくら」にあり、藏屋敷の中門の手前右側のほうにあったもので、大きさはわからない云々

と云うているが、別行に、

御藏 一ツ

吹屋 一ツ 長八間 横二間半

(弥栄の変遷坂)

とある。

しかし、遺跡等は宅地化し明らかでないが設立は、田村氏領以降元禄年代であろう。

富沢御藏簀具に「元禄五年」の銘がある(須藤義雄氏藏)

しかし、伝承の多くは、古い御藏が字鶴巻にありたりと言う。

洪水により施設の殆どが流失し、廃されると伝う。伊達領当時の御本穀御藏と推定されるが、資料の散逸によりて明らかでない。

運 薄 衣 御 藏

同御藏に監視、安永風土記は

御蔵 二ツ（薄衣村）

但 一ノ関様御知行御本穀御蔵ニ御座候
年

御蔵 一ツ 竪一五間 横二間半

御蔵 一ツ 竪一三間 横二間半

としている。

所在地は磐井郡東山薄衣村（東磐井郡川崎村薄衣）字本町にある。

本町のまち場につき地方史（薄衣の曙史考）に

本町まち場（諏訪山）

寛文二年取移 足輕四一軒 足輕三〇軒

計七一軒

享保年間願上 御本蔵御建替

（注）御本蔵Ⅱ御本穀御蔵？
とある。

（注）寛文二年Ⅱ一、六六二

伊達領御本穀御蔵の移築はこの頃であろうが、一ノ関蔵は、天和二年田村氏の一ノ関入部以降であり、道をへだてて東地域に建てられている。

しかし、収納地域等は伝承も薄れ、資料も散逸して明らかでない。

狐禅寺 御蔵

岡御蔵は、西磐井狐禅寺村（一関市狐禅寺）字川岸場にあり、安永風土記に

御蔵場 一ヶ所 （磐井郡狐禅寺村）

御本石御蔵

右ハ一関御物成石御取納罷成候御蔵に御座候。

とあり、その遺趾は字川岸場八木氏宅の東北丘崖上にあり、舟場（川岸までは遠く、目標高差この未程の坂道を降る所にある。

同御蔵の設立は伊達領時代に遡る事が考えられる。それは御蔵場初期の御蔵守は、日形御蔵守惣次郎の弟と言う（先祖は葛西の残党へ旧姓佐藤氏）と、伝えられ、子孫は明治に至るまで日形に住す。）

しかし、古資料等は既に散逸し、明らかでない。

天和二年田村領となり、新御蔵守八木氏は田村氏の家臣（侍）であり、旧御蔵守は、日形に歸り住む」と伝う。

一ノ関田村領における租米集荷の御蔵は以上の如くであり、領内産米等を北上川舟運によって、石巻へ川下げを行なった事は伊達領年貢米と同様であり、為登米に従った艀に関し、安永風土記は、

（安永風土記）（日形村）

艀 一五艘

右ハ一関様御用舟に付御役無御在候事

としている。

従って、艀（御穀艀）一五艘の総てが、田村領の所有にかかる官舟であろう。

そして、その運用には艀肝入等の中間的機関を置かず、田村領奉行所による直轄運営が行なわれている。しかし、詳細を記録する資料は殆ど散逸し、見るべきものはない。

御藏米の積み出し（藏出し）等は、伊達領薄衣御藏の場合と変わらない。地元史料（日形村史伝考等）に、明朝積みこむという晩に、（日形まち）。しもから上へ。あるいは、かみから下もへ「こめだしーい」と大声でふれであるく、

米だしは、まち住居者の義務であった、故なくして米だしに出ないと「御用を努めない者」として罰せられたらしい。翌朝は暗いうちから町中の青壮年者が、お藏へ殺到する。

舟積みの運び賃は、その俵から両手で一杯の米を与えられる。

一俵は（百姓の納入）差し米、足し米と称するものを加えると四斗九升五合入一〇俵、結局、約五石供出するのである。

としている。

従って、田村領の舟運は、伊達氏の舟運機構の範囲内に止り、特筆大書すべき事項等更にならない。

（附） 船舶は当時、石巻に繋留すと伝うものがある。確記はない。更に、造船場を伝えていない。総て、伊達氏に依存し、石巻において造立されたのであろう。

牡鹿大肝煎阿部与平治

書留帳 目録（文政八年正月）

石巻百姓一ノ関御穀宿 松本屋平右エ門等帯刀致奴 被相行両役難成被相渡之事等とある。

従って、諸般の機構が備えられたことは推定されるが、あきらかではない。

（三）南部藩

第一項 舟運 開始

南部藩の北上川舟運による為登米開始年代を、織笠七郎右エ門（織笠文書）は、石巻居住の陰山七右エ門宛、書信の中で

元和二年より相部り候趣き」云々

としている。

同家は、

織笠家は、黒沢尻川岸に於ける舟肝入役」

云々とし、市史等は同家所藏文書等を、資料価値を高く評価している。

しかし、同伝書に關し次の如くあり、

私儀、宝永四年六月廿四日御下渡被下置候

御扶持米御証文、昨明治三十一年一月七日近隣大火災ニテ家財道具ヲ委く黒沢尻川岸へ相運び申候」云々と、現存しない。

従って、伝承を確証すべき資料と言いたい。

明治一七年織笠七郎右江門は、元和二年説を移調し、古来取引関係のあったと言う石巻居住の陰山七右エ門へ書状を送り照会している。

その回答は、単なる聞き伝え程度にすぎず、確認されるに至って居ない。

石巻の開港は、川村孫兵衛による北上川大改修によって、北上川が、石巻に流れ河口となってよりの事である。

北上川大改修は元和九年工を起し、寛永二年完成する所である。

従って、北上川が新に開削される一〇年前、元和二年為登米を石巻に川下げされる筈がなく、信じ難い。

ある者は、南部史要に同年中とあると言うが、同史要には記するところではない。

しかし、石母田文書に

元和四年頃より 南部氏の北上川水上利用の江戸回米行なわる。(石母文書)

とある。更に、南部藩臣田鎖文書等も

元和九年頃、花巻御倉米を江戸回送に当り盗米により減石となることを恐れ指示す。

とある。

しかし、そのいづれもが、河口追波經由であろうが、明らかにする資料がない。

資料集もなく、単なる推定と評されるかも知れぬが、北上川舟運は前代中世においても断続的ながら行なわれた形跡がある。

従って、南部藩の米が、慶長年中に川下げされた、としても不思議はない。

それは、慶長六年江戸横田に南部氏が藩邸を賜り、江戸屋敷の名所米の必要が生ずるからであり、更に、同七年一

月紫波米などを銭貨で買集め「上方へ登らせ候、様」などと仰せ出されている。

しかし、初期の上方のぼせ米は、海港よりの輸送が主であつたであろうが、紫波地方等の産米が、三陸方面等の海

港地まで運送された事は考えられない。

従って、紫波地方産米などは、北上川により、川下げが行なわれたであろう事は否定されるべくもない。

南部藩が、江戸廻米の為石巻へ御穀を川下げせる時期に関しては多くの異説があり、明確ではない。

藩の記録(雑書)によれば、

四月六日(寛永二十一年)

花巻より石巻へ川舟五艘被下候時、笹町新左衛門に五右エ門、伊賀名付二面状越云々

四月二十四日(同)

六日二花巻御藏米石巻(下候内、笹町新左衛門方へ状越す、返札今日参着(雑書)

とある。

従って、石巻開港初期に遡ることは確実である。

そして、織笠文書は、

川下げ御用御船肝入、宝永四年六月より数代云々」

と、為登米積下げの御船(艀)の肝入(支配人)を数代にわたり行つた」とするが確認は出来ないが、南部貢賦記等に、

一〇七貫八七〇文、

明和二年春御本穀為御登米一四、二三五俵、御大豆四七七俵、石巻御用米八〇俵、御初尾米二俵、合一四七九四

俵、黒沢尻御藏ニ而荷組、河岸出し夫賃供一俵ニ付七文宛目銭共御条目之通相拂荷組小頭請取手形有。
とあり。したがって、この記録は、毎年の通常費。

第二項 北上川と舟運

北上川における舟航につき邦内郷村志（南部郷村志）水之部に、

北上川 （邦内南部郷村志）

伊達、南部両国封内商價以此川、辨国用、且、至東都運送之品物、猶便利莫大也。是故、南北数百里之長川水面四時晨昏上下經來之艤舟。或、商船大小数百千艘。

艤舟有出者。有入者。或有揚帆走、或有捲帆止、或以竿掉之、或以百丈挽之來去、交錯綿々無間斷焉、可謂是一壯觀也云々。

等とある。

（注）商價（しょうか）「商荷」

晨昏（しんこん）「朝、夕」（一日中）

艤舟（ぎしう）「ふなよそい」

有捲帆（ほをまくあり）「一」

以竿掉（かんとうもつて）「竿や掉」

以百丈挽之來去（ひやくじう、これをひき、きたりさる）「曳舟のこと」

近世初頭以来、北上川の中、下流部沿岸等は伊達氏で、上流部（黒沢尻等）が南部氏の所領の為、北上川（河川）が領地の一部の如き感がもたれている。（鹿又、石巻間は別）

しかし、河川は、道路と同様に純然たる公共の物で、伊達、南部氏等の領地に属するものでない。

従って、南部氏の船が伊達氏に無断で上下航するも違法ではなく、当然の事と言えるのである。

しかし、川舟の為登米を海船に積替える場合の港湾については伊達氏の諒解、許可を要したであろう事は言うまでもない。

元和九年、寛永二年等の江戸廻米には河口追波周辺の港湾が使われたと推定されるが、詳細は不明である。

南部資料等に、次の如くある。

元和九年花巻御藏米江戸廻送を、家老横山五左衛門へ指示す。利直

とあり、更に

寛永二年五月 南部重直の米穀船が、北上川を降る

ともある。

以上二件は、鹿又より石巻に通ずる新北上川開通以前であるから、北上川河口追波方面に出た事に誤りない。

鹿又より石巻への新北上川の開削、竣工は寛永二年とあるが、何月か？明らかでなく、開通と共に通船せるや？等も明らかでない。

南部氏の舟が、石巻へ下航したのは、次の如く寛永二十一年の記録がある。

寛永二十二年四月 花巻より石巻へ川舟五艘を以て御下候（手形遣わさず）とある。

従つて、同年頃よりと考へられる。手形違わざ」とあるから強引の試航であろう。

同年一〇月の記録は本格的下航と考へられるが、焼失すという。

寛永二十二年一〇月 花巻より石巻へ粳米七〇石、餅米五〇石川下し、石巻角屋治右衛門の所に積み置、同年一〇月角屋の火災で一俵 残らず焼失する。

とある。

更に、正保二年、慶安元年等の江戸廻米には伊達領通過の証文、目録等を出している。

正保二年 伊達領通過の証文を出す、郡代織笠齊宮（改直当時の文書を用ゆ）

慶安元年五月 郡山御藏米一四七石二斗江戸へ廻送す。目録一通

とあるが、南部藩は正保二年石巻に米藏を次の如く建てている。（伊達氏の諒承の有無不明）

正保二年 冬 南部藩は石巻（伊達領）に米藏を建てる（南部史要）

とある。

南部藩の為登米艀が公然と新北上川を下り、石巻に達するに至ったのは慶安二年（一、六四九）桂七郎右エ門等の交渉以後であらう。

慶安二年

南部家士桂七郎右エ門、下田将監命により仙台に至り、北上川を江戸廻米を運び下ろし、石巻港阿部治右エ門（大肝入）屋敷に倉庫建設等を交渉す。

と以降である。

第三項 舟 行

積み荷を終えた艀は例の如く四艘一団となり出航し、一杆余にして領境赤石鼻をすぎ、伊達領相去番所に至る。

同番所を取り調べを受け、無事に通れば、石巻まで伊達、南部艀の差別なく浮舟等の援けを受けて下航する。

しかるに、地方史等は、

下り舟が、黒沢尻川岸を出舟する時は、舟方（船員）二〜三人であり、一ノ関で二〜三人を雇い五〜六人で下航した。

等としている。

艀の運営は、総て船頭に委ねられている、従つて、船頭の裁領によるものであり、詳細は明らかでない。

更に、同地方史は

米を積んだ下り船は、狐禅寺より下流では、民家の少ない所を選び淀泊し、船宿等は利用していない。

としているが、記録、御定等が見られない。

上り舟（歸り舟）については

上り舟は、河川の状態により淀泊の位置を定めていない（何処でも仮泊した）

等としているが、伊達領艀との大いなる相違いは、

順風の場合は夜間でも上り舟は運航した（南部船に限るか？）

とある事であり、特例ではなからうか？

第四項 運送

南部藩における江戸廻米の運送は、北上川による船運と石巻よりの海上輸送とに分けて記述するのが妥当であろう。

更に、附言するが、輸送は自営（直営）を立て前としながら、多くは依託、請負等により、他領とのわずらわしさを避けている。

北上川舟運

為登米の運送は、藩有船による自営運送を原則とするが慶安四年（一、六五一）藩有船を使用するの請負運送に転換している。

慶安四年 江戸廻米を自営運送を請負運送方式に転換す

とあり、承応三年（一、六五四）黒沢尻よりの為登米が、請負方式で積み出されている。

承応三年 黒沢尻御藏よりの江戸廻米（為登米）が請負運送にて出さる

とあり、寛文五年（一、六六五）更に、拂米として業者に一任している。

七月十三日（寛文五年）（雑書）

石巻与四郎花巻御藏米千駄買候而伊達領ニ被遣候

仍て鬼舩通手形御勘定小向四郎兵衛ニ渡。

とあり、更に、同八年、九年（一、六六九）等家士による他領持ち出し等も行なわれている。

六月二十九日（寛文八年）

横山七左衛門方、米百駄、花巻より他領へ遣拂候 改通可事 手かた治太夫、九左衛門両判にて黒沢尻御番所へ遣

す。（雑書）

一二月二六日（寛文九年）

米二〇〇駄者 栗山雄夫他領へ出拂申度由被申上候所ニ、御印にて出可申由被仰付候ニ付、北上川通御証文出す。

（雑書）

等がある。

更に、寛文一三年（一、六七三）二月南部藩家老文書によれば、花巻新御藏の藏米を拂下げている。

花巻新御藏米二〇駄 仙台泉原七右衛門ニ売渡候 他領へ川下ニ而 頭書之通可申候也

寛文一三年二月二八日 弥六郎

北上川通黒沢尻番所宛

とあり、又、

寛文一五年二月二八日

二、〇〇〇駄

取扱商人 仙台

泉屋七右エ門

南部氏領外拂米（藏米）

同、一三年六月二〇日

運

輸

二、二八六俵（家中拂米も含む）

取扱商人 仙台領 岩谷堂町

長五郎

等とある。

従つて、南部藩の御藏米を、伊達領仙台の住民、泉屋七右衛門が江戸回米の為、拂下げを受け、その取扱ひを江刺郡岩谷堂町の商人長五郎が行っているのである。

しかし、南部藩における御藏自費は少くない。

緋並俵御入用金内三五〇両（南部貢賦記）

内 緋内（分？）六七両

新御藏分 四〇両

本藏分 六〇両

黒沢尻分 四〇両

郡山分 欠？

とあり

更に、藏出し料及び石巻までの緋運賃等、多額を要している。

近世期点保一四年（一、八四三） 緋一般の賃金を

黒沢屋、石巻間 緋一往復の運賃

（天保一四年）一七一、五〇〇文

としている。

第五項 舟 船

北上川舟運の主役ともいえる舟船は緋であつた事は南部藩も伊達領と変わる所でない。南部緋の発着、運航は領堺に近い黒沢屋川岸（河港）に限られ、更に、上流南部氏の城下町盛岡等との区間は、小繰舟と称される小型の舟（緋様）によって継送が行なわれている。

船舶の造立

北上川舟運の用に供される緋、小繰舟の多くは領内で造立され、雑書に寛永二十一年（一、六四四）

北上川舟造作一般出来今日川へ出す。

（寛永二十一年雑書）三月一七日

とあり、又、

慶安三年二月（雑書）

河原町に而 反御作被成舟奉行和井内惣五郎へ被御付。

と、河原町（盛岡？）の造船所に奉行和井内惣五郎が仰付けられるとある。（小繰舟？）更に、慶安元年（一、六四八）

慶安元年七月（御米積下舟一艘出来る）

と、緋造立を伝えている。造立は、黒沢尻における御舟小屋であ



緋帰港（和船の研究）

ろう。

それは、

御用船大黒沢尻川岸に二〇人程 住居

賃金一日各 米一升五合 錢一五〇文

とあり、更に、黒沢尻の変遷等に

造船所は中川岸（字名）にあり、

船材である松の太木は盛岡から筏で流し、

艀、小繰船等は、三ヶ年毎に新造立又は造り替えられた。

としているところでもある。

船 材

北上川を上下航する舟船造立に当たっては、少なからざる木材を要するところであるから伊達、南部藩共、各々の山林行政を看過する事が出来ない。

しかし、山林行政等の詳述は、暫く置くが、石巻住（伊達領民）の二郎兵衛は為登米積下げを条件に願出し、南部藩は次の如く、許可證文を出し、和賀川支川尻手川流域で剪り出させている。

木材剪出證文之事

和賀郡尻平川ニ而艀舟之材木ニ雜木五〇本石巻二郎兵衛申越当領ニ而作此口此方ニテ荷物積候時分ハ何時成共
ニ立可申候由相定、右之御札金五〇切差上候ニ付而遺候間 右之材木改為剪可申 若 此外一本成共為剪候ニ於テハ
可為曲事候也

寛文五年一二月一四日

尻平川山守外

とある。(注) 寛文五年一、六六五。

更に、天保一四年山林諸書留に、

杉 八尺廻り 一本

六尺 〃 一五本

五尺 〃 二五本

四尺 〃 三五本

槻木九尺 〃 一本

松 八尺 〃 一五本

都合

杉御本木 九六本

槻木御本木 一本

松御本木 一五本

右者何れも年寄山にて被仰被下置度候

（天保一四年山林諸書留）

(注) 天保一四年一、八四三。

とあるが、杉材は側板（舷材）であり、槻は舳及び舵床（めかね板）等であり、松は南部領艀有の底板材であり、

更に、帆柱材として杉樹の太木が用いられ、

杉 御元木 目通九尺廻り一本

〃 〃 〃 八尺廻り一本

〃 〃 〃 六尺五寸廻り一本

〃 〃 〃 六尺廻り三本

〃 〃 〃 九尺五寸廻り一本

右ハ帆柱木

右之通木品否ノ分奉願上候通被下置度奉願上候

天保一四年四月（諸伺諸被新留）

とある。

（注）帆柱用材は長一〇―一二米の末端で全一五―一七纏を要する。

しかし、南部領の船は黒沢尻川岸の御舟小屋で建造されたとは限定されない。

それは、伊達領下川原舟小屋で南部藩も建造す」と言う伝承があり、又、寛政九年（一、七九七）の書留に

石巻、牡鹿大肝剪書留

早速吟味可被申開候事

寛政九年八月二十九日

熊谷勘右衛門

大肝入 石井庄五郎殿

二瓶運沿

熊谷勘右衛門殿

牡鹿石巻辺にて南部前全船（船）作立之節は作立之儀は我等共聞判を以作立之事に候所、拝借之儀は如何様立首尾合いて致、拝借候哉。

右拝借之義相済候已後、外は、作立願は難指出候事と存候事と存候処 是迄如何様之首尾合いて前金拝借作立候哉取給吟味相入候間、早速承届可被御申開候已上とある。

しかし、南部の記録等に記載所でないが、造船技術改善の為に行われたのであろう。

小 繰 舟

南部藩の北上川舟運において、黒沢尻川岸を起点又は終点とした船に関し、その数五五艘等と大書されるが、それは、近世末期の数であらう。

更に、小繰舟を船運送の補助機関の如く考えられがちである。殆ど、省みられぬ感がある。しかし、事實は、小繰舟があつて船運行があり、南部藩の能登米が可能とされたのである。

小繰舟は、黒沢尻川岸より上流花巻、郡山新山舟場（河港）等の間を航行し、船荷の集荷に当たっている。

この区間は河道幅が狭く、且、急流であり、船の航行は、殆ど、不可能である。その為、船に替え小繰舟を用い、漕上は総て、洩き上り、二日間の行程である。

洩き舟のため、河道（航路）に沿って綱洩き道が設けられている。

運 地方史等は、

艀、小繰舟の遡上（抜）

北上川航路の下流より遡る日本型船は舟掉、風力（帆）、綱引とに倚るは、古来の慣行であった。故に、旧藩時代に在ては沿岸（河畔）に綱引道を設け藩費を以て春秋二期に障礙の竹木を伐採し、或は破壊の地を修築する等の保護を為し以て往来に便ならしむ。等としている。

形状寸法

小繰舟は前述の如く、艀の補助程度に考えられた為か？確たる資料にとぼしい。従って、詳細を欠くが、南部貢賦記に

小繰 中にて 六尺五寸

長さ 九間

是れに積石大方百二〇〇三〇俵。

とある。

更に、地方誌「伸びゆく花巻」には

小繰舟 巾六尺五寸 長さ 九間

帆柱 六間二尺五寸 八寸角

末口一尺二寸回り

帆むしろ 二四枚 南部氏の紋所を帆印とする。

積荷一二〇〇一三〇俵（容量不明）

とあり、更に、黒沢尻御藏奉行長沢覚右エ門が「艀条目」に記している。

しかし、ここではとらない。

小繰舟の配置及びその数等につき増がされる事は考えられるが、記録もなく明らかでない。

更に、黒沢尻川岸における小繰舟等の運営を司る舟肝入が、次の如く仰せ出されている。

一月二三日（寛文一二年）（雑書）

黒沢尻舟肝入与左衛門事 御平船一二艘預守居、其上御家中賣船指引をも仕候故、二郡中より下米拾駄之御勧進申付置候所ニ、自分以後は御切米七駄可被下之由、被仰出候事。

とあり、

小繰舟の配置に付き南部郷村誌に、

花巻川岸（黒川に）

小繰舟二艘

とあり、更に、

仙北町村 （邦内郷村志仙北町村）

北 新山川限（略）有舟数一〇艘

とあり。郡山（紫波）河港の配船がない。

しかし、南部貢賦記には

盛岡、花巻、黒沢尻、郡山御船之覚

艀 四五艘

黒沢尻

小繰(舟) 一〇艘 花巻
" 三艘 郡山
" 六艘 盛岡(新山川岸)
メ 六四艘 六万俵迄は川下よし
延宝六年改

とあり、艀数に差違がある。調査年代の相違による差とかがえられるが、小繰舟仙北町一〇艘(前記資料)、内三艘は郡山配置分であろう。

又、南部郷村志の成立年代に郡山に配置がなかったのかも知れないが、黒沢尻川岸における艀数に関連するのであろう。

明治一七年の書き出しの織笠文書に
為御登米用艀数

元和年中より 二六艘

正徳年中より 六艘増

延享年中、綿屋船 一〇艘御平船とし、

明和年中より 三艘を加え五五艘となる
と、増強されているからである。

更に、延宝六年御改文書に「六万俵迄は川下よし」とあるが、同小繰舟の積載量につき、

一〇〇石積之船には 二三〇俵

但し、三斗七升入は 二七〇俵

とあり、御水主(船員)の待遇に関し、

扶持 (邦内貢賦記)

御水主 五一人 米四七七駄

(一人当 九駄三五二九)

とし、

更に、舟、舟具等の維持修繕等に関し、

伺

三五貫文 郡山小繰船一〇艘江(南部氏領) 上道具代春秋両度ニ被下置候

右之通春秋両度ニ被下置候御完日ニ御座候、然所以来右古道具御取上、御吟味之上、損道具代料ル下置候」云々と、支給されている。

従って、小繰舟乗船者は、艀乗員と異り常備者であったのであろう。明確なる資料を欠くが。

(注) 小繰舟の造立は、殆ど、盛岡城下新山河岸付近で造られていたのであろう。(記録も伝承もない。

黒沢尻川岸の御舟小屋(造船場)には、小繰舟造船の伝承はない。

施設

南部藩における北上川舟運の為の主な施設は、船荷乗荷場としての御蔵場及び小繰舟、艀等の発着する河岸並びに、運送の主役たる舟船等が具備されている。

第六項 南部藩舟運の拠点

概 況

南部氏の江戸間米の據点とされた蔵場（乗荷場）は花巻、郡山、盛岡があり、中継地として黒沢尻蔵、川岸がある。

花 巻 蔵

南部氏の北上川舟運発祥地とも言いう花巻城西蔵（早坂下）は、邦内貢賦記に、

花巻 本御蔵 六ツ

（早坂下）横三間 長一五間 二ツ

横五間 長二三間

とある。

しかし、その創設等については何等の記録もなく明らかでないが、南部氏の一族南部主馬直愛が稗貫烏ヶ谷崎城に據る近世初期以来と推定される。

江戸屋敷數台所米等の積み出し（北上川舟運）は、早坂下の川岸と言うが、河道を変えた近世中期以降は、新御蔵と称される城東の蔵が主として当てられている。（花巻町史）

東に蔵は城内二の丸にあった

新に蔵は高木通り等の米を収納した。

花 巻

花巻河岸（川口）が正式に河岸等と称されるに至ったのは新しいが、江戸廻米積出しは古く利直の指示による元和九年（一、六二三）の江戸廻米に起元する所である。

しかし、当初の河岸（河港）は城西、早坂門下の西蔵附近であったと伝う。

南部貢賦記に承応元年（一、六三二）

承応元年 郡山、花巻、黒沢尻等より江戸廻米を積み出す。

とあるが、地方史は、

黒沢尻に河港が出来てからは、江戸へ廻送する米は北上川の舟運を利用したとある。

従って、花巻河港は黒沢尻川岸への中継集荷機関的河港に転換されている。

（注）花巻河港は、里川口の如く考へられているが、同河岸は、延宝四年（一、六七六）北上川河道切替後における河港（河岸）である。

郡 山 蔵

更に、紫波米の集荷蔵二棟が郡山に置かれている。

郡山御蔵 二ツ

但し、邦内貢賦記等になし。

但し書のごとく南部藩の記録に欠之所が多いが、江戸中、後期においては八戸南部氏の用に供している為であろう。（城山の北部字御堂前（標高五〇―六〇米）の畑地を遺跡と伝う）

南部旧記「古実見聞記」等に

寛文五年（一、六六五）二月一五日志和郡四

ヶ村（紫波郡志和村等、六、〇〇石）を分地する。

とある。

郡山御蔵が、南部貢賦記に脱洩されるのは、同蔵が、八戸南部氏に供用される時期に編纂れたからであり。郡山御蔵が盛岡南部氏より、八戸南部氏へ所有権の移転を意味するものではあるまい。

新山河港

北上川舟運における盛岡蔵は明らかでない。

新山河岸（河港）

盛岡は南部氏の城下であると共に、北上川船運の上流端であり、最も、重要な地点であることは言うまでもないが、積出し量が少ない為分？蔵場の施設がなく城中の御蔵が兼用されている。貢賦記等も

盛岡本御蔵 二ツ 横六間 長三三間

横二間 長一六間

盛岡新御蔵 二ツ 横五間 長一六間

横四間 長一一間

としているが、新山河岸には舟運の為の、御蔵等の施設につき記するところがない。

黒沢尻御蔵

黒沢尻御蔵場は、南部藩における為登米最大の川港黒沢尻川岸に附随せる施設で、貢米等の収納よりも当登米の中

継が主であり、性格の相違が施設内容に大きく顕われている。

黒沢尻御蔵 四ツ （南部貢賦記）

横五間 長二二間

横五間 長一九間

横四間 長九間

横四間 長一一間

地坪 一、一二坪余（敷地）

建屋 三〇坪五合

斗り小屋 一三七坪五合

蔵 二八〇坪

計 四四八坪

余地 六六四坪余

外二

輸

繩、蔵入小屋 八四坪 （明治六年調）

とあるが、これ等の施設は舟附場に接し設けられ、黒沢尻村（北上市）里分川岸に置かれている。

更に、御蔵、河港人足及び碁、小繰舟船船頭、船乗、其の他等、多数の従事者を要する所であり、多くの住民が配置され、数多くの民戸が建てられている。

南部邦内御村志等は

黒沢尻村同里合村二一六坪、同新町

内一五六軒 川岸

同町分村六七軒

内三軒 川岸

としている。従って、当初一六〇戸程度の民戸を配置としている。

しかし、住居地のすべてが、南部氏直轄地（官地）である。「花印」（明治期編？）に延宝九年の申渡があり、その処理は嚴重を極めている。」とある。

延宝九年酉年（一、六八一）

三月一六日 此度黒沢尻川岸へ一軒家屋敷地、都合二十軒被下候ニ付 御渡

一、当秋家作仕 御船御用相達申事

一、風雨之節者川岸中之者罷出 御罷之紛失損不申様可仕事

一、右屋敷自分ニ売買仕間敷 借家者格別之事

一、屋敷被下銘々入不申候ハバ公儀に断 指上可申事

一、屋敷受仕内 御蔵姓町人之外 相渡申間敷事

一、黒沢川橋かけ可申事、破損之時分 繕等

川岸道之者二十軒之外義 寄合修繕可仕事

一、銘々家立候ハバ前々地 以何義致相 一

応 立可申事

右之通 被仰出自是川岸へ家建也

と、定めているが、労働力確保の為の住民保護政策である。

更に、黒沢尻御蔵、河港等の維持修繕等は、次の如く資材を送り藩において施工している。

伝馬四疋 黒沢尻御罷所記江御用釘 鉄物併 桧皮遣候可附届也

文化九年九月

宮内

外四人

從盛岡黒沢尻御罷所迄所々馬継（宛）

とある。

しかし、伝承程の規模は、推定されない。

それは、明治初期における岩手県による拂下公示案に見られる所であり、川岸場ハ（河港）は、

黒沢尻川岸場 拂下げ公示

明治一二年三月一五日

県令代 大書記官岡部網紀

地所 五反三畝二七歩

建物 三七七坪二合五尺勾

とあり、さらに、附属する罷所（造船所）が

黒沢尻村河岸罷示

地坪 一六五坪五合

運

輸

建家 五九坪五合（御舟小屋）
等とあるからである。

黒沢尻河港

南部藩における北上川舟運唯一の基地、黒沢尻御蔵場の開設年代等を明確に記する資料はなく、伝説の域を脱するものではない等と称しているが、南部藩最高の記録、盛岡城家老席日誌「雑書」に、慶安三年（一、六五〇）次の如くある。

慶安三年閏一〇月二五日黒沢尻御蔵奉行初仰付。

とある。従って、慶安三年御蔵、河港等の開設であり、寛永、正保年中開設等とするとは誤りである。

更に、同書に、

慶安四年 黒沢尻湊より江戸廻米積出

とある。

従って、黒沢尻河港の開設は、石巻港より江戸回米が確定されてからである。

黒沢尻御蔵の奉行と共に横目（役人）が置かれ、更に、為登米等の直接管理者としての御蔵守、御枲取、更に、千
キリ取り（地方民より）等が置かれ、河港（川岸）には荷組（与）奉行が置かれている。

三月四日（寛文二年）

江戸へ御上せ米、黒沢尻にて荷物与奉行小海伝左エ門云々。（雑書）
とある。

為登米積艀の配船には綿肝入が置かれ、配船に万全を期され、延宝六年（一、六七八）次の如くある。

延宝六年改 南部貢賦記

艀 四五艘 黒沢尻

六万俵迄川下よし、

とあり、年間六万俵程の川下げを可能としている。

黒沢尻御蔵において蔵出しの俵米を艀に積み込む河岸出しの賃金は、次の如く一俵一文と定められている。例、
（伊達領御蔵では三文、）

黒沢尻かし出し人足 一俵一文づつ

（注）千キリ取り竿ばかりの分銅扱い人 とあるが、天和二年（一、六八二）次の如く、

天和二年改

黒沢尻 かし出し人足一俵六文

と改められている。

蔵仕事

南部藩は為登米輸送中の洩米等による欠減防止の為、黒沢尻御蔵において俵に上菰を懸け二重俵に仕上（俵仕）等
を行っている。

俵仕に關し、次の如く定められている。

天和二年改 （邦内貢賦記）

俵仕之条目

上俵は五所ノ 中は三廻し、両は二廻し小口は、あみのふし三通 堅縄一五文字小口迄かけ上コモは四通あみ

一俵の自形 一七貫匁 此外目大形（大俵）四斗二升

俵仕賃一俵に付 四文宛

上俵一牧中、八縄五尺尋にして三五尋、此代一五文と、

天和二年改とあるが、先規は、残されていない。

更に、南部藩は洩米等を重視し、奉行を遣している。

四月一五日（寛文二年）（雑書）

江戸へ為御上候御米俵仕奉行に小本助二郎、横浜五左エ門兩人申付、黒沢尻へ今日遣す。

と、

俵仕用縄、上菰等は、郡山御蔵が主体となり供給している。花巻新川屋敷佐藤家書留新川文書）に、

為御登米、上俵縄御入用次等御差上被成候事 右代銭御百姓共へ被下候ニ付手形等改候事

とあり、更に、

御年貢米侵入菰代之事

但し、御年貢高ニ引合等改仕従事

とある。

縄、菰等の川下げ（小繰舟）運賃につき、新川文書は、

七拾貳文 （享和三十留書）

郡山御蔵より黒沢尻御蔵へ上俵縄積下運賃四百一拾三文（享和三年留書）

郡山御蔵より黒沢尻御蔵上俵、縄積下一辺賃銭

同貢賦記は、更に、

俵仕奉行雜事代、上一人四八文、下一人二

四文、此外に人足一人宛、此日用二五文但し、天和二年之暮より俵仕奉行、雜事代、上三五文、下一五文に相定。

とある。

南部石巻蔵

南部藩の米が江戸廻米のため、石巻へ川下げが行われたのは近世初期花巻城西蔵より積み出している。

正保元年四月六日 花巻より川舟五艘 石巻に下る。（雑書）

とあるのが初見である。次に、同年一〇月積出しをしている。

正保元年一〇月、花巻倉より米一二〇石を北上川を川下げし、石巻角屋阿部治右衛門の倉庫に預る。同夜角屋、火災にあい、南部藩米、一俵残らず焼失す。（雑書）一一月四日

（注）阿部治右衛門牡鹿郡大肝入

とあり、災害記録と同様であり、誤りはあるまい。

更に、南部史要等は、同年阿部治右衛門宅地内に倉庫を設くという。

この冬、初めて仙台石巻港に南部藩の米穀倉庫を建設、江戸回米の運送所とする。

と、江戸廻米の基地とされているが、南部の江戸廻米は、伊達氏重臣石母田家の文書に

寛永二年 南部山城守の米穀船、伊達領北上川を下る。

とあり、その間、一〇ヶ年の差がある。解明しがたい。
ただし、北上川は、往還（国道等）と共に、公のものであり、伊達領内あるとも伊達、南部氏等の領有とはいえない。

従って、南部氏等の船が上、下航するのも当然であり、自由の筈である。

しかし、川村孫兵衛をして開削せしめた新北上川の航行及び石巻に施設を設ける等は、意味が異なり、協議し、諒解を求むるは当然である。

慶安二年南部氏は二名の使者を先代に遣し諒解を求めている。

九月九日

桂七郎右衛門、下田将監に命じて、仙台代官郡山豊繼に書を賜て、始めて北上川を運、精米の貯に、仙台石巻浦、阿部治右衛門屋敷江米倉を建てむ事を請ふ。仙台候是を許す、以て江戸へ運送す。」（食貨志）
とあり、同協議により急ぎ蔵を建てている。

石巻御蔵之覚 （邦内貢賦記）

新蔵 一五間 四間半

九〇〇俵計積

上の古蔵

下の古蔵

右同断 但し上下二ヶ所にて

とあり古蔵二棟は借上であらう。

これ等蔵の補修材を筏とし川下げを行っている。

仙台領石之巻御米蔵破損ニ付、屋根繕用之垂木六十本 葦柱壹万六千枚 下田将監 岩間左市助石巻枡拂へ筏ニ而北上川下候。

此外石巻御米宿治右衛門 新山舟場ニ而買調之物山成四十本 右何義筏ニ而下候付、盛岡より鬼枡通手形一通、下田将監、岩間左市助へ桂七郎兵衛〇を以遣之

（注）山成ニ搬送と乾爆の為、伐採の場所で割り立て（二ツ一六ツ割等）たもの

とあるが、凡そ、一〇〇年を経て使用に耐えず寛延元年建替えられている。（北上市立博物館蔵石巻蔵棟札）

二〇間蔵、圓蔵一三間 役屋

此三ヶ所 寛延元年三月上旬取付

同 八月下旬出来

役人 長峯与作

福士磯八

大工棟領 紫田市郎平

脇大工 崑平治 長五郎

新之承 善八

庄兵衛

日用頭 助七 五郎平

佐沼事文太夫

とあり、当然の事ではあるが、御蔵守につき、幕書留等に

宝暦一〇年八月一日 石巻御蔵守阿部治右衛門

とある。

更に、天保二年御蔵建立の棟札が、石巻御蔵場阿部氏宅に残されていたと言う。

御蔵棟札 (北上市同書御蔵)

南部三十八代国主

源利濟公

和賀郡黒沢尻北御蔵

此処御建直 御平入御善請

天保二年卯四月十四日吉辰御取附

六月二十三日御普請成就

御代官御普請掛

新田目佐市道経

田鎖要之丞義明 (以下略)

この棟札には「御建替」と明記されるから老朽蔵の建替であり、増設ではない。

阿部氏宅の南部蔵は既に述べる如く始終三棟より多くはない。

更に、天和三年(一、六八三) 石巻御蔵場勤務役人の給与等の定めがある。

天和三年給金 (邦内貢賦記 抜)

石巻役人 上 一ヶ月金戴歩

〃 下 一ヶ月金一步半

〃 物書 雇 一ヶ月金三步

〃 御勘定の者 支度金二両

御札金五万俵より三万俵まで金二三〇両宛之事
とある。

又、南部藩の施設と伝えられる脇蔵がある。

石巻脇蔵場 一

地坪 五六坪 (拂下文書)

と、

しかし、位置、施設年代等、詳細は明らかでない。

第七項 御蔵役人等組織

南部藩初期の江戸廻米等は、花巻御蔵より積み出されたことは、既に、述べる所であるが、天和元年(一、六八一)、次の如く幕奉行が仰付けられている。

一二月二十九日 (天和元年)

花巻幕奉行鈴木源太夫、小笠原清三郎兩人被仰付。(雑書)

とある。

しかし、延宝三年（一、六七五）文書には小繰奉行とある。

延宝三年七月二一日

奥津藤左衛小繰（舟？）奉行ニ仰付

従つて、天和元年の記録は花船奉行の誤りであろう。

紫波米等花巻御蔵に集荷せる郡山御蔵奉行の卒去が記されている。

正保四年 郡山御蔵奉行馬場助右衛門卒す

とある。

(注) 正保四年（一、六四六）

従つて、仰付は遡るであらう。

又、寛文一三年（一、六七三）郡山御船横目が次の如く、黒沢尻船横目と共に仰付られている。

寛文一三年一月一三日（雑書）

郡山御船横目原田六郎兵衛、山田源右衛門右被仰付

寛文一三年一月一三日（雑書）

黒沢尻船横目鶴冠異井四郎右衛門、石井惣右衛門被仰付

とある。

(注) 横目ニ警察権力執行者

従つて、条河港に御舟肝入が置かれたことは、次の如くである。

明和二年

花巻 御舟肝入 惣十郎

郡山 御舟肝入 牢兵衛

盛岡（新山河港）

御舟肝入 七郎右衛門

とあり、横目の配置が考えられてるが、資料は見あたらない。

(注) 明和二年（一、七六五）

第八項 番 所

黒沢尻における御蔵、河港等については、既に述べる如くであるが、更に、番所が次の如く置かれている。

通船改判所 （縮村志）

在北上川側

宝暦一二年（一、七六二）番所役人の給与等が次の如く達しられている。

黒沢尻物留御番人 当毛より諸士身節甲乙無構勤番之者上下三人御扶持米一日一人六合積被下候 当二月六日より
毎月大小差引小手形取御米相渡可被申也

宝暦一二年二月二〇日

鞆負 外出

黒沢尻御蔵 福士磯八

外殿毘

等とあり、番所の位置を黒沢尻川岸下流、和賀川合流点附近と北上川航路図等に記されているが、詳細は明らかでない。

明治六年岩手県によって拂下げが行われているが、敷地坪数等は次の如くである。

黒沢尻村里分河岸物留番所

地坪 一五九坪余

番所建物 三三坪

明治六年 戸長 斎藤儀兵衛

とある。

(四) 八戸南部藩

八戸藩

創立

八戸南部氏の米が北上川舟運によって江戸へ廻送されたのは、貞享三年三月が初めてであろう。

八戸南部氏の創建は、

寛文四年（一六六四）八月一日南部二八世重直江戸にて病む、世子未だ定まらず、重信、弟直信と共に一六日盛岡を發す。

十一月一二日江戸家老より飛報あり、重信、直信召さる。

二月六日重信、直房登城、幕命を以って重信八万石、直房二万石を賜う。（南部史要抜）

とあり、更に、同書は、

寛文五年（一六六五）二月 九戸郡、三戸郡、志和郡（四ヶ村）の内、八三ヶ村を以て直房の領地とし、居城を八戸城と定めらる。

南部家茲において、二家となる。

と、あるから同年（一六六五）を遡るものではなく、分地される知行地は、県史（岩手県史に、次の如く九戸郡等八三ヶ村で、

八戸領（知行高）（県史）

表高（八三ヶ村）

三戸郡 一〇、四二八石八千九斗九合

九戸郡 六、八〇六石六一六合

志和郡 二、七六四石四八八合

実高（八三ヶ村）

三戸郡 一八、一〇〇石

運

輸

九戸郡 一二、〇〇〇石

志和郡 六、〇〇〇石

計 三六、二〇〇石余

である。

以上の如く、北上川流域にあり、北上川舟運によりて江戸廻米に当て得る所は、志和村等の四ヶ村より、納入される年貢米である。

従つて、貞享三年三月始めて「志和米を江戸へ廻送す」とある。更に、「同年石巻に新蔵を建てる。」とある。

しかし、積み出しは、盛岡南部氏の郡山御倉に集積し、同川岸より小繰舟で黒沢尻川岸へ積み下げ、艀に積み替え石巻港へ川下げを行う等、総て、盛岡南部氏の舟運に依存し行っている。

(附) 艀条目に

黒沢尻 儀兵エ

右ハ先年八戸弥六郎方 為登米用相勤罷有候処、明和七年春ノ小繰並被成下度旨願之通被仰付。
とある。

しかし、八戸南部氏とは別系である。

(注) 北上川舟運の花形は、八戸藩の江戸廻米である。と近時、大書するものがある。誤ると思うので否定して置く

江戸廻米 (八戸)

八戸南部氏は盛岡城主南部氏の分脈で同族であり、分領である。

従つて、江戸廻米等においても宗藩盛岡南部氏の域を出るものではない。

しかし、分地の時期等に関しては異説を聞く所である。

例えば志和郡における分地等も

八戸御分地三年 (奥南部指録)

一、紫波郡片寄、稲藤、土館以上三ヶ村

五、七〇〇石

とし、更に、寛文一二年 (一六七二)

三月一八日御境塚立候 右之役人四戸金右衛門外六名。

として誠にまぎらわしいが、南部史要は

寛文五年正月二日

九戸郡、三戸郡、志和郡の内八十三箇村を以て直房の領地とし、居城を八戸城と定めらる。南部家ここにおいて一家となる。

とし、寛文五年 (一、六六五) の事としている。

従つて、寛文五年八月雜書に

八月四日 (寛文五年) (雜書)

左衛門佐様御蔵米一三〇〇駄 仙台領泉屋吉兵衛手代吉右衛門、四斗二升入二、四二〇俵二荷与、他領へ出候間、改通可申手形、郡山より川通黒沢尻鬼柳番所通手形遣云々、

(注) 荷与二荷組 (にぐみ)

とある。月日等も符合する所であり、当然の事であろう。

更に同八年（一、六六八）再び、次の如く拂米を出し、六郎兵衛等によって川下げが行なわれている。
四月二日晴（寛文八年）

左衛門佐様御払米三九〇駄、内三五〇駄仙台領水沢之吉田六郡兵衛、江戸小船町大黒屋利右衛門、同い間町安部伊兵衛、同四〇〇駄鴻池仁兵衛買地領へ川下、此外六郎兵衛、利右衛門、伊兵衛粮米三百駄共以上四、二〇〇駄改通可被申由、手形郡山、黒沢尻船役家へ出る。云々（雑書）

（注）左衛門佐〓八戸南部氏

左衛門佐様御拂米〓八戸南部氏拂下米（志和米など）

この頃、前書の如く御境塚の築き立てられた事は考えられる。

寛文一三年江戸廻米を請負運送に依っている。宗藩南部氏にならったのであろう。

八戸志和領産の江戸廻米

（雑書）

寛文一三年二月一七日 江戸回 請負業

六、五九三俵（約二、六三七石）（最高）

取扱商人 樋口左右衛門

としている

八戸藩は、郡山御倉より黒沢尻河岸への川下げに小繰舟一艘を配置している。

舟

（南部貢賦記）

艀 なし

小繰 一、郡山河岸

とある。しかし、黒沢尻より石巻への川下げは依託らしく、艀を有していない。

（注）雑書〓南部盛岡城家老席日誌

郡山河岸〓紫波郡紫波町

しかるに、奥南四指録等の伝書によれば

貞享三年三月八戸南部氏 志和米を江戸廻米とす。石巻に米蔵を建てる（位置、規模不明）

とあり、更に

貞享三年五月

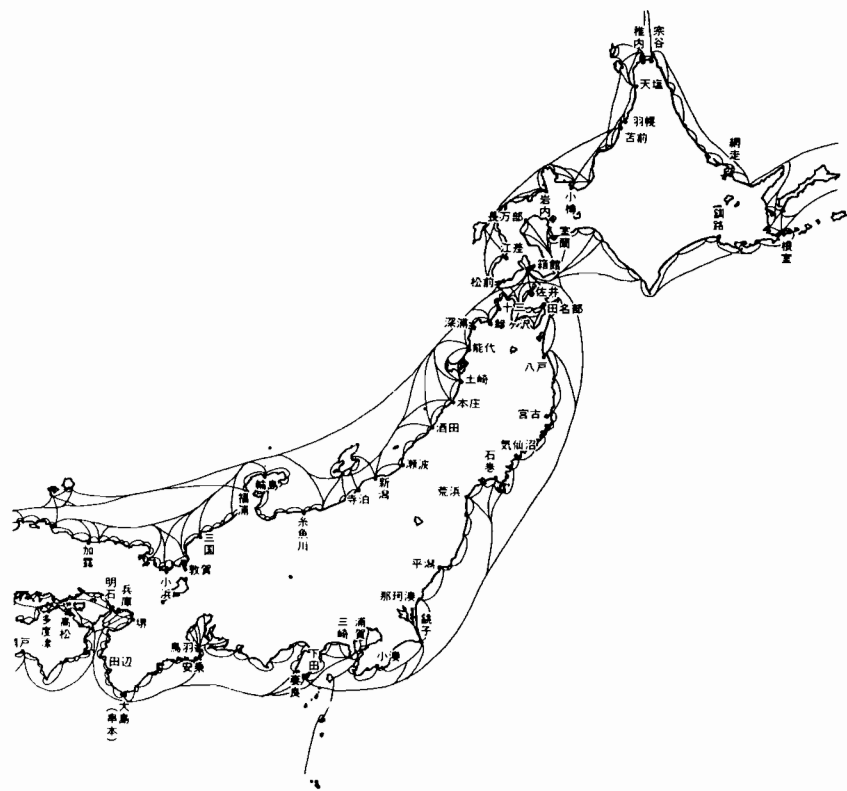
村田六兵衛なる者、仙台石巻に於ける所有の屋敷地を献納し米倉を建て、千代義兵衛に管理せしむ等をしている。

しかし、石巻等を領知する伊達氏の諒解の有無等不明である。

そして、同年江戸廻米を初めて行うと言う

貞享三年五月

雇船にて藩の志和米を江戸へ廻送す 藩にて志和米を江戸へ積出せしは、之を以て嚙矢とす等と誤り伝える所が多い。



(江戸廻米) 石巻～江戸航路図

附

海路輸送其の地

海上輸送

「江戸の生命は東北米に大きく依存した」等と、銚子市史等にあるが、近世前期の伊達、南部領等米は、石巻で海船に積み替られ寒風沢（松島湾の内、北部）荒浜（阿武隈川河口附近）平潟（茨城県）等を経て那珂港（茨城県）に入り、川舟に移し、涸沼を横ぎり大谷他川を経て銚田、潮来等を経て、更に、利根川を遡上り、関宿に至り江戸川に移り、降つて、深川の仙台蔵に入れるが、銚子へ陸送せる事もある等、那珂港市史等が伝えている。

南部貢賦記に

中の湊より海老沢まで川舟、それより下、吉かけまで陸付一駄五四文づつ、同所（吉かけ）より串引まで川舟一

駄二四文

串引より江戸まで川舟運賃四両三分

但し 五〇石積中湊より江戸まで六〇七両かかり申事

とある

(注) 中の湊＝茨城県那珂湊市

海老沢＝同県東茨城郡

串引(串挽)Ⅱ同県鹿島群(現在地名なし)

しかし、海運の記録等は、既に散逸し、殊に、那珂湊の再三にわたる火災等により、焼失、散逸し、伝承さえも絶えんとしている」の実状にある。

正保年中、銚子港まで沿岸航路が開かれ銚子より利根川を遡り、江戸川を降る「銚子入内川江戸廻り」となった(銚子市史)

しかし、同航路も絶対安全とはいえない得なかったのである。

それは、港口に沈砂が多く、更に、潮流が早く、港入が容易でなかった」からと言う。延宝二年(一六七四)八月銚子近海において難破、覆没せる仙台船は四二艘にも及べり。(同)

度々の難船に、仙台候が「もう川は(利根川河口)わしの米俵でふさがったであろう」(那珂湊市史)と御せられたとか? 伝えられるが、伊達領の記録に

正徳元年十一月仙台穀船、磐城常陸海岸において大浪に遭ひ、穀六七〇石余投棄、棹夫三人溺死

(注) 正徳元年(一、七一一)

とあり、領外に出て程なく(福島県沖)難船している。

江戸回米初期における經由港は、既に、言う如く那珂湊であるが、後には、銚子港に変更されている。

しかし、銚子港は港には暗礁が潜在し、必ずしも良港とはいいがたく、正徳三年(一、七一一)遭難の記録が残されている。

正徳三年(一、七一一)十一月一八日銚子海口に於て、穀船(伊達領米)三艘風波に遭ひ、米穀ごとく廃亡、

棹郎(船員)一六人溺死す。(東藩史稿)

とあり、更に

正徳三年仙台的穀船、銚子口にて遭難一〇人溺死し、米穀を悉く投棄す。

ともある。又、港内も亦、平温でなかったのか? 次の如き記録もある。

宝暦四年(一、七五四)二月二三日穀船銚子港に於て破船し、一四人溺死す。

其余(其の他)破船数艘あり、(東藩史稿)

等と諸書が伝えている。

しかし、銚子港で川舟に積み替えた江戸への米(廻米)は、利根川を遡り、関宿(茨城県猿島郡)に至り、江戸川に移り、降って江戸深川の仙台蔵に入れている。(那珂湊經由と同一コース)

更に、寛文二年(一、六六二年)珂村瑞軒により、平塚あるいは那珂湊より、相模三所、伊豆下田等に直行し、西風を利用して東京湾(江戸)に入る東廻り航路(外海江戸廻航路)等も開かれていた。

しかし、東廻り航路は最高のコースであつても絶対的安全とはいいがたく

享保六年四月仙台的穀船、鹿島灘において大風に遭ひ難破二六溺死。

とあり、更に、東藩史稿等に

享保一六年(一、七三一)二月一七日穀船、銚子洋に於て大風雨の爲め破船し、米一、一〇〇余苞を棄て、水主(船員)九人溺死す。

とある。

従つて、那珂湊經由の不便、銚子港々口の危険等が除かれるに至つたが、宝永六年(一、七〇九)房総海岸の事故

が伝えられている。

宝永六年五月房総海岸にて仙台穀船一〇余艘台風により難船、米一五、九〇〇余石を失う等とあるが、さきの二航路に比し事故被害は、少ない。

しかし、伊達氏の江戸回米の門戸は、一、六〇〇年代には銚子港であった」と言うとも過言ではない。

更に、南部藩における江戸廻米は、拂米、請負運送等に依存せる為、事故、災害等により蒙る被害が少なく記録、伝承等、残されるところが治どない。

又、外海江戸廻航路の外、那珂湊市史等によれば、平塚、那珂湊、小湊を経て東京湾に入る沿岸航路等もとられている」とあるが治ど記録はない。

積 荷

江戸廻米の輸送に当り、伊達領においては、庸船等も行い自営運送を行っているが、南部藩の廻米は拂米又は請負運送に依っている。しかし、明記する資料がなく、尚、不明の点もあるが、江戸伊勢町成井善三郎に運送を請負せている。その文書よれば、

寛文七年三月九日

在所蔵米江戸廻ニ渡候定之事

四斗二升入俵一万俵を積に黒沢尻藤納米俵儘帆渡、俵作、江戸迄之運賃万事の方に一万俵之内三、一五〇俵相渡、六八五〇俵は江戸小船町於川岸、濡朽米除請取咎ニ相定候。前金一三〇〇両請取候、以後、右之米相渡可申事。云々。

とある。

黒沢尻御蔵米（四斗二升入）一万俵を江戸へ廻送に当たり、請負運賃として米三、一五〇俵が支拂われている。「前金一、三〇〇両は、六、八五〇俵の仮拂米代金あるいは保証金的なもの

運 送

伊達領における江戸廻米は、殆ど、平船又は傭船等による自営運送であるが、南部藩においては請負運送が多く、拂米運送、自営運送等が、これに次ぐ、貢賦記に天和二年（一、六八二）の請負運送につき次ぎの如くある。

天和二年為御上米 （南部貢賦記）

含四七、三四三俵

内 四五、二三一俵 梗米外

舟数（海上運送） 五二艘

此の三ヶ一運賃四六五両二歩

とあり、更に

天和二年為御上米 （南部貢賦記）

含四七、三四二俵 （石にして、一九、七五八石一斗八升七合余）

内 四五、二三一俵 梗米

四七三俵 餅米

一、五九七俵 大豆

四一俵 小豆

とある。

(注) 為御上来^ニ御のぼせ米 (為登米)

(二) 積荷の内

合四七、三四二俵は金石

金石價格の三分一が運賃四五六兩二步であり

四七三俵、餅米、一、五九七俵 大豆、四一俵 小豆等は江戸屋敷台所用で價格以外か？

更に、備船によると推定される宝暦一〇年(一、七六〇) 六、〇〇〇俵の運送は、海船三艘を以って行なわれている。

宝暦一〇年九月五日江戸送 約六、〇〇〇俵 (海船三艘)

とあり、貢賦記に

仙台舟 (備船) 積荷 六一〇石六斗

此の運賃一〇〇石に付、銚子着八兩

四八兩三步

と、備船を明らかにし、更に、自當運送が考えられる船員給料の定めがある

石巻より銚子まで、水主一人二分宛

とある。

しかし、尚、不明の点が多い。

更に、運賃には水主の本給、帆役等の税金も含まれていたであろう。

石巻より海上帆役錢 (天和三年)

一反にて代物五〇文 (長錢)

(注) 筵一枚たけ拾枚を一反と云う

とあり、一反五〇文は、重税と考えられぬが、船一艘の帆役 (税金) は、決して少額とはいえない。

三五反の帆を巻き揚げて

行よ仙台石の巻

と、美しく唄われている帆役であるが、

更に、請負運送を主体とする南部藩が、出港時における石巻の潮位に特段の留意をし、

石巻出舟の完図

上の塩 (潮) 三日より七日まで

中の塩 一六日より一九日まで

下の塩 二三日より三〇日まで

是は出漸潮々之塩 (天和二年)

(注) 上の塩^ニ潮位の高い日

と、定日を定めているが、大自然を征服し決行された江戸回米には幾多の困難が伴ったのであろう。

南部藩は江戸回米に当たり指導、監督の為、石巻へ役人を遣している。

貢賦記等に次の如くある。

寛文一三年一月

石巻より毎年之通 御米為御上被成改役人遠山二郎右衛門外申付

(注) 寛文一三年(一、六七三)

更に、陰山七右衛門は

住古(年代?)伊豆下田港、港口不宜候とか享保六年之度、浦賀港へ御番所相置云々と伝えている。

南部藩の江戸回米(後期)に関し、自営運送と考えられるものに

浦賀与四郎拾三人乗

船頭 太郎兵衛

一、米式千四百俵

但し壹俵には四斗三升入 金石粳米共

一、薙包樽 式箇 味噌入

一、燭炭 八箇

右之通南部美濃守様 江戸御屋敷御台所穀従石巻江戸江被指登候間 船中見届可被 相達候 俵而如件

桜田権太夫

嘉永三年十一月三日

とある。

欠 米

年貢米等為登米を積んだ艀は、袋谷地(石巻市)御番所(御石改所とあるが、性格、機能等は明らかでない)(住

吉仙台藏舟場の待期所?)を経て、住吉仙台藏へ積荷の俵を引き渡す際、籤俵による抜き取り検査が行われた事は別項で既に、詳述する所であるが、同検査による計り主(容量検査)には経験のある船方(船員)が当たったと云う。

計り主に従事する者は、着衣の内に予め、一升入程の袋にかくし米を準備し置き、俵の一方を開き、逆さまにして米を出す時、かくし米も共に放出し、五升櫛で容量を計り、欠け米を出さぬ様に計った。それは欠米が出れば、積荷俵数倍の米を船頭が負担しなければならぬ罰則である。

記

一、一〇三俵三升六合七勺五才

船頭辨米上納相成候分

右之通り取調如比奉申上候 以上

申(文化九年)

御藏守

(下川原御藏守文書)

と、容量の責任が負わされている。

「余米は、積荷俵数位の米が船頭に与えられた」と伝えられる。

欠 米 艀

御石積(乃登米、江戸廻米)艀が「石巻仙台藏納めの検査で、度々、欠米(容量不足)を出し、艀を没収された」と言う伝承がある。

しかし、資料が概に散逸し、伝承等も殆ど絶えんとしている。

此処に伝承を集め一項とするが、断片的となる。やむを得ない。

為登米（江戸廻米）を積み下げた艀が、住吉の仙台藏船附場に接岸し、荷揚げを行うに当たり抽籤で二、三俵の籤俵が定められ、品質検査を経て、更に、容量検査（計主）が行なわれる。

此の場合、容量不足を生ずれば辨償（補充）が命じられる。

川肝入千藤家文書に

御霽順番帳 抜（欠米調）

瀬台野（村）喜左エ門（艀主）

太三郎（川合）

九月七日 跡呂井（蔵）免欠三句

金ヶ崎

十一月二十四日 跡呂井 無欠

三月二十六日 跡呂井 欠六合二句

と、あるが、一俵に付六合三句の欠米が、如何にして生じたか？は、伝承もない。

更に、欠米を生じた艀に対する制裁が項の如く定められている。

一、直艀欠米一合以上三ヶ度以上 御穀積立一ヶ月相扣 又以三ヶ度欠相立 都合六ヶ度欠相立候ハバ御霽御召上事

二、前金艀は右同断ニ六ヶ度欠相立候ハバ 取前金五ヶ月積り積立相指可事

三、脇艀は右同断六ヶ度 欠相立候ハバ 前定三ヶ月積立相扣へ可申候（大肝入文書）

文政二年扣書

（注）直艀II御穀運送専用 御役無艀

脇艀II御穀運送兼商荷運送の艀、

御役（組税を納める）艀、

と嚴重に定められている。

荷打ち

北上川航行の艀で、積荷から荷打（抜荷）が行なわれた事は公然の秘密であつたらしい。

しかし、簡単に抜き取りの出来る物は別として、抜荷が殆ど不可能とアる物もある。

脇艀の歸り荷の殆どは井内産の墓石（石佛）である。

舟乗達の間で語られた言葉に「石佛を積んだなら、嘗めてばかりも遣れ」と言うたと伝えられている。

従つて、積荷の総てから抜荷が行なわれていたことが推定されるのである。

伝承の荷打ち

輸

一伝承である。

運

荷打ち、本来の意味は、海上輸送中に荒天等により風浪荒しき折り、難船を避け、積荷の幾部を捨てることらしい。即ち、捨荷によつて船及び乗組員の生命を救う為の行為である。が、北上川舟運における荷打ちは、抜き荷であつたらしい。

しかし、資料とすべき記録等は一切なし。只伝承に依存するのみであり、理解に苦しむ一事である。

それは、百姓達が年貢米として上納する際は四斗九升五合入りを一俵として納めているが、石巻仙台蔵で次の如く欠米を出している。

(注) 石巻仙台蔵荷役の入石不明 (江戸市中で仙台米は一俵四斗五升の入石がある?と喜ばれた)

田義山 万十郎

田義山 万十郎川合

市十郎

右之者東御簾 当春上伊沢にて御買米六拾俵 跡呂井御蔵より積下津方 御荷役の上七合四夕の欠 相立候ニ付御欠の通当新御石二而 一上下指留置候所 右市十郎数舟の者当新御石二度目舟割相成に付右市十郎義も今月四日下川原御蔵に舟割?之仕り上右之段如此申上候 以上

文化四年十二月四日 簾肝入

兵右衛門

勇治?様

等とあり、更に、

天保五年分御簾順番帳等にも、次の如くある。

天保五年分御簾順番帳(抜)

一、九月三日 六日入(御蔵積出) 一欠
一、十月二日下川原(〃) 一欠
一、十二月七日跡呂井(〃) 一欠

田義山五三郎 川合 直 治

一、九月三日 六日入(御蔵積出) 一欠
一、十月二日下川原(〃) 一欠
一、十二月八日下川原(〃) 無欠

鷺沢十郎右衛門 川合 左 藏

一、九月九日 下川原(御蔵積出) 無欠
一、十月九日六日入(〃) 無欠
一、正月一〇日六日入(〃) 免欠(式合四夕)

日呂木西松 川合千代松

等とある。

従つて、資料とすべき記録等もなく一切は明らかでない。
しかし、「行なわれていない」と断言することは出来ない。

そして、欠米の損害は海船の荷打ちと異なり、総てが船頭に負わされているのである。
年号等は逸しられるが、申年八月の下川原御蔵守文書に

一〇三俵三升六合七勺五才

但し、船頭辨米上納被成候分

右之通り取調如此奉申上候 以上

申八月一六日 御蔵守(下川原)

輸

運

と、あり、欠米分の俵を積み出した御蔵場へ納入することによって終結としている。

信 仰

北上川舟運の船乗達に特に信仰された神に二ノ宮大明神と称された在手堰神社（北上川左岸水沢市黒石町）がある。

航行の艱（伊達、南部領の別なく）は、上り、下り共、必ず舟を止め、全員で参拝している。

奥州百座伊沢七社之内

石手堰神社一村鎮守

二ノ宮大明神 宮（社殿）五尺四面

拝殿 堅二間半 横二間

社地（除地） 東西七五間余

南北五〇間

（安永書上）

とある。

同社は、延喜式、奥州百座の内の古社であるが、伊達氏の北上川舟運開創以来、その安全を期し祈願されるところである。

二ノ宮大明神

「御用船九五艘南部公御用船八〇艘に水上無難の板札一七五枚を両家に献納するを式例とせり」（社伝）

と、伝えるところであるが、明治維新後は祈禱の事やみたり」と、言う。

（注）勸請 日本武尊東征の節

（奥州一ノ宮 出羽国鳥海山）（社伝）

と伝う。

北上川沿岸第一の神と念じた石手堰神社については、前述の、如くであるが、

板子一枚地獄の境と歌にまで唄われ、北上川舟運の艱、そして船乗達の安全、それを祈念して艱には船霊様が、更に、航行の安全を祈り船神様が奉祀されている。

しかし、言い古された言葉であるが、「溺れる者は、わらをもつかむ」と。

産 土 神

艱主が、身近な字神（産土神）をも信仰する事は当然であろう。

そして、数多くの奉納額「船絵馬」を捧げている。

更に、船乗達は航行（運航）の安全を願い、正月一〇日朝、斎戒沐浴し、火を改め、金比羅講を行い、中瀬三治川原、中谷木等の金比羅宮に詣でている。

船霊様（船魂様）

奉祀は舟おろし（進水式）の前夜、真夜中に舟大工棟領一人で行っている。

従って、同じに働いた舟大工の殆どが、知らない。

奉祀されるのは、中梁と筒（はさみ）が十字形に交わる所であり、祭神は明らかにされないが、形態は、家屋の上棟式等に用いられると同様（海船も同じ）の紙人形の男、女神であり、供物として五穀が供えられている。

（注）五穀Ⅱ米、麦、粟、ひえ、そば。

(附) 難船、破船等の場合、開いて見ると、奉祀せる時と異なり、必ず乱れている。解船の場合は、棟領が筒を離し、取り出して川に納める」習してある。

船神様

高さ一尺程、中五寸程、厚き二―三寸程の木箱である(内容は、明らかでないが、金比羅宮並びに二ノ宮大明神の神札?)

艀が休泊中は艀主家の神棚に安置され、出舟に際し、船頭が艀の中梁、筒前に移祀する。当日は、関係者(家族等)同斉戒沐浴して、出舟を見送る。

そして船主宅では、持舟が帰着まで神棚の燈明を切らさず、舟の安全を祈ったという。

艀が帰着と共に、船頭が船神様を船主宅に還し無事を祝っている。

禁忌

緩流北上川等と称されるが、大河川北上川には、幾多の中州、潜岸等があり舟行をさまたげている。

舟乗達が唯一の手引本とした「北上川航路絵図」等にも難所と記す所が多々ある。

そうした自然を乗り越えて江戸廻米に従事した船乗り、それは、近世代を通じ最も危険を伴う仕事場であつたろう。

従つて、信仰と禁忌は、陸上に生活する百姓共には想像を絶するものであつたのである。

しかし、殆ど忘れられ伝承されるものは甚だ少ない。

伊達法禁の中に「服忌令」があり産穢、血荒、流産、死穢の事などがある。中でも舟乗達の忌んだのは産穢であり、舟場(船附場)等、現場で忌まれたのは、女の不法で、大声で、叱咤され、更に、塩を頭から撒かれる等、舟

乗達の嫌う事甚しかったと言う。

又、積荷が終り出舟にさきだち、船頭が艀主の家から船神様を遷座する場合も産穢の家族等に遭うと、主家に戻つて、出直したと伝う。

艀に船神様を遷座の後は、主家の御婦人といえども女は艀に寄り付けない。

更に、忌み言葉も多かったと言う。例えば、江戸回米を石巻へ川下げを行う米を「のぼせまい之登米」と称し、下る、降る等は言わない。濁酒を温めるに用いる口付鍋「カン鍋を」「天狗鍋」等と言ひ、山神は出産の「産」に通ずる等として忌んでいる。

平凡な百姓生活の者には奇異の感に耐えない。

(注) 多くの忌み言葉があつたと言うが、それは船乗達、同志の事とされ、部外者百姓の私達には殆ど伝えられていない。

事故

大自然に、坑し行なわれた北上川舟運、危険な仕事であつたから、事故等は絶対ない、とは言ひ得なかつたのである。

それは、多くの航路絵図にも幾多の難所が記されており、老練の船頭でさえ緊張の連続であつたと言う。

それは、河の流れが毎日異なる、殊に、出水、高水毎に変動する河状に、安全なる航行を願うのは何人も同じであるが、時として難船、破船等の事故が発生している。

延享元年作瀬村(一関市柵ノ瀬)与右エ門の褒賞状に

作瀬村新屋敷 与右エ門

右与右エ門儀 延享元年十一月二九日雷雨に而當村北上川水押流、江刺郡二子町村船頭四右エ門漁師飯米積方仕

候、小櫓破舟仕、右小櫓に上乘仕候本吉郡鹿折村網師十郎兵ヱ、十左ヱ門兩人代源四郎並二子町四右ヱ門共に氷の上に而身命危体ニ相見得中候ニ付、与右ヱ門、儀助舟相廻氷を渡、右兩人を相助候に付、軽き者其の身之危き場をも不厭相助奇特候段、為御賞金一切被下置、同年一二月二七日御出入裾原新左ヱ門様、今田三左ヱ門様、黒沢文右ヱ門様、御書付を以て於御郡方御代官佐藤安左ヱ門様、作瀬御石役人熊谷安左ヱ門様被仰渡候事とある。

しかし、北上川舟運において、事故につながる危険箇所は、柵瀬等に限られることなく、伝正保絵図によれば難所と記される所が一二ヶ所あり、毛利家蔵川絵図等には、岩岸（蛇の鼻等）による危険箇所二五、中州、寄洲等が五〇数ヶ所とある。

従って、多くの障害を幾何に乗り切るかが船頭の技量であるが、時として事故に遭うことがあり、難船、破船の記録は少なくない。

文政末田義山村船頭権五郎が、小嶋村（平泉町小島）で事故に遭っている。

江刺郡田義山村船頭権五郎乗御石櫓

三月三日昼五ツ半時磐井郡小嶋村ニ而破船

並御石漕候改書上

一、御石櫓 壹艘（一八〇石積）

但し耳板並一ノ間より身押付まで左ニ金折相離れ胴之間、敷相折、水船ニ被成居申候

江刺郡、昨、年貢米ノ内

一、米三百五拾俵也

内

一、百七拾五俵 丸漕

一、参拾五俵 半漕

殊百四拾俵 清俵（断翰）

とあるが、北上川舟運における事故に絶対附随するものが漕れ俵、漕れ米であり、その処置は、事故発生附近の郡村に負わされ、各村々に分割をされている。

（注）小嶋村ニ平泉町小嶋

更に、天保五年大源（一ノ関市川辺字大源）に於て発生した事故の際、対岸であり、二村を飛んだ遠村である母体村（前沢町母体）が同郡の故を以って、漕米の割付を受けている。

一、丸漕米貳俵

右之通り江刺郡御本金御買未仕積之櫓

朝西岩井細谷村北上川大源ニ而破船相成候ニ付御割分被仰渡、村割申渡候条、明一〇日請取人遣候様、首尾可然事此々段申渡候 以上 仮大肝入

十一月九日（天保五年）横沢重右ヱ門

民蔵殿

と、割り分けし引き取らせている。

これを「御貸し下げ」と称しているのである。

更に、村肝入は住民の人数割りで各戸に平等に押し付け貸している。

母体村貸付割当

一、澁米 三俵

住民人頭 一三五

一人当 約九枳

とあるが、交換に扶食の中より（普通米）当該数量を差し出さなければならぬ。江戸廻米の美名の陰に、百姓の食料米まで強制的に搾り出させているのである。

（注）事故と貸し下げ、誰も論題としていない。

正徳二年（一、七一二）蛇の鼻（前沢町字鶏木）にて岩石に接触し、破船して澁俵を出し、その処置につき、次の如くある。

請給人御物成米の内、柴田屋甚エ門現金買穀川通にて、項日艀破損申候て御役人罷出人足相出澁俵取揚申候右澁俵借方仕度と上乘の者申出候間云々」正徳二年三月（川肝入文書）

とあり、澁俵分は舟乗達によって辨償されている。（本穀米の澁俵については別項）

嚴重な脱穀、密穀取り締の陰に、紫田米の如く、濡れ米の処分、補充の道があったことは、何を物語るものである。謎としか考えられず、未解の事項である。

（注）難船、破船等に関する記録は、比較的、多く残されている。

しかし、本編の本旨ではない。暫く、保留する。

塩

南部藩における塩は野田塩等と称され、三陸海岸の釜塩が知られている。

そして、「南部塩の道」等としてその搬路の研究は大部進められている。

しかし、これ等、多くの研究者が南部領の人口に比し三陸海岸産塩の量が少なく、バランスを欠く事に気付いていない。

その不足を如何にしたか？何れも言及を避けているのは何故であろう。

伊達、南部の間に、危険状態に立ち至ったことがあっても、南部への塩は止めなかった」と伝えられる。

金ヶ崎、下川原、跡呂井等の艀が、歸り荷として相去蔵へ運んだ塩は少ないが、相去蔵より肝江地方住民に塩の供給を受けた、記録等もない。

安永風土記に相去蔵三棟がある。

しかし、相去蔵は年貢米等の収納場ではなく、内、一棟は塩蔵と伝えられている。

他の二棟の内一棟は武器庫とある。

従って、塩蔵の伝承に誇りはなく、黒沢尻川岸に残される「仙台塩相渡通帳」に次の如くある。

文化九年三月（仙台塩相渡通帳）

塩五百俵 牡鹿渡波より南部出被相免穀 田原与兵衛江被渡北上川通相成候ニ付被相渡通帳

紙数蓋共半切六枚

三月二八日

塩五百俵 壺俵ニ付式斗七升入

但 右代金は御蔵も江上納相成候間塩斗

可被相渡事（以下略）

と、その片鱗を知らされる。

(注) 牡鹿渡波Ⅱ製塩場であり渡波塩は銘柄である。

塩扱所は鹿又に置かれている。

渡波塩と称しているが、赤穂塩であらう。

北上川川絵図（航路用）

船頭達の手引書と考えられる川絵図は、伝正保図を最古とし、明治二年図まで数巻が残されている。

しかし、作成の意図等は伝えられず、推定にすぎないが、殆どは南部領において絵画くものであり、伝正保絵図等墨書のものも多く、近世末期等の作図は淡彩が施されている。

現存するものは写本等が甚だ少なく、殆どが原画と見られる。（敷き写し等は、明治二年物がある）

北上川黒沢尻河岸より仙台領石巻

落合川口迄之川筋絵図

（伝正保年） 盛岡市立図書館 蔵

北上川航路絵図

宝暦二年銘文 北上市立図書館 蔵

黒沢尻川岸より石ノ巻迫川

筋絵図

石巻市 毛利家 蔵

弘化年度調査

北上川繋之航路図

岩手県立図書館 蔵

北上川航路絵図

明治二年二月十日

仙台御領

御政所様 岩手工事事務所 蔵

等があり、宝暦二年目には次の如き銘文がある。

右之通川筋見届並船頭共御物成方吟味之者共見届之儀立合ニ者無之嘉左ニ門吟味之筋承知仕様に被仰付御次より神庄太夫一所に被遣候、尤、他領七ヶ所ニ而庄太夫江御尋申者には嘉左エ門手先之者被遣候、メ遣ルメ嘉左エ門上下三人道具為持、庄太夫三人之内に若党ニメ門之者治兵こと申者召連候、様々に御付二月二十一白昼出立石巻に廿四日昼時着、是方改見届、翌廿五日東下四艘組見方別段ニ見届廿石巻出立陸罷歸、直々、盛岡に罷越右川絵図御勘定所に指上、外、御尋之筋申上候、但し、庄太夫別段ニ御側に同書指上候間、御帶所。一卷詔置也

宝暦二年壬申三月

とある。

運

(注) 御次Ⅱ御取次役？

神庄太夫Ⅱ人名、性は、神尾？、神田？

陸罷歸Ⅱ陸路罷歸

更に、同川絵図を以って、船頭等の手引書と推定されるのは、中洲、寄洲等为避免、河心に朱線が引かれ航路を示しているからである

野 つ み、 番 こ

下川原舟場（舟附場）附近に「野づみ」「番こ」等と言う言葉がある。しかし、記録に残されず明確ではないが、買米蔵、雑石蔵等より駄送された米俵を舟場の近所（御本穀御蔵地内に入れない）に積み置く場合を野積と称し、盗難を避け、人足を以って夜警を行なわせる。それを番こと称している。人足は下川原住民に限られ、賃金が支拂われた」と、伝えられる。

ね ず み の 餅

北上川沿岸の御本穀御蔵は年貢米を収納し、江戸回米（為登米）として、船積されるまで一時貯穀の蔵であるが、御蔵米として貯蔵中における「ねずみ」の食害にはまったく困ったらしい。

下川原御本穀御蔵の元御蔵守の家に、正月行事の一つとして「ねずみの餅」をお供えする旧習が伝えられている。

陸上交通（参考）

北上川による江戸回米を語る時、無視することの出来ないのは、舟附場（艀）への年貢米駄送の道である。

伊達領北端の江刺郡等の道は、領境警備が主目的で開発されたのであろう。

しかし、比処では軍事上の問題に言及するのが本筋でない。

一例を江刺郡にとるなら、郡内道路の殆どが岩谷堂商業圏の道として大きく発展している。しかし、それは副次的

ではあるまいか？伊達氏が領内統治のため、奉行所等が最も重視したのは、租穀（租税）上納の道であり、領内共通の問題であった事は言うまでもない。

しかるに、租税の道（租穀上納の道）は経済の道の陰にかくされ一般からは、殆ど、忘れられている。

第六節 北上川舟運の末路（明治期）

北上川舟運の末路

明治期

北上川舟運は明治維新と共に衰退し、同中期には廃絶するに至った事は、何人も知る所であり、その基因を東北鉄道の開道による如く考えられているが、はたして、鉄道開道のみが、舟運廃絶に至らしたのであろうか？

序いでながら、東北鉄道は当初計画を変え山形、秋田経由で青森に至る方向で工事が進められ様としている。

概定方線によって施工される事を望み「岩手県知事、大いに奔走し盛岡経由に直した」と言う関係もあり、国策と

唱し東北鉄道会社にも多大なる投資を行っている。

その陰には、南部人特有の住民性（新しがりや（方言））が利用された事は否定出来ないものがある。

しかし、鉄道開道は明治二〇年代にあり、舟運の衰退は、同一〇年代であり、決定的とはいえない。

明治二年二月（南部資料）

彦太郎様東京御名所米三百五拾俵外船頭水主糧米五俵、船頭庄兵衛需江積入、石之巻に川下被度、御道可給候

明治二年二月十日

仙台御領御政所様

と、川通り手形と同様の書面を出し、為登米を行っている。

しかし、戊辰の戦で敗れ、更に、同年三月四日南部彦太郎が藩籍を奉還している。

従って、領境等の拘束が廃され（番所又は関所等）物資の流通、集散等が広く行われる自由経済となり、更に、陸上交通の発達（道路の整備による）に反比例し船運は次第に衰退しするに至った。更に、岩手県は、黒沢尻における舟運施設の一部を拂下げている（何故か？推考も困難な事にある）

更に、税法の改正により古来の物納が金納に変わり、納税は総て金銭を払って行なわれるに至った。しかし、百姓に米はあっても、納税すべし金策がなく、遂に、中央商社によって代納せられ、代償としての米、豆等は中央商社（三越、岩崎、小野組等）によって買ったかれ、更に、破産等と称し、不拂等の乱行が行なわれ、更に、買い集めた米、豆等は沿岸地方等、近隣の消費に当てられ、多額の運賃を要する舟運が避けられるに至ってから、舟荷を失ふに至り、更に、近世来まで多くの農民を動員し施工された河岸場普請が明治維新後、施工がなく河港に船の入港、接岸等が困難となり、遂に、おおくの河港が廃絶されるに至り、上川（孤禪寺狹窄部より上流地方）船の多くは壺船、廃船等に至り、昔日の感はまったく無く、北上川河上に船影を見ぬ日が幾日も續いた」と言う。

従って、北上川舟運衰退の根元は、この辺に起因するものであろう。

しかし、北上川舟運の重要性は、決して失われるところでない。（内務省直轄工事の要因でもあろう）明治二年次の如き送状が出されている。

送り状之事

一 江刺縣御用錢 是四拾貫文 貳式百箇

右黒沢尻船頭 小太郎

外ニ船頭水主粮米貳俵

右之通川道御通被成奉願上候 以上

毘 金石役門

とある。

更に、明治三年盛岡県の開拓資金五万貫文、同年八月大蔵省よりの借入金三万貫文等、公金輸送の機関として重要性は失われていない。

（注）盛岡県 明治三年七月一〇日より同五月八日岩手県となるまで。

更に、明治維新後は一般直行人の来船も許され、交通機関としても、また重要視されるに至り、米屋佐伯氏宛書翰に、

僅事（庄三郎）は黒石より、例の舟にて石巻送下船、過る七日無恙家着（仙台）致し候間、御安心被下度奉願上候云々

輪

とある。

（注）庄三郎 仙台住の人

更に、モース先生は著書「日本その日その日」の中で、北上川を舟で降り、次の如く記している。

我々は盛岡にはほんの短時間留まり、果実と菓子とを買いこんで、正午北上川を一三五哩下って仙台へ出る舟旅のぼった。

運

雇った舟は、去年、利根川で見たものとは違い、船尾が四角で高く、舳は長くてとがっていた。夜の十一時まで、我々はまことにゆるやかではあったが、とにかく水流に流されて行つたが、前方に危険な早瀬があり、かつまた月が出ないので、舟夫たちはどうしても前置しようとしなない。

そこで、我々は小さな村の傍に舟をつけ辛棒強く月の出るのを待った。

月は二時に昇り我々はまた動き出した。

私は、早瀬をすぎるまで起きていたが、そこで日本の枕を首にあて固い床に横たわり、翌日、明るくなるまで熟睡した。

翌朝我々は元氣よく、夙々起き、そして気持のよい景色や、河口に沿うた興味ある物事をうれしく眺めた。

馬の背中や、人力車の上で、この上もなく酷い目に遭った我々にとっては、こづかれることも心配することもなく漂い下り、舟子たちが、河岸や、その向うの景色を見て時間をつぶすことは、実に愉快であった。

間もなく薬罐の湯がたがり、我々は米と新しい鱒でうまい朝飯を食った。

としている。

(注) 一三五哩(五五・全里)(約二七キロメートル)

(2) 利根川で見る舟は高瀬舟

明治新政下の税制改正は、北上川舟運を衰退に導き、舟船の航行を減するに至ったが、交通機関としての重要性は増大するに至り、これに鑑み、維新後、諸政定まらぬ明治一二年一二月北上川における航路確保が閣議で決定され、翌一三年石巻より盛岡までの測量が行なわれている。

同年、岩手県も亦、古来、北上川航路中最大の難所とする横石の撤去工事に着手している。(地方史に)

横石(磐井郡東山門崎村)

古来上下共々憂ふる所なりしが、明治一三年十一月始めて工事を起こし、岩石を破碎すること水面上八・九尺、水中三尺五寸を切断し、翌一四年十一月を次て予測の如く事業を竣ふ、此の、工費三千二百余圓を地方税(県費)より支出せり。

尔来舟楫の便、否、逆水の汎濫、昔時に反せり云々とある。

しかし、別資料では同一一年着工としている。

地方史等は誤り伝えている。

それは、工事中の同一二年史四月一四日川蒸気船が、初めて狐禅寺河港に入港している事でも明かである。

此の頃であろう(資料欠)旧来の各河港に貨物取扱所が設置され、商荷等、船積、運送等の便が計られている。

盛岡市池野家所蔵文書に、新山川岸(河港)廻漕店が設けられ商荷が取扱かわれている。

番号札 船頭姓名

九五 覚兵紅

貨物運賃証

品名 蔴包 二俵 此駄八文ツツ

所々調書別紙金一円八七銭二厘

当川岸手数料金四銭一厘

合計金一円九一銭三厘

右之通正ニ奉受取候也

盛岡新山川岸

明治一五年 廻漕店 斎藤完典 印

七月一日

池野藤兵衛様

とある。

明治初期における運送（舟運を含む）に関し、池野藤兵衛氏は、一つの品、ひとつの荷に運賃が海と川とで、今回五一銭七厘かかり、その運送に要するテーマとヒマ、かわった人達の汗と情熱が、深くしみこんでいる云々と語っている。

当時の商荷等は、蒸気船で海上を送られ、宮城県挑生郡野蒜の潜浦に入り、岩手組によって北上川を遡上し、新山川岸に荷揚げされている。その間二ヶ月と二〇日を要している。

（京都より）

さきに述べる如く、明治一五年石巻において着工される北上川改修工事が、同一七年狐禅寺付近において多少施工されるといえども、本格的工事は、同一九年第二工営所が開設されてからである。

記述は多少前後するが、同一六年岩手県は北上川運送取締所を設けているが、一方、同年仙台に奥羽陸運会社の設立がある。

同一八年北上運送会社が盛岡に設立され、北上川沿岸旧河港等に廻漕店が、設けている。

その一ツであらう、下川原旧河港の廻漕店も、（佐々木家文書）

第二〇号

佐々木市兵衛

一〇石五斗や

摘要

店正ニ請取候也

明治一九年二月二〇日

陸中江刺郡下川原河岸

廻漕店 石川儀惣治

石巻

北原言助殿

とある。

輸

下川原（愛宕）河港は、岩谷堂問屋街の商荷を扱い、上川終着の荷貨物が多く廻漕店の設置をみたのであらう。当時の河状を河川調査書は、

明治十八年より、内務省の河身改修工事施行せられてより、殆ど、航行の困難を除却するに至れり。としている。

他方、岩手県内の国道整備に関して同調書に次の如くある。

明治一八年より三ヶ年にして国道の改修成り、荷馬車の使用帯々相接し、経に、同所以北（黒沢尻以北）は、其の

運

運輸は殆ど陸運の一途に歸し、河岸場、月日衰頹に至り云々」

と、舟運を衰退に導いたことは否定出来ない。

西根（金ヶ崎）跡呂井等の河港は河状の変化が甚しく、艀等の着岸不可能となり、早い時期に河港が閉鎖されたのであろう。

存在を明らかにする資料等もない。

北上川舟運の廃絶に至らしめたのは、黒沢尻川岸最大の荷主である和賀製鉄会社（伝承社名）製品（棒鉄）を川下り中、誤って黒瀬（六原）の岩壁に打ち当て破船し、積荷の総てを沈め荷主を失ふに至った事、更に、同二四年旧四月一日同川岸の大火災は周り、民家6余戸、艀、小操船等、大小一〇〇余船を焼失するに至った事であらう。

附

舟運後日譚

維新以降、営利を目的とし運搬を續けた北上川舟運は、汽車便の如く定時刻の発着が不可能であつてをから、次第に汽車輸送に押され、遂に、終息するに至ったが、得意先を旧河港付近に有する和賀の造り酒屋は、顧客達の要望を入れ、自分船をもつて、毎月の如く上下航し、大正五、六年頃まで配達しているが、何日やむともなく止み、帆影を見る事もなく、曳子達の掛け声も聞く事がない。

更に、下川原河港における艀は、宮城県下の農村における互市へ、岩谷堂タンスを運送の為、早春あるいは、初秋の頃、高く積んで下航しているが、歸り（遡上）荷として井内産の石材（墓石用）を積んで歸るのが常である。

遠く、帆船のきしむ音を聞き、河岸の辺に去り集まった子供達や船方（船員）達の家族等に、落花生（から豆）やミカン等を撒き、喜ばせ、自らの無事歸宅を祝していた。

（注）下川原河港週辺の墓地における墓石の多くは井内石であり、墓石は井内石と考えられている。

附

明治維新と共に為登米制が廃止となり、更に、税制改正によって舟荷を失い、北上川舟運は終りを告げるが、内務省は同一三年航路維持のため、低水工事を起工している。

それは、北上川舟運が、岩手、宮城を通する交通、運輸の大動脈であり、公金輸送等唯一の機関であつたからである。

しかるに、同二二年北上川と平行して去る東北鉄道が盛岡まで開通し、更に、同二四年黒沢尻町字河岸の大火により船舶の殆どを、焼失した事等は、別述の如くであるが、その後、北上川を航行した舟は、南部造り酒屋の酒卸舟があり、毎月一、二度づつ、大正年代の末まで通り（登米付近まで）酒を配達している（小艀）

又、下川原町の栄太屋には小艀（一〇〇石、八〇石）二艘般あり、互市簞笥の川下げ、井内石の搬入等を行い、昭和初期に及んでいる。

第一部 北上川流域の自然

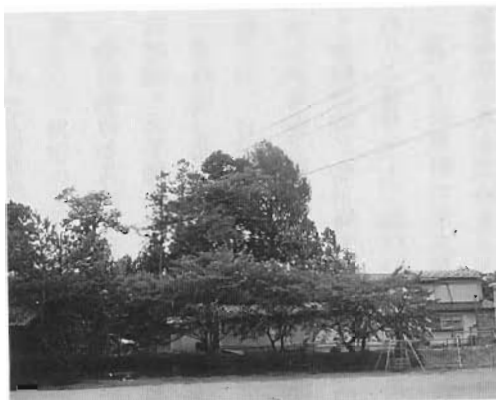
第四編 河道変遷

第二章 旧河道と変遷

第二節 各論

三、胆江地方（藤原清衡居館）

藤原清衡居館



豊田館跡

藤原清衡居館と言う豊田館は、康平五年（一〇六二）安倍貞任が厨川棚において断罪の行なわれる際、共に、惨殺される藤原経清の居館であり、吾妻鏡に「巨理権太夫藤原経清の居館」とある如くである。

しかし、創建等の詳細については明らかでない。

経清は、初め源頼義軍に従い義父、頼時にそむいているが、戦い半ばに、頼時軍に移っている。

陸奥戦記に「於是経清等 属大軍擾乱之間 将兵八〇〇余人 走頼時矣」とある。

従って、源頼義軍に備えた防衛陣であるから、天喜四年（一〇五六）頃の創建と推定されるところである。

(注) 安倍一族の陣営が総て棚と称されているが、何故か？経清の軍のみが豊

田館と称されている。

豊田館跡は、北上高地の西端、大名長根の西南端（標高四四〇五米）が、北上川沿岸沖積平野（同三八〇九米）に落ち込む所（江刺市岩谷堂字下苗代沢（旧餅田村）にある、

（足下を洗う如く、北上川が西崖下を南流せり、と伝う）

同地域は、前記大名長根等によって北西風がさえぎられ、気候温和で、比較的積雪等も少ない山村で、南谷は古来、苗代沢と称される湿地地帯で、東は上苗代沢山（標高一〇〇余米）につらなる緩傾斜地であり、四〇余戸の住家が散在する山村で、豊田館跡周辺が、旧餅田村中枢の集落地である。

しかし、豊田館は伝承の上では明らかな如くであるが、「豊田館の遺跡は、いまだ確認されていない」と、高橋富雄博士（前東北大学教授）が、講演の中で言われる如く、学術的には未確認と言わざるを得ない。

従って、此处では資料を列記するに止めざるを得ない。

或る人は「豊田城（館）は北上川の東岸で閉塞の土地であり、守るには有利であるが、飛躍的に発展を期待する根拠地としては、立地条件に欠けている」と言うている。

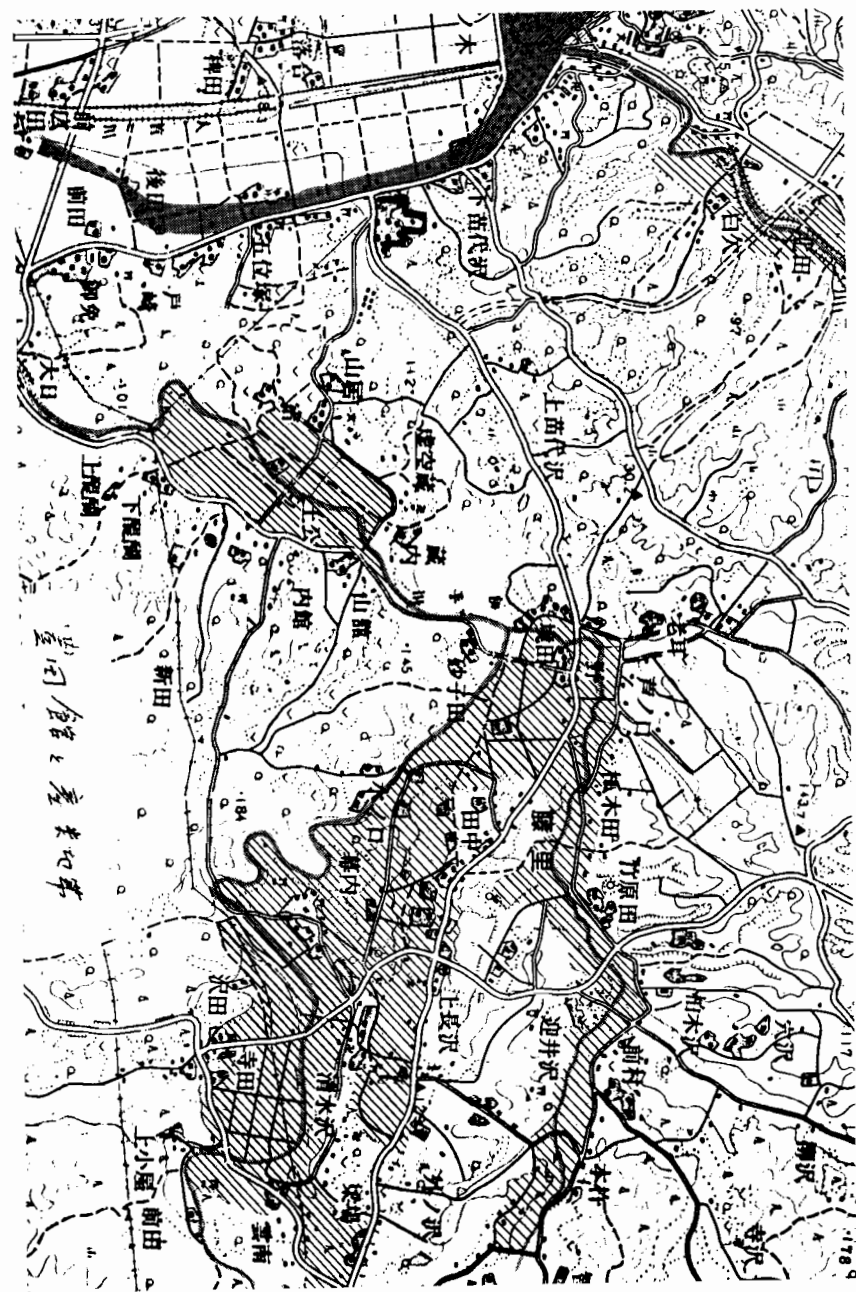
前九年役に於て女婿藤原経清のために設けた館であるから、守備に有利であることは無論であらうが「閉塞の土地であり」更に「飛躍的發展を期待する根拠地としては、立地条件に欠けている」等は、地理不案内の者の机上空論であらう。

運

輸

豊田館における清衡の経済基盤について質問され、次の如く答えて置いた。

豊田館南谷については前述の如くであり、東南一杆程の所に原体盆地があり、二〇〇米程の砂子沢狭窄部を廻れば

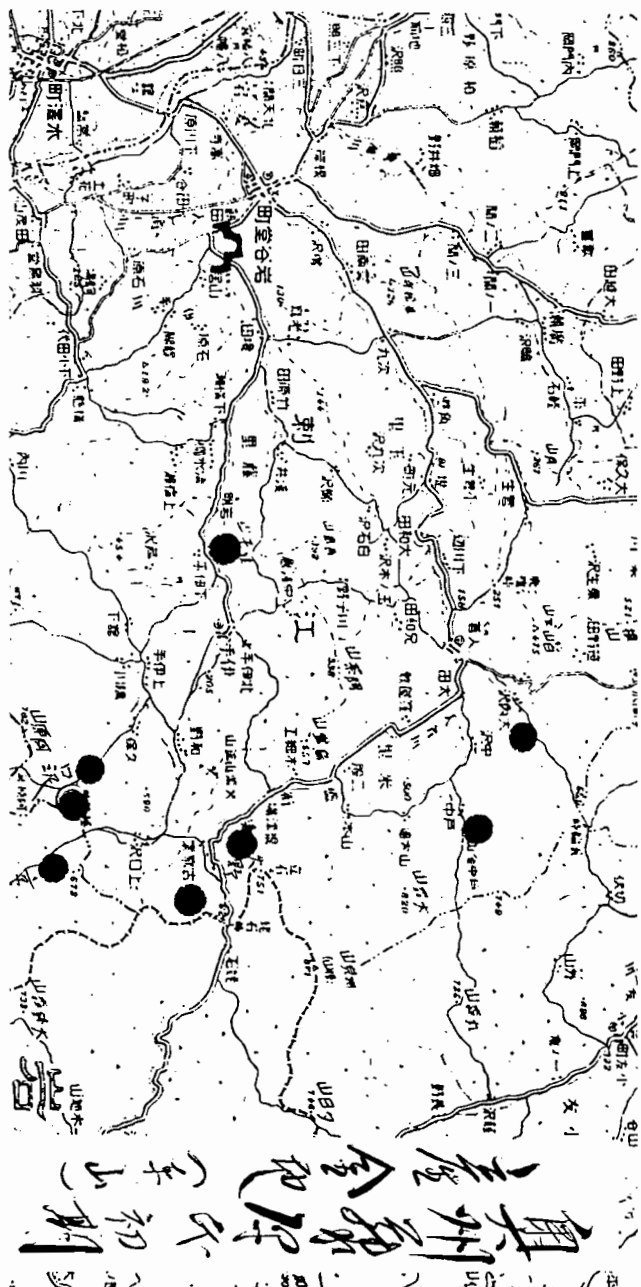


伊手川沿岸の横瀬盆地であって、古代信濃郷で胆沢城の頃より知られる米産地である。

更に、隣り谷間（人首川流域）に増沢盆地、

丘陵を越えて廣瀬川沿岸の倉沢盆地（平泉文書に二・三出て来る）と續き豊富なる食糧生産地を控え、更に、伊手川、人首川源流域）における産金があり、廃坑が物語る伝承はつきない。

豊田館評論について見落とすことの出来ないのは交通、運輸の道である。



しかし、殆ど省みられない。

それは、余りにも歴然としてあり。近世の道路と感違いされているのかも知れない。

安永風土記（片岡村）「あづま海（街）道之由申伝候古道」とある。

同街道の起、終点等は明らかでないが、豊田館頃の道と伝えられ、黒石方面より丘陵上を来り字五位塚北部で、小支川（溝）苗代沢南岸に降り、同小川を越え豊田館東辺を再び丘陵に登り北行する。

あづま街道の苗代沢を越える附近にソウキョウウの古株があり「往時、舟を繋ぎし皂莢」と伝承されている。

従って、豊田館西南麓は、あづま街道及び北上川舟航の接点であったから、豊田館は、水陸両道の要衝であり、交通、運輸の便には特に恵まれていたのである。

応徳三年（一〇八六）鎮守將軍清原真衡卒し、遺領、奥六郡を義弟家衡と二分し、清衡に伊沢（胆沢）和賀、江刺の三郡が与えられ豊田館に住している。

豊田城趾碑に「権太郎清衡もまたこれに居る」とある如くであり、清衡及び一族の居る所であったのである。

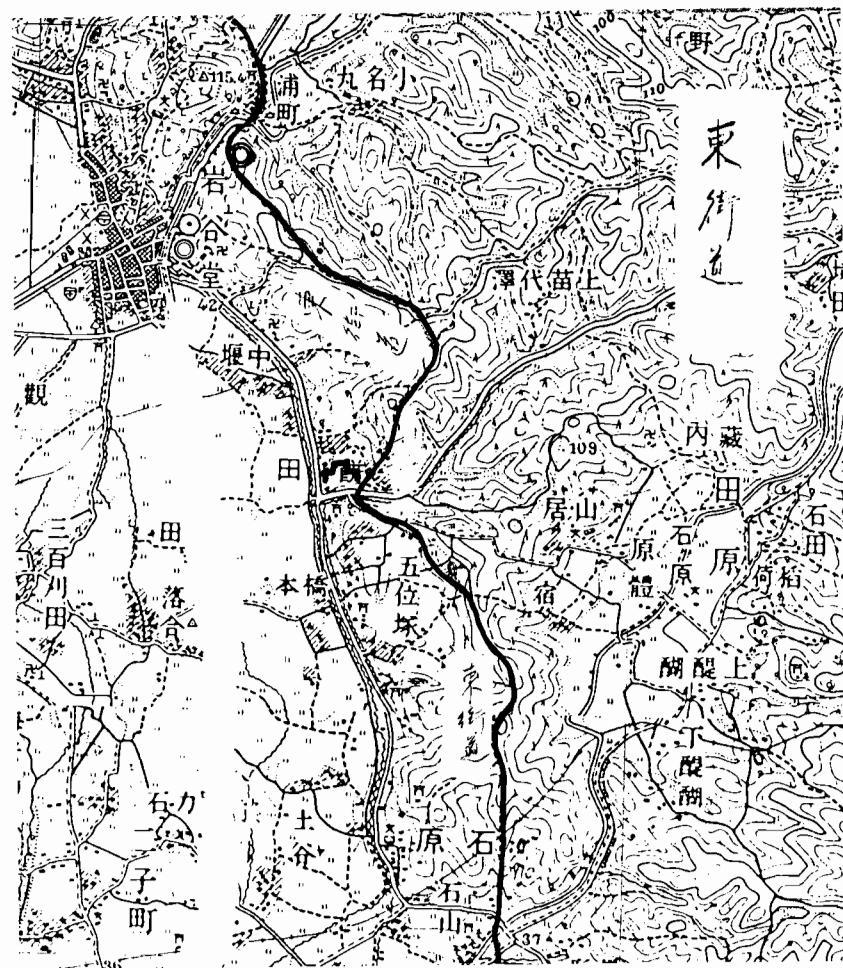
同年、清衡を殺害し、胆沢等の三郡を横領せんと謀った家衡によって、豊田館が焼き討に遭い、清衡が最愛の妻と男子並びに多くの郎党等を焼死せしむるに至った。

康富記に

「家衡令レ同ニ居清衡館一之時 密謀ニ青侍一 家衡 欲レ害ニ清衡一 清衡先知レ之 隠ニ居叢中一 処 家衡放レ火烧ニ拂清衡宿所一 忽殺ニ害清衡妻子眷属一了」

と、記されている。

その後における陸奥国の状況及び、清衡の動静等につき、宮城県史は「後三年役に義家（国守）に属し戦功があつ



たので、清原氏の旧領を賜り、陸奥押領使に任ぜられ、奥州の武士全体を支配する様になった」としている。更に、平泉実記は「義家將軍は寛洛六年壬申歸洛の時、奏聞したまい清衡を出羽、陸奥の押領使として鎮守府將軍を兼ねしめ胆沢、和賀、江刺、稗拔、志和、岩手の六郡を管領せしむ、豊田という所に（今江刺郡餅田村二旧跡あり）居館をかまえ、陸奥、出羽二国の政務をつかさどり、奥の御館と称さる」とある。

しかるに、嘉保年頃（一〇九四〜五）清衡が突如として居館を平泉に移している。東鑑（吾妻鑑）は「康保年中（一〇九九〜一一〇三）に岩井郡平泉に移る」としているが、（嘉保の誤りと言うのが定説）

藤原清衡が何故、豊田の居館を捨て平泉に移れたか？何も語られていない。

この問題につき「平泉が陸奥の中央に位置し、しかも軍事、交通等の要衝にあたるからであろう」、「古来の軍事的要地と目されていた平泉に、進出した理由も諒解出来る」等としているが、論者の意図するところがわからない。「もとより平泉の衣川は要害の地で、それなればこそ関所を設けられたほどのため（中略）自分がみちのくの王者になったという自覚を抱いた時、当然、彼は平泉に居館を置くことを思いついたに相違ない」等と推論されているが、これ等の論者は戦を前提として平泉を見ているらしい。

しかし、如何なる場合にも敵を作らず、平和郷建設を念じ、信仰に生きる清衡に、要害の地が必要であつたらうか？

（注）（1）平泉は衣川（河川名）南岸であり、衣川村は、その北岸地帯であり、平泉の内の衣川ではない。

（2）現国道の祖形は徳川初期の開削である。

又、別説に「清衡は、康保年間（？）豊田ノ館を引きあげて、岩井郡平泉に移ったと言うのは（中略）冬季は積雪

量が少なく、舟楫の便にも通じていたと知らなければならない」「平泉が、北上川の水運で海港とむすんでいたから、海産物をふくめて、あらゆる物産が集結し、交換経済もかなり行われたであろう」とも論じられている。

確証を得るには至らぬが、最も傾聴さるべき論ではなからうか？

それは、新しい文化の導入によって中央と格差のない陸奥国建設を目ざす清衡にとって、北上川に依る交通と運輸等は、如何に重視されたか？計り知れないからである。

しかし、豊田館は足下に北上川があり、その西南麓は水陸両道の接点であつた筈であるが、洪水に因り北上川の河道変遷が起り、水上交通、運輸等の便を失うに至つたのである。

従って、清衡移館の原因は河道変遷にあつたのではなからうか？

北上川の河道変遷

豊田館が捨てられるに至つた河道変遷に関し、記録等は残念ながら皆無で、只、伝承に残されるのみである。地形、地質等によつて確認される古河道は、北上高地の西麓に従つて南流している。

従つて、豊田館の西麓を洗うが如く大河が流れ、舟航の便に恵まれていた事は明確である。

しかるに、紀元一〇九〇年代の天候異変を中右記に「寛治六年（一、〇九二）八月九日雨が止む様にと祈願し奉幣す」とあり、更に「この七、八日天暗く時々大雨が降る。仍、河辺の民家、多数流損の由、そうしたところ聞くと頗る多い」とあり、又、扶桑記、後二条師通記等にも、翌七年八月一八日の条に「終日大雨、古今無双」「雨甚だ密に降る」等とあり、台風洪水の様相を記している。

従つて、その被害等は京師に限らず、陸奥国等にも及んだ事は誤りあるまい。

異常天候に伴う洪水氾濫が、北上川等にも大きく影響し、胆江平野の北部、稻瀬字中島地先より同沼尻と新河道が



開られ、同宝録において胆沢川旧河道に入り、岩谷堂字^{イザノ}伊連寺、愛宕字樋渡北及び、東辺を西流し、同馬場先地内で南流に転じ、字上戸、梁川等の南辺を経て字古川、沼川原、土花等へ流れ、羽田字栗瀬方面へと南流し、北上高地の丘麓より遠く去り、胆江平野の中央を南下するに至ったから、豊田館の足下には旧河道の大湿地が残り、交通、運



輸の道が失なわれ、更に、行動の自由が束縛されるに至ったから、奥六郡の統治及び陸奥、出羽二国の押領使の職權遂行等が困難ならしむるに至ったのである。

従って、藤原清衡の居館転移は北上川河道変遷により、水運による交通、運輸の便を失ったことによるのではなからうか？

附

豊田館か 豊田城か

平安後期における藤原清衡の居館「豊田館」を、後世「豊田城」とするものが、豊田城趾碑のみならず、多くの著書等にも見られる。

奥羽観跡聞老志の如きは表題を「豊田古館」としながら、本文は「清衡の居城」としている。

豊田城趾碑

此地也 東西五十七步 南北二十九步在 昔 亘理權太夫経清所城也 経清戦死平泉の役 以其子權太郎清衡有勤王之勲 乃封奥乃六郡 復居之 当時 北上川在城之辺 浮梁之称今在東北 有高水寺趾 東南有鎮岡祠 白族池 俱事詳封内風土記 多歴年所人不知之 立碑以傳焉

藩儒 田辺希元 選

安永三年四月十五日



豊田館跡（江刺岩谷堂字豊田）

とある。

その面積 凡そ七反四畝（七三・三八アール）であり、南、西二面高崖をなす。

同地内より土師、須江等の細片が地表採取される。（発掘調査等は未だ行われない）

最も重視される中心部は約一米程、高いが、昭和一八・九年頃、東北電力株式会社の、変電所敷地に当てられ、地形が変更されると共に遺跡が破壊され原形は明らかでない。

しかし、豊田館の一部が改築され、豊田城と呼ばれるに至ったのは中世初期であろう。

そして、豊田城の初見は磐井、胆江地方等に強大なる勢力を有していた千葉常胤系の系譜であって、鎌倉初期以降である。

建久六年（一一九五）千葉頼胤の没後、三男胤道が「伊刺三郎を称し、豊田城に住す」とある。

従って、豊田城は北上高地の西端丘陵、旧豊田館の一角、通称「のぞき」と称される部分（標高四四米）を中世城廓様に改造されてからであり、東西五七間、南北三九間の城域は、鎌倉初期に改築された後の城塞であって、経清、清衡等の居館、豊田館ではない。

輸

運

正応年中（一一三三〇頃）本領に降った葛西宗家五代清宗は領地経営のため、鎌倉初期以来在地の代官的支配者（地頭職）等の大粛正を行い、豊田城の千葉胤道系伊刺氏は五・六代の末え、清宗に討ち亡ぼされている。その後、葛西氏の分流が伊刺氏（第二次）を称しての居城が推定されるが、明らかでない。

江戸 三井親和 書
江刺郡餅田邑人建立

奥州藤原氏初期の居館の地は、餅田集落一帯、あるいは、その後方、高台までの広い地域が推定されるが、豊田城は館跡の一角「のぞき」と称される地域を、城廓に改造する小面積の所であり、多くの疑問が残されているが、混同すべきでなからう。

清衡移館の地

清衡が豊田館を捨てたのは、北上川の河道変遷により舟航の便を失い、奥羽二国の経営に支障するに至った事は、既に、何人も知るところであるが、居館を移した所、其の所は、名もない荒れ地ではなかったろうか？

清衡移館前の自然環境を省くことは困難であるが、須川岳（栗駒岳）の東尾根が長く伸び、その末端が北上高地の西麓に沿って流れる、北上川に入る山麓地帯で、同川右岸の河岸段丘であり、衣川の南岸地帯であって、古来よりの磐井郷であることは言うまでもない。

歴史的には奥六郡の外であって、清衡の祖父安倍頼時が衣川の外に出て、討たれるに至った所であらう。

大概是、衣関の外がただちに平泉の如く認識されているが、衣関より平泉までは、南東へ、尚五軒余をへだてるところであり、道なき山野を跋涉しての五軒余は近くない。

清衡の移館前における平泉を交通、運輸の要衝と論考されているが、古代の平泉（清衡以前の地名等不詳）は道もなく、文化の殆どない山村と推考される。

此処で古代平泉辺における道路交通を言うは、蛇足と嘲笑されるかも知れぬが、論及せざるを得ない。

南北に通じ白鳥駅に至ったとする「松山道」は、平泉実記等に「古道」として達谷辺より丘陵地帯に入り戸河内を経て衣関に至ったとしている。（戸河内の名は、一、二七〇年代既に、河川名として見られる。戸河内の名は中世初

期あるいは、より以前に遡る地名であらう）

従って、「平泉（古名？）は古道に関係はない」が本来の姿である。

しかるに、東鑑は「寺院中央に多宝寺（金堂？）があり、釈迦、多宝像を左右に安置し、その間に関路（大道）を設け旅人の往還の道」とすとある。

中尊寺金堂裏山に衣関への大道が語られている。しかし、道の痕跡がなく、更に、知る人もない。

地理不案内の都人等は、東鑑に見る道が唯一であらう。

東鑑に記される道は、奥州藤原三代秀衡の頃の道ではあるまいか？

今、此処で話題にしているのは、更に、一〇〇年以上も遡る古代の交通である。

現代の状況より推定出来る道、それは、南北に通じ、白鳥駅に至ったと言う松山道がある。

その他、平泉附近を東西に横ぎり、秋田、山形方面等に通ずる道は想定も出来ない。

従って、平泉の地を以って水陸両道の交通、運輸の要衝とするのは、早計であり、地理不案内者の机上の空論ではなからうか？

清衡は移館の地として、北上川舟航による交通、運輸の便を考慮し、河道変遷の容易に起こる可能性の少ない真滝湖上流端に近く、そして古くより（陸奥国開拓期等）白鳥駅等に通ずる舟航の寄港地（？）が選定されたのではなかったか、そして、柳の御所、伽羅御所等、藤原氏の居館が舟附場に接し営なまれた」と考えられるのである。

真滝湖

一関市狐禅寺字舞台に語られる伝説を、平泉志に

「平泉より小道七、八里東、狐禅寺村にあり、秀衡猿楽を見し舞台ありしとぞ、今地名となれり」と、三代秀

衡にまつわるところとして語り伝えられている。

真滝湖は既に埋没して見られないが、地質学上では、狐禪寺狭窄部より上流に広く湛水する所であり、太田川合流点等は、その上流端に近い」としている。

従って、長部山西麓舞川、川辺谷起」一帯は真滝湖跡であり、湖沼の埋没によって造成された河岸平野であり、耕地化されるに至ったのは、昭和中期のことで、極、最近のことである。

平泉の地名

最近の地誌で阿部和夫氏は「平泉の地名は、藤原清衡が移館の際、その前途を祝し名づけられたのであろう」としている。

従って、平泉の地名は固有の地名ではないらしいが、古来の地名等は知る人もなく、伝承もない。

補遺(二)

第四部 災害防水

第一編 洪水

第二章 洪水痕跡

九、補 毛越寺僧院移転

補遺

九、毛越寺僧院移転

毛越寺一山衆徒一八院の殆どが、本寺毛越寺の南方、字毛越の丘陵上に境内を接し僧堂、庫裏等を建立している。

その様は、さながら僧院集落の感がある。

しかし、佛都奈良、京都等における大寺院にあっては、周辺に神佛を奉祀し、鎮守等とし、院坊を設け僧、沙門等をして別当たらしめ奉仕させるのが常道である。

毛越寺においても同様であろう。(安永風土記抜)

守護社名	所在地	別当坊僧院名
東方鎮守 日吉神社 (山王、白山権現社)	字志羅山	別当白王院覚城坊
南方鎮守 祇口社	字祇口	威神院寂浄坊
西方鎮守 稻荷明神	〃 稻荷沢	〃 日輪院隆藤寺
北方鎮守 熊野社	〃 花玄山ノ南	〃 光圓院圓光坊
阿弥陀堂	〃 祇口	〃 寿徳院圓藤坊
伊豆権現社	〃 毛越下	〃 普賢院山曉坊
白山社	〃 志羅山	〃 寿命院千入坊
不動堂	〃	〃 大乘院柳下坊
常行堂	〃	〃 千手院常本坊
幸神社	〃	〃 妙祥院池上坊
日光三社	〃	〃 藥王院千光坊
不動堂	〃 日照田	〃

西妙寺	〃	新井田	〃	慈光院蓮入坊
北野社	〃	〃	〃	金剛院鳥谷ヶ崎坊
稻荷社	〃	護摩堂	〃	宝積院桜岡坊
薬師堂	〃	毛越下	〃	正善院正善坊
阿弥陀堂	〃	祇口	〃	蓮乗院蓮乗坊

等とあり、近世中期まで平泉町の平坦地、洪水氾濫地帯に広く配置されていたのである。

それは、如何なる宗派においても、信仰の中心となる本山、本寺を眼下にする様な、逆な位置に僧院を配置する筈がなく、当然のあり方である。

しかるに、毛越寺における守護の神佛は相殿、合祀等によって他に移されるものが多く、古来の境内に残されるものは甚だ少なく、近世前期の境内等も明確でない。

従って、別当坊僧院の旧境内を確認することは困難である。

幸にも、旧境内等と伝えられる所に、別当坊僧院の旧墓地が残されており、現在も各々の僧院によって詣でられ、管理されている。

従って、これ等の墓地附近が旧僧院の跡であり、旧境内と推定されるので、その位置と標高を見れば次の如くである。

僧院名	旧墓地所在地	標高(約)
白王院	字志羅山	約三七米
感神院	祇口	二四〃
光圓院	祇口	二四〃

寿徳院	毛越	三五〃
普賢院	志羅山	二六〃
寿命院	護摩堂	二六〃
大乘院	〃	二六〃
千手院	(鐘堂)	
慈光院	字大沢	約四〇〃
福昌院	新井田	二五〃
宝積院	〃	二五〃
蓮乗院	日照田	三五〃
正善院	祇口	二四〃
	毛越	二六〃

(注) 毛越寺境内標高 約三五米

カスリン台風洪水位 約二八米

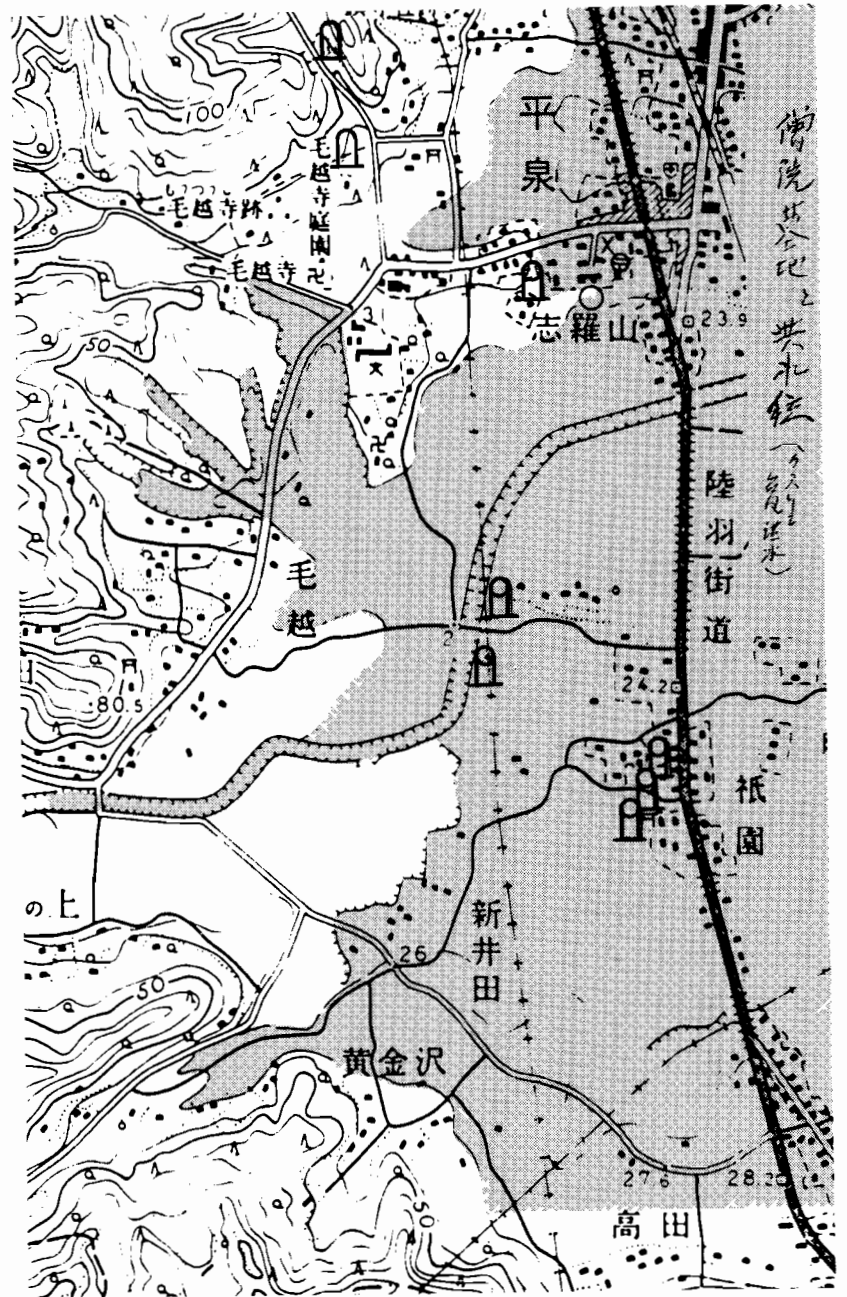
伝承の最高洪水痕跡 約三〇米

等であり、墓地と共に僧院が洪水氾濫域にあったと考えられ、現在の字毛越の地における僧院集落は、近世後期の移転による再編成の集落と推定されるが、移転に関する資料、記録等は殆ど公開されず、伝承のみである。

従って、現況では明確にすることは、殆ど不可能である。

字毛越の僧院の間には「旧院は、低い位置で平地にあった」と伝承されている。「何年頃の移転」か?の間には答えがない。

推考にすぎないが、毛越寺子院の移転が同時に行なわれたとすれば、諸院が同時に蒙った災害(大洪水に因る流失



又ハ大火) が考えられる。

しかし、移転工事が長期にわたり、一斉に行なわれていない。

従って、同時に蒙った災害によるものでもない。又、一院毎の災害(火災等)の原因による移転でもない。

それは、一院の移転に一二年、甚しきは四五年の歳月を懸けて新院造営を行っているから、従来の僧院にありながら新院を造り移転したことが考えられるからである。

従って、僧院の移転は、被災による窮余の策とは考えられない。

しからば、移転の原因は何であつたか?

伊達氏治下における毛越寺は、祭祀奉行の所轄に属したことが考えられる。

しかし、伊達奉行所が、毛越寺僧院移転に関し、指示を出したことは聞かない。記録もない。

従って、僧院移転に関与した形跡も、伝承もない。

輸

毛越寺は、古来無本寺(一山寺)であるが「寛文五年六月東叡山より天台宗門に御改られ」云々(安永風土記)とあり、更に、「御直末(末寺)に罷成申候」とある。

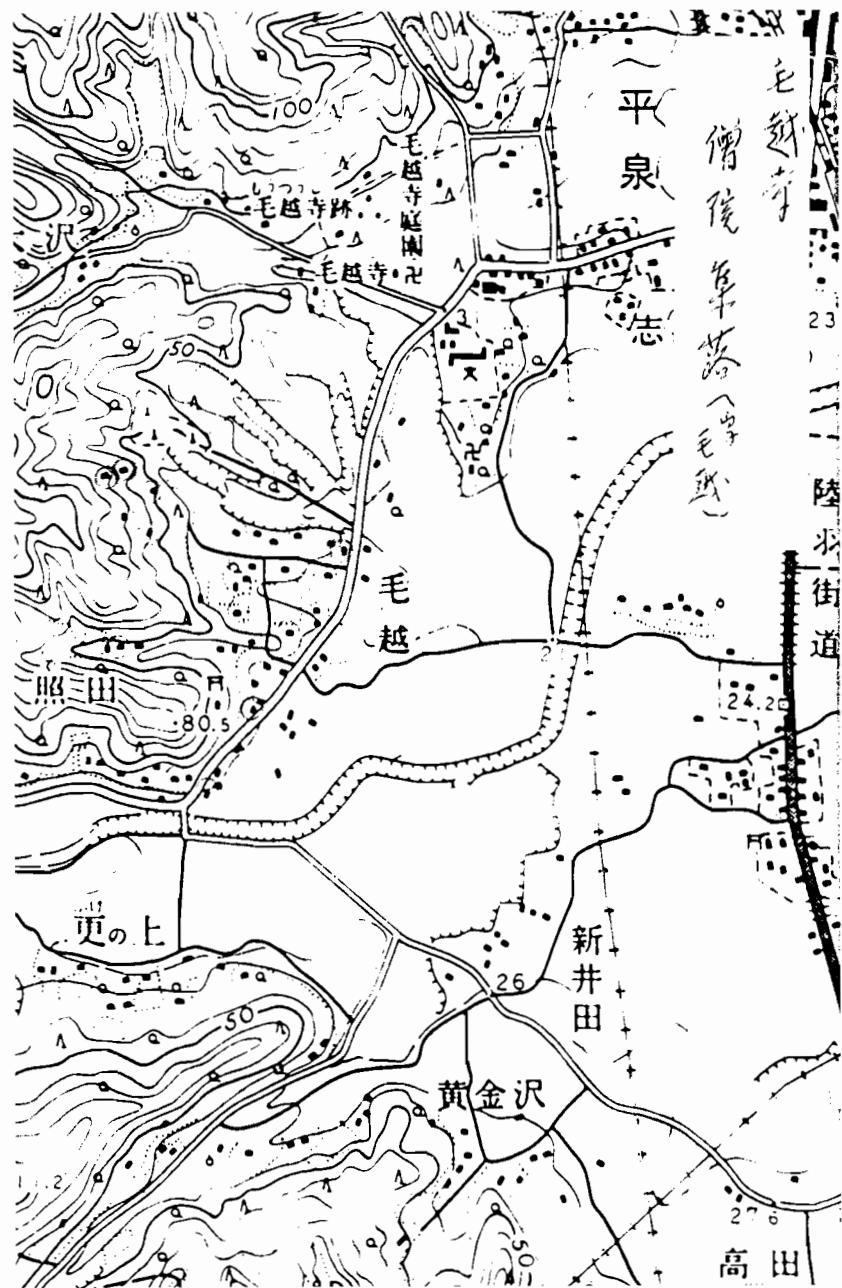
従って、僧院移転は本寺、東叡山の関与するところではなかったか?、明らかにする資料はない。

千手院

運

千手院は、峯(平泉町字花立)にあり、不動尊を本尊とするが、千手堂の別当院でもある。

千寿(手)堂は「本尊は千手観音及二十八部衆と申伝候処、今ハ、千手観音の像斗相残り退転無御座候、本尊ハ



立像、御長一寸七分、定朝ノ作にて秘佛なり」(安永風土記)とあり、更に、小阿弥陀堂、辨才天堂、幸神社等の別当を兼ねる。

伝承によれば、千手院は、中世初期(正慶年間?)焼失するが、旧地に再建し来る」と言う。

従って、毛越寺子院中、只一院、旧地にあり法灯を継承せる僧院であり、何故、字毛越に移転しなかったのか?謎の僧院である。

妙祥院

妙祥院の旧境内は、毛越寺の北隅、辨天池の上方にあり池上坊と称される。

北野社外七社につき、右別当ハ平泉毛越寺衆徒天台宗妙祥院」(安永風土記)とあり、更に、「以上ハ社ハ正慶(一三三二)元亀(一五七〇)七二 両度野火ニ焼失後、建立不仕候ニ付、社跡書上仕候。右社跡、只今ニ石場等は相残居申候事」(同風土記)とある。

焼失後、本寺毛越寺より低い平坦地に僧院を再建して居たため、字毛越に移転、再建せざるを得なかったのである。

従って、妙祥院の移転は例外であろう。

輸

寿徳院

(附) 妙祥院が旧境内に再建(焼失後)していたら、千手院同様移転せずに済んだか」等と語られている。

寿徳院の移転等に関しては伝承も聞かず、一切は不明であり、殆ど、古来(開創時)の院地と考えられている。しかし、古来の位置とするならば、何故、同院だけが、常規を逸して、本寺毛越寺より高い位置に開院されねばならなかったか。



旧地より移した宝塔(感神院)

更に、庭前には、僧院の象徴とも言うべき石造の大宝塔一基が移し建てられている。

同院の移転前は南方鎮守祇口社の隣地と伝えられるから、低地であり、洪水の被害等蒙りやすい所である。

(注) カスリン台風洪水には一・五〜二・〇米程の浸水とある。

しかし、移転は比較的、遅かったのではなからうか？、それは、新院地が集落の奥で、通交の不便な谷奥であり、特に、自然環境に恵まれるところとは言い難い所であるからである。

この謎を解明する資料は何一つ残され、語られても居ない。

寿徳院は、伊豆権現社の別当坊であるから、同社の近くに在り、日夜、奉仕された事に相違ないが、一院のみ山中に置かれたか？別当坊であるからでは説明になるまい。

同院の開創は、伊豆権現の参道に接する平坦地に権現社の山を背にしていたのではなかったか？

従って、勅使館よりも、本寺毛越寺よりも低い所に置かれたことが推定されるのである。

そして、墓地は伝承の大洪水位より高い所(山中)に設けたのであろう。

そして、現在の院地に近い墓地は院地を現在地に移した後に設けられるところであらう。

資料を逸し、伝承も聞き得ず推測にすぎないが、同院の移転は早い時期に行なわれ、伝承が既に、風化し去ったのではないか？。

感神院

感神院は祇口社(文化庁指定史跡)の別当坊であり、国道四号の西側にあり、墓地は境内に接續して稍々北方にある(中世の板碑一基)。

標高二四米にみえない低地で、北上川の洪水氾濫常習地帯である。

しかし、同社は毛越寺の南方鎮守として奉祀された社であり、洪水氾濫の理由で遷座等は出来ない。

従って、神に奉仕する別当感神院は、鎮守社並びに、社領、寺領及び附随する百姓等を捨て移転し、鎮守社の退廃を黙視出来ないから、毎年の洪水被害にもかかわらず、依然として旧院地に止まって奉仕し来ったのである。

それが、近世後期に至って移転しているから不可解である。

同院が、現在の字毛越西洞に移転した経緯につき、同院の伝承は「自から望んで移転したのではなく、好むと好ま

ざるとによらず移転させられた」と伝えている。

移転の年代等は明らかでないが、伝承等より推定されるのは白王院より早い、一七院移転の全体からすれば後期であらう。

移転の対象は僧院のみであったのであろうか？、先祖代々の墓はいずれも旧地に残したままである(墓石の移転に困難のためではないらしい)。

同院の裏山に、移転当時の建立と言う六角柱状の「洞中萬靈供養塔」(年号なし)と、旧墓地から移したと言う墓石が二基あり、一基は寛延三年(一、七四〇)一二月とあるが、他の一基は磨耗してか読みとれない。

二基共約七〇程の碑であり、僧院移転にたづさわった院主の先代及び先祖の墓碑でもあろう。

毛越寺衆徒白王院は、本寺に近い字志羅山にあり、東方鎮守日吉神社の地主、別当である。

同院の旧境内は、毛越寺衆院の中では比較的、高い位置にあり、旧院墓地は洪水の波及等は殆ど考えられない所にある。

同墓地に接し、鎮守日吉社、白山社跡等がある。

同院の移転は、同院の記録に文化二年（一八〇五）に鋳入を行ない、同六年（一八〇九）完成と言うから、前後五ヶ年の歳月を要している。

一院の移転としては長期にわたりすぎる、それは不急の工事であったからではないか？、当初より移転計画に入れられていたのであるが、文化年間に至り、移転の契期となったのは何か？、語り伝えられるものもないから、既定の方針によって、やむを得ず移転せざるを得なかったのかも知れない。

そして、移転事業の最後期ではなかったろうか？

新院地は字毛越僧院集落の奥であり、高地に設けられ、朝、夕の出入にも不便な所である。

衆院移転計画

毛越寺衆院移転は、名利、毛越寺保全のため行なわれたのであろうが、誰が企画したか？記録もなく明らかでないが、本寺、毛越寺の計画ではなからう。

それは、毛越寺開山以来、数百年の間、鎮守等の別当坊に対し、別当たる社寺を捨て、移転を強制することは信仰上あり得ない事であるからである。

考えられるのは、総支配者、領主伊達氏か？、しかし、一切、関与した形跡がない。そして推進役は誰であったか、一切は謎である。

推定されるのは、徳川幕府の社寺統制政策によって、名目上の毛越寺本山（本寺）となった東叡山ではなからうか？

それは、移転工事の進め方が、余りにも緩慢であり、更に、新院配置等、殆ど、無計画と言えるであろう。

それは、統制力の弱さを明らかにするものではあるまいか。

更にしかし、文化六年「白王院成就」を、最後と考えれば移転に四〇―五〇年程の長期にわたっているが、途中で抛棄されることもなく、進行されている。

従って、与えられた既定方針を曲げぬ根強さがあり、原因は、一山には只「洪水？」と語られるのみである。

しかし、被害を確証づける資料もない。

昭和二二年カスリン台風洪水時には、僧院は旧墓地の殆どが水没している。

更に、同地域に伝承される過去の洪水位はカスリン台風洪水の湛水位より六尺（約二米）高いと伝えられるが？。

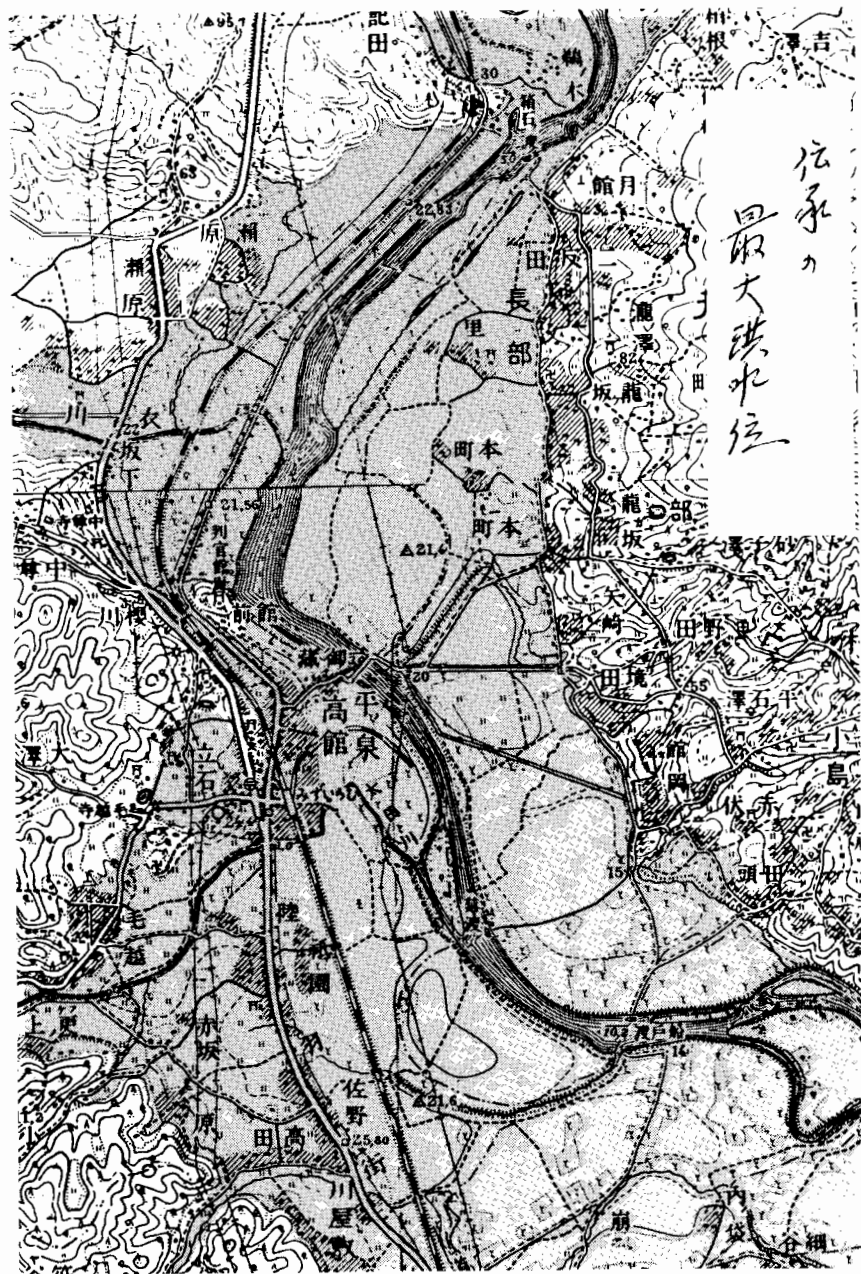
附

奥州勢が何故負けたか

源頼朝の政権確立の為に、平清盛よりも藤原秀衡が邪魔視されていたらしい。

それは、清盛の死について東鑑は、養和元年閏二月の条に「大四日庚戌 戌剋入道平相国薨」とし、以下七〇字の殆どが遺言等である。

文治元年三月壇の浦の戦についても、他の事項に續けた書き込み程度の様である（原典不詳）が、同三年一〇月の条に、行を改めて今日秀衡入道陸奥国平泉館に於て卒玄」とし、更に、経歴等を一〇〇字に及んで書き連ねている。



従って、重大関心事であつたらしい。

文治五年四月五日鎌倉の源頼朝は奥州の藤原氏（泰衡）討伐につき御沙汰を願ひ出している。しかし、院宣も、勅許も出されていない。

にもかかわらず泰衡討伐に、頼朝は鎌倉を出発している。

鎌倉方より攻め立てられ、致し方なく防戦に立つた奥州勢には、何んの為の戦いか？、理解出来ない。

八月八日、遂に、福島、宮城県境の阿津賀志山に戦端がひらかれている。

しかし、戦う意志のない奥州勢の意気の揚らないのは当然であろう。

頼朝の泰衡討伐の噂に、平泉藤原氏の動揺等は覆うべきもなかったのであろう。

情勢の非を早くも察知した住民は、一家一族を挙げて他国に逃れ、あるいは山野にかくれて、田畑等を耕作するものがなく、作付するものがないから無論収穫すべき物は何一つ無い。

東鑑（あづまかがみ）は

「今年は稼穡^{かしこ}みのらず、飢饉のうれいがある」

としている。更に

「磐井、胆沢、江刺等三郡には農料を仙北郡（秋田県）より回し与える」様に指示している。

（注）稼穡＝農業、農作物、

うれい＝愁

運

輸

郡名及農料＝現代用字とす

従って、三郡には、翌年の種子（農作物）さえも無かったから、餓死者等の多数に及んだことは想像以上であつた

期以来の記録的大洪水」と述べられるのも、物語りがなけば承認されるところであったから、はばかりものでなく、大言されたのであろう。

更に、平泉古図の北上川河岸に太い黒線を引き廻し「土手」と附記されてある。

土手の内側（山側）は諸士屋敷とあり、倉庫等も設けられてある。

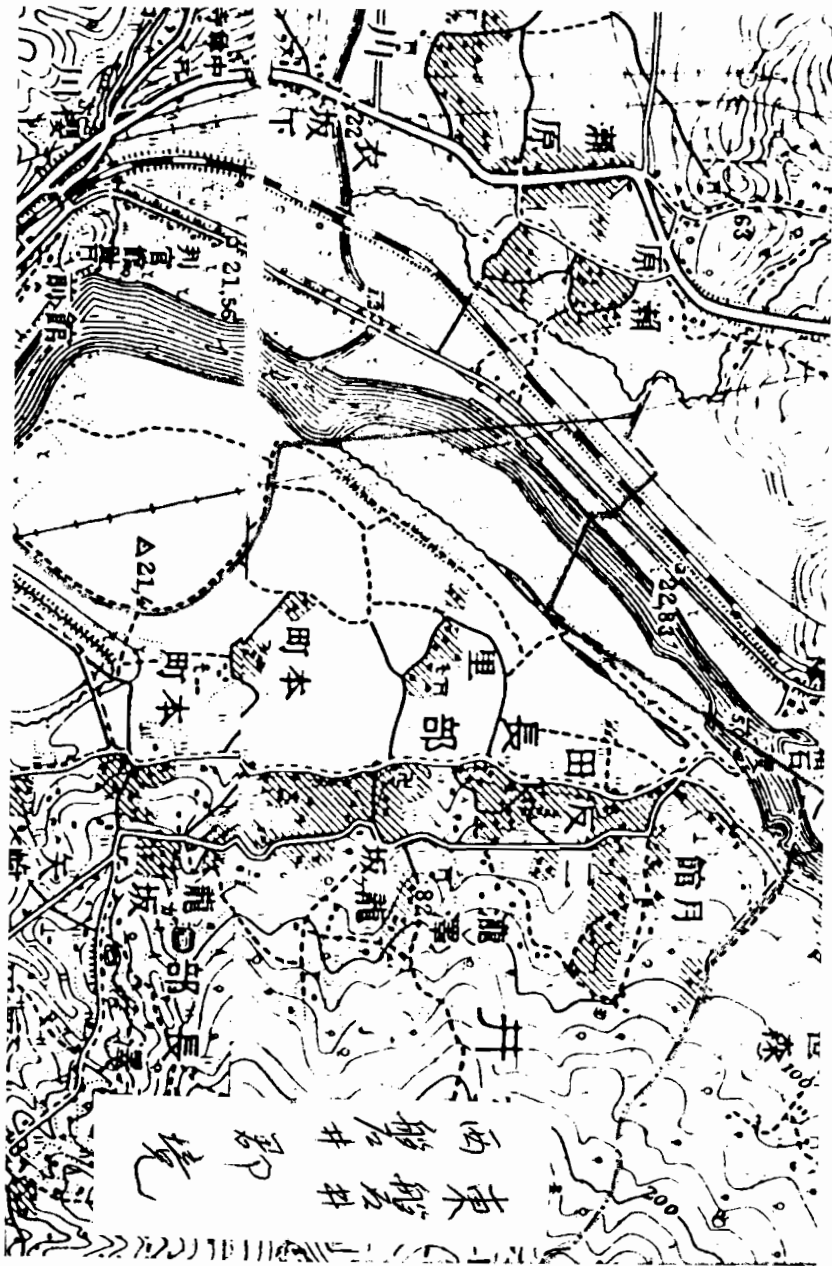
この土堤（堤防）が鶴木館岩山の下流（前沢町字白鳥館）及び字里（平泉町長島田東磐井郡長部村）対岸で決壊し、洪水の流が囲繞堤内に充滿し、津波の如く搦手門まで押し寄せる事等は推定に難くない。

従って、諸士屋敷等は泥水に没し又は流失の災に遭うたのであろう。

更に「二時（約四時間）ばかりにて大波ことごとく引き云々」としているのは、囲繞堤の下流が破堤して放出せるための減水であらう。

従って、平泉藤原氏の蒙る被害は絶大であったと共に、北上川の河道変遷によって、諸士屋敷の再建等は不可能であったと推定される。

例 洪水後の新河道は平泉町字瀬原東崖下まで及んだことが推定され、太閤検地には、稍々、東寄りの河道があり郡界設定の基となり、更に、政宗、寛永両検地においても旧来の境界線に従い、近年に至ったから、北上川河道の西側（右岸）に東磐井郡長部村の所管地域があり、東北本線の敷地となっている。



終りに

遠く征途を歩み続け、被労する鎌倉勢に対攻すべくもなく、余りにも、もろく敗走する奥州勢、その原因は何んであったか、誰もが理解に苦しみ、ある者は「藤原氏の人心離脱による統率力の失墜」を言い、「大義名分の立たない戦を強いられた奥州勢」、又、「天候不順と住民の生産放棄等に因る大凶作」等、種々語られているが、洪水に因り備蓄の糧食を失い、武具、甲冑等を泥水に濡らし、更に、人、馬も共に空腹では、十分なる戦が出来なかったであろう。

従って、奥州勢敗退の原因は北上川の洪水氾濫ではなかったろうか」と推定される。

北上川（第九輯）年表

年号	紀元	重要事項	北上川関係事項	備考
大宝 二	BC 一〇〇	弥生時代	沼ノ上遺跡	
和銅 二	九七	竹内宿弥東国巡視		
〃 〃	一一〇	日本武尊東征		
〃 〃	三三七	田道將軍 僻夷を討つ 伊寺水門に敗死す。		
〃 〃	四〇〇頃			
大宝 二	七〇〇	陸奥守が初めて任ぜらる		
〃 〃	七〇九	初めて鎮守將軍が置かれる		
〃 〃	〃	出羽棚が築造される	角塚（胆沢）が造らる	
養老 六	七二五	丹取群（名取群）が建置せらる		
神亀 五	七二二	陸奥国に棚戸を配す。		
〃 〃	七二八	丹取、玉造軍団等を置く	伝二戸天名寺創建	
天平 九	七二九	大野東人陸奥鎮守將軍に任せらる		
〃 〃	七三七	多賀城が建てらる		
天平勝宝元	七四九	吾が国で初めて奥州より金を産す	奥州より金を献す	
神護景雲元	七五八	桃生城造建せらる		
宝亀 七	七六七	雲原群に伊寺城造建てせらる	この頃、磐井郡等皇化す	
〃 〃	七七六	舟五〇隻を造り、陸奥国に備え置く	桃生城下 北上川	
延暦 七	七八〇	覺繁城を計画す 成らざりしが？		
〃 〃	七八八	紀古佐美征東將軍に任せらる	紀古佐美等 北上川東岸の夷を討つ 官軍	
〃 〃	七八九		敗る。	

延暦	一〇	七九一	田村麻呂	征東副使となる
〃	一五	七九六	〃	鎮守將軍に任ぜらる
〃	一六	七九七	〃	征夷大將軍に任ぜらる
〃	二一	八〇二	〃	胆沢城造使に任ぜらる
弘仁	二二	八〇三	〃	志波城造使に任ぜらる
嘉祥	三	八一	志波城移転を具申す	
永承	六	八五〇	僧国仁(慈覚大師)東北を巡錫す	
この頃		一、〇五一	源頼義を陸奥守に任じ、安倍頼時を討たしむ	
康年	五	一、〇六二	前九年役 終る	
寛治	元	一、〇八七	後三年役 終る	
長治	二	一、一〇五		
文治	三	一、一八九	奥州平定を京に報ず(源頼朝)	
〃	?	〃		
〃	〃	〃		
建久	三	一、一九二	源頼朝 征夷大將軍となる	
嘉祿	元	一、二二五		
元弘	元	一、三三一	南北二朝対立す	
明德	三	一、三九二	南北二朝合一す	
天文	五	一、五三七		
天正	一三	一、五八五	豊臣秀吉関白となる	
江刺愛宕に粘版岩による怯碑建つ 伊達殖宗「塵介集」を定む 陸奥国 大凶作 分領せらる 前鎮守將軍藤原秀衡系亡ぶ 北上川流域等 鎌倉御家人(源頼朝臣)の 磐井川の畔に骨寺を創建す 奥之群司安倍頼時叛す 互理権大夫藤原経清 江制豊田館に入る 前奥之郡司安倍頼時の一族 厨川柵に亡ぶ 前鎮守將軍清原氏一族金沢柵に亡ぶ 奥六郡押領使 藤原清衡平泉に居を移す 藤原清衡 平泉に最勝寺を建てる 毛越寺(後骨寺再興) 建立				

補遺
以下北上川第六輯参照

天正	一七	一、五九〇	〃	奥州仕置が行なわれる
----	----	-------	---	------------

輸 運

元和	五	一、六一九		
〃	六	一、六二〇		
〃	九	一、六二四		
寛永	元	一、六二六		
〃	三	一、六二六		
〃	九	一、六三二		
〃	一七	一、六四一		
正保	二	一、六四五		
寛文	五	一、六六五	八戸藩 創立	
〃	二二	一、六七二	河村瑞軒東廻り航路を開く	
天和	二	一、六八二	田村領 創設	
貞京	三	一、六八六	神仏分離令	
明治	二	一、八六八	徳川幕府大政奉還を行う	
〃	三	一、八六九	四民平等を令す	
〃	四	一、八七〇		
南部氏 北上川の水利用を以って江戸へ廻米を行う。(北上川河口經由) 伊達臣水沢邑主石母田大膳 幕府黒印状を以って水沢より米五〇〇石を江戸へ回送す 藩命により川村孫兵衛 北上川中流部の河道整理を行う 伊達氏奥郡に米蔵を建てる 川村孫兵衛の北上川河道整理終る 舟航の便、良くなる 政宗、黒印状を以って江戸廻米を許す 伊達領御検地 紫波郡の一部 八戸南部氏領となる 石巻へ 八戸南部藩 江戸廻米蔵を建てる 八戸藩廻米蔵を石巻に設く 紫波米を初めて江戸へ廻米す 凶作				

明治	六	一、八七二	地租改正	新山川岸（盛岡）に運輸取扱所が設けらる
〃	一〇		天皇東北 北海道御巡幸	北上川回漕会社が設立される
〃	一四			石巻に回漕業岩手組設立される
〃	一七	一、八八四		北上川横石撤去工事行わる
〃	一八	一、八八五		狐禅寺河岸まで川蒸気船通行す
〃	一九	一、八八六		狐禅寺において岩手丸の就航式行わる
〃	二二	一、八八九	東北鉄道 盛岡まで通ず	狐禅寺に船着き場を設け運送業が行わる
〃	二四	一、八九一		北上川大洪水
〃	二七	〃		黒沢尻字川岸大火 大小の舟一〇〇余隻焼失す
〃	二九	一、八九六		北上川上川舟運廃止となる
				北上川舟運関係施設 殆ど 払い下げらる
				北上川沿岸御蔵場敷地 払い下げらる（岩手県）

御 挨 拶

北上川第八輯の刊行後、既に、数年を経て更に續編とも言いがたい事は承知してはいますが、資料も捨て難く、尚、整理しつつある時、幸にも、岩手工事事務所より一声があり、喜んで、筆を起こしたが、年令には勝てず遅々として進まず、遂に、今日に至った事を陳謝するものです。

尚、北上川舟運につき、取りこぼした事は舟航途中に発生した事故災難、其の他あるが暫々、保留するのやむない事を記しておく。

平成元年

編者 佐嶋與四右衛門

編集後記

「北上川」は昭和四八年に第一輯が発行されて以来、北上川に関する貴重な資料として、我々河川行政に携わる者のみならず、学識経験者や郷土史家の方たちからも高い評価を受けてまいりました。その内容は流域の自然、河道の変遷、治水事業、利水事業、河川に関わる歴史や文化等、多岐にわたっており、編集にあたってこられた先輩諸氏や原稿の大部分を執筆された元建設事務官佐嶋氏の努力に敬意を表するものです。

昭和五六年三月に「北上川」の最終輯である第八輯が発行されてから早くも十年がたちました。この間、引き続き資料収集を続けてきたわけですが、この度、舟運に関する部分を補完し、一冊の本に取りまとめ、発行することとなりました。微力乍らこの「北上川」の編集に参加することができましたことは、私としましても大変嬉しく思うものです。

本輯の編集に当り、御協力下さった佐嶋氏、ならびに資料提供に応じてくれた方々に、つつしんで謝意を表します。

洪水予報課長 安 陪 和 雄

北上川 第九輯

平成三年三月十五日印行
平成三年三月二十五日発行

(非売品)

編集

東北地方建設局

岩手工務所

発行所

盛岡市上田四丁目二

岩手工務所

盛岡市上田一丁目六―四九

印刷

株式会社 熊谷印刷